西來寺

大塚山 西来寺誌

宗祖親鸞聖人 七百五十回御遠忌
西来寺創始 千二百年記念

ごあいさつ

西来寺住職　釋 充賢

このたび、親鸞聖人七五〇回忌及び西来寺千二百年法要を記念として、「西来寺誌」を刊行することとなりました。

当西来寺は弘仁年間（八二〇～八二四）に一乗寺という天台宗の寺として創建されました。それ以来、親鸞聖人関東より御帰洛のとき、小田原市国府津に立ち寄られ、時の住職乗頓、聖人の話を聞き、これぞ末法相応の仏法として宗旨がえを致し、寺名を西来寺と改めました。時下って戦国時代、各地で起こった一向一揆を恐れた相模国領主北条氏は領内に一向宗の寺院のあることを許さず、時の住職頓乗はやむを得ず一時京都に移りました。北条氏滅亡の後、今の場所に戻り、江戸時代初期に東西本願寺分派の際、東本願寺に帰属し、現在に至ってます。しかしながら、西来寺は近年二度の火災に遭い、残念なことに古い文献を焼失してしまいました。この度、市文化財専門審議会委員の上杉孝良氏ならびに市史編さん室の真鍋淳哉氏のご協力により、寺史を編纂することになりました。資料が少ない中、両氏は江戸時代に書写された『相州文書』や昭和に入って川島庄太郎氏の残した寺史、さらに境内の石造物などにより考察をかさねて頂き、両氏のご尽力によって、西来寺誌にまとめ上げて頂きました。是非ご高覧の上、末永くお手元に置いて頂きますようお願いします。

尚、西来寺誌編纂あたり、上杉、真鍋氏はもとより、携わって頂いた多くの方々に心より感謝致します。またこの度、御門徒の皆様のご協力によって、本堂庫裡の改修ならび渡り廊下の造成が出来ましたことを深く御礼申し上げます。

西来寺二十一世　釋 甫圓

西来寺の歴史記要を書くに当たり、多くの皆様にご尽力を賜りました。心より御礼申し上げます。

西来寺の歴史の中で、昭和二十四年（一九四九）三月二十九日、西来寺本堂庫裏の全焼は、私にとって忘れることのできない記憶です。

夜半一時頃、風呂場付近より出火し、発見者は私で、火の勢いは強く、空気の乾燥のため火は一気に燃え広がり大事に至る。原因は漏電と考えられる。暁方より降り始めた小雨は涙雨のように思われ、焼け跡に佇み只呆然とするばかりでした。

本堂庫裏が漸（ようや）く完成したのは昭和二十九年（一九五四）十月三日。入仏式の行列は、総代村瀬氏の事務所米が浜より約百人程の列を造り、平坂を登り、税務署近くに至りて、雨は本降りとなり難渋いたしました。稚児数十人も雨に濡れて可哀想でした。阿弥陀如来の仏像はお唐櫃の中に入り、篤信者三島三郎右衛門氏ともう一人の信者が担いで本堂に至り、本堂内で村瀬氏、長谷川氏、達氏の報告があり、誠に、先住職と私はうれし涙を禁じ得ませんでした。

最後に、本年は火災後六十三年。正確には七度も勧募を重ね、その都度莫大のご迷惑をおかけ致した事、心より深く感謝し、又お詫び致します。

総代　川島 幸雄

この度は、西来寺創建千二百年を迎えるにあたり檀家の皆様のご厚意で多大な寄付を戴き、本堂（土台、天井、屋根の一部）、及び庫裏の一部を修復、お手洗の新築（三十坪）が行われました。お手洗につきましては、従来は外から入れなかった不便さを考え、表からも出入り出来るようにいたしました。

西来寺は千世帯の檀家を抱えております。横須賀市民で知らない方は少ないと思います。

西来寺さんと私共の繋がりは、今から三百三十年位前に先祖が檀家となり以来、今日までお世話になっております。今後も子々孫々末代までお世話になることは確かですので、よろしくご指導下さいますよう、お願い申し上げます。

私共の先祖を永久にお守り下さる西来寺さんに、心から深く感謝を申し上げ一言、ご挨拶に変えさせていただきます。

目次

発刊にあたって　2

図版

一、西来寺の草創　17

二、中世の西来寺　21

1　中世相模国における浄土真宗の「抑圧」

2　『相州文書』にみる戦国時代の西来寺　27

3　西来寺に残された中世の石造物　36

4　中世の不入斗村　38

5　西来寺旧蔵の教如上人書状　42

三、歴代譜　46

四、江戸時代の西来寺

1　本願寺の東西分離　48

2　西来寺周辺の模様（不入斗村）　49

3　梵鐘の奉献　50

4　江戸時代の西来寺檀家　53

①安永元年「不入斗村絵図」に見る村内檀家

②近隣周縁村の檀家

5　『新編相模国風土記稿』に記される西来寺　56

6　安政六年の伽藍焼失　59

7　不入斗の児童教育と西来寺　59

五、明治時代の西来寺
1 明治維新の仏教弾圧 …… 61
2 寺子屋から不入斗学校開設へ …… 61
3 西来寺『什物御届』について …… 62
4 明治九年の本堂再建と「真宗西来寺之真景」 …… 67
5 『不入斗村戸籍取調帳』（明治十年）と檀家 …… 69
6 不入斗村の変容 ―要塞砲兵連隊の設置― …… 71
7 明治二十八年『古寺調査事項取調書』について …… 73
8 明治の伽藍焼失と再建事業 …… 75
9 鎌倉・荏柄天神社の「天神名号」について …… 76
六、その後の西来寺の沿革
1 山門の建立 …… 78
2 関東大震災と西来寺 …… 78
3 西来寺における仏教日曜学校の開設 …… 79
4 昭和の諸事業 …… 80
①宗祖親鸞聖人六百五十年御遠忌法要
②墓地境内の改修と無縁塔の造営
5 「弘法の爪彫地蔵」について …… 81
6 昭和の伽藍焼失と再建事業 …… 82
①伽藍の焼失
②本堂・庫裏の再建
7 平成の諸事業 …… 86
①本堂屋根瓦葺替等及び鐘楼建替事業
②山門の補修事業
③宗祖七百五十年遠忌記念事業
―本堂・客殿庫裏改修工事―
七、寺宝・什物 …… 89
八、年中行事 …… 96
九、墓碑銘 …… 98
1 鈴木忠兵衛（勝三郎）
2 鈴木忠兵衛（政太郎）
3 小林与兵衛（勇次郎）
4 村瀬春一
5 上村一夫
十、西来寺年表 …… 100
写真で綴る 西来寺 …… 105
平成二十三年 本堂改修工事 棟梁のはなし …… 114
新建築 …… 120
西来寺の樹木や花 …… 122
仏事の手引き …… 124
著者・写真家 ご紹介 …… 126
あとがき …… 127

本尊　阿弥陀如来立像

寄木造　玉眼嵌入　漆箔　像高 72.9cm (室町時代)

本尊は前傾に立っています。今にも我々のところに向かって歩み寄ろうとしていることを現しています。

親鸞聖人絵像

絹本著色　縦 78cm　横 56.5cm (明治時代)

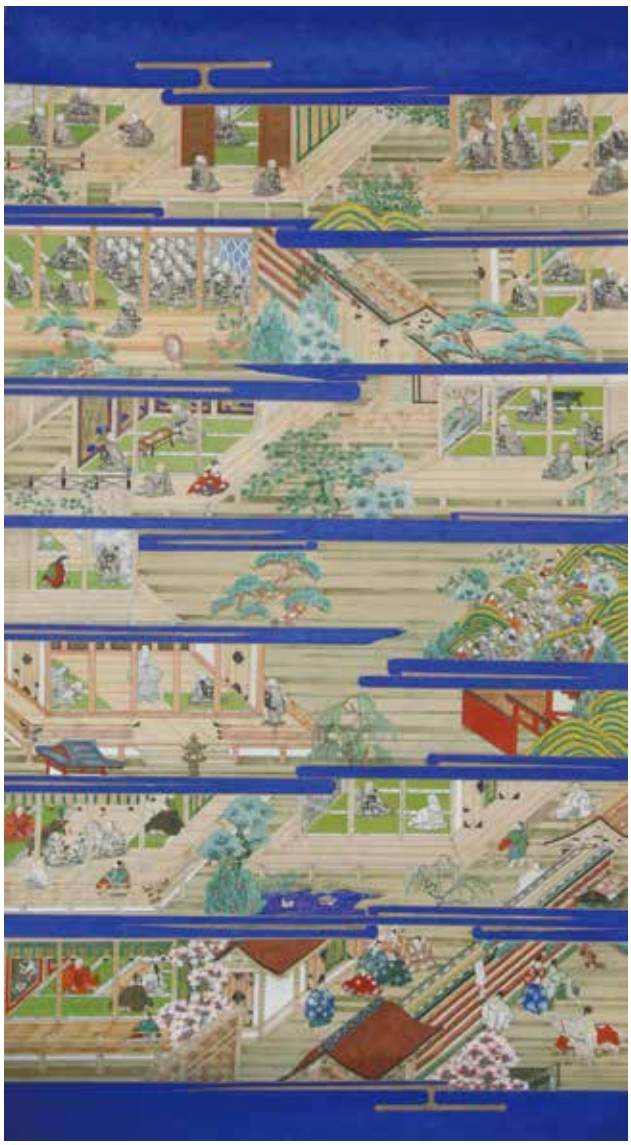

親鸞聖人絵伝（御絵伝）

絹本著色　各縦 143cm　横 78.2cm　第二十世釋昭圓筆

部分

蓮如上人絵像

絹本著色　縦 101.8cm　横 51cm　第二十世釋昭圓筆

三朝七高僧絵像

絹本著色　縦 103cm　横 48cm
第二十世釋昭圓筆

聖徳太子絵像

絹本著色　縦 103cm　横 48cm
第二十世釋昭圓筆

仏涅槃図

絹本著色
縦 137.5 横 87.5cm
平成 17 年（2005）
京絵師 川面稜一筆

二河白道図　絹本著色　縦 72.2cm　横 78.3cm　現代作

梵鐘

銅製鋳造
総高 147cm
鐘身 114cm 口径 76.1cm
撞座径 14cm
江戸時代（元禄 9 年・1696）
作者 太田近江大椽藤原正次・同庄次郎正重

西来寺

初夏から夏にかけて、鮮やかな花を咲かせます。西来寺のこの百日紅（さるすべり）は、樹齢およそ 200 ～ 300 年ともいわれています。

一、西来寺の草創

現在でも、本堂脇の鐘楼に掛けられている元禄九年（一六九六）に鋳造された梵鐘の銘文（梵鐘およびその銘文の全体については、後述の「江戸時代の西来寺」の項を参照されたい）の冒頭には、次のような記述を確認することができる（難読語句と思われるものには、適宜ルビを付した。以下同）。

史料①

相模国三浦郡不入斗郷大塚山西来寺、其先天台教寺也、住持乗頓深明天台圓頓之旨、而偏雖説示民家之男女、元是最上乗之法而、所不能及也、所謂世奠、在華厳会上現丈六之金身、著瓔珞細軟之衣而、説頓大乗之法、欲度群類、然時未到機未熟、聴之如聾、見之如盲、仏在世猶如此、況又末世衆生輩、為僧以利生、応為念是仏之所遺誨也、故乗頓、深思之、深忖而、唱浄土真宗云々、（後略）

【読み下し】相模国三浦郡不入斗郷大塚山西来寺は、その先は天台教の寺なり。住持乗頓深く天台圓頓の旨を明かす。しかるに偏に民家の男女に説示するといえども、元はこれ最上乗の法にして、及ぶこと能わざるところなり。謂うところの世奠、華厳会上に在りて丈六の金身を現し、瓔珞細軟の衣を著して、頓なる大乗の法を説き、群類を度さんと欲す。しかるに時いまだ機到らず未熟にして、これを聴くに聾のごとく、これを見るに盲のごとし。仏、世に在るになおかくのごとし。いわんやまた末世の衆生の輩、僧となりてもって利生するをや。まさに念をなすはこれ仏の遺誨するところなるべきなり。ゆえに乗頓、これを深思し、深く忖りて、浄土真宗を唱うると云々。（後略）

【現代語訳】相模国三浦郡不入斗郷大塚山西来寺は、以前は天台宗の寺院であった。その時期の住持であった乗頓は、深く天台宗の究極の教義たる円満かつ速やかに成仏するための教えを説いた。そのため、熱心に付近の住民たちにこの教えを説いていたものの、もともとこの天台宗の教義は最上級の教えであったために分かりやすいものではなかったので、その教えを広く普及させることは不可能であった。いわゆるお釈迦様は、華厳経を説き聞かせるための法会の場に、一丈六尺の金色のお体でその身を現され、首飾りなどの装身具や細い糸で織り上げた柔らかな衣を身にまとわれて、にわかに深遠な仏の教えを説かれて、多くの人々を救済なされたいとお考えになられたのである。しかしまだその時機はきておらず、教えを受ける人々が未熟であったため、お釈迦様の教えが聞こえても、何も聞こえていないに等しく、またお釈迦様のお姿が見えても、何も見えないに等しい状態であった。仏がこの世にあった時代においてもこのようなありさまであったのである。ましてや仏の教えの衰えた末法の世の人々が僧侶となって人々に利益を与えようとしても、それを与えることができるであろうか。まさに念仏を唱えることこそが仏の残された教えであったはずなのである。そのため乗頓はこのことを深く思い、また深くおもんぱかった結果、浄土真宗の教えを唱えたということである。

また、明治九年（一八七六）に不入斗村で生まれ、海軍技師を経て、その後西来寺世話人として本寺の歴史等の研究に尽力された川島庄太郎氏が、昭和十七年（一九四二）に著された『佐野不入斗両町内ノ沿革』（孫の白根貞夫氏が昭和四十四年（一九六九）になり発刊）には、「西来寺略歴」として、次のようにみえる。なおここにみえる「紀元」は、すべて「皇紀年代」での表記となっている（なお、川島氏の文中で用いられている正字は、常用漢字に改めた）。

史料②

大塚山西来寺は横須賀市不入斗町七二〇番地に在り、当山は其昔弘仁年間京都叡山天台宗の高僧定相律師（りつし）の開基せられたるものにして、関東唯一の古刹なり。宗祖伝教大師延暦二十四年（紀元一四六五年）始て宗旨を世に伝へられし以来数年の後なり。西来寺所蔵過去帳中、戒名知鏡奥法尼、弘仁六年四月三日（紀元一四七五年）卒すとあるは其最も古き者の一なり。当山は開基以来二十一代、約四百三十有余年間を経過したる後、寛元四年（紀元一九〇六年）に至り、浄土真宗々祖親鸞聖人は貞永元年（紀元一八九二年）より三年間、相模国々府津御滞在の折、同聖人の高弟西仏の実弟海野小四郎義親は同聖人の御教化を受け、一向専修の念仏に帰依し、法名を乗頓と号し、当山に入て改宗し、茲に当山の浄土真宗の開基とす。御兄の西仏は、宗祖七十三輩考中、最高の御弟子にして、宗組三十五歳、越後国へ謫前（たくぜん）既に御教化を受けられたるなり。海野小四郎義親は、信州の出身源氏の末流たる武人なり、聖人念仏修行の勤化、衆生化盆（けぼん）の行相普（ぎょうそうあまね）く各地方を風靡せりと伝へらる。乗頓は弘安十年十月六日（紀元一九四七年）遷化す。第二代祐専は延元々年正月二十日（紀元一九九六年）遷化す。第三代了玄は応永二十八年八月四日（紀元二〇八一年）遷化す。第四代玄智は文明十四年十一月十日（紀元二一四二年）遷化す。第五代乗智は享禄四年二月二十八日（紀元二一九一年）遷化す。（後略）

さらに川島氏は同著の中で、昭和十七年段階では現存していたと思われる「西来寺略縁起」なる史料を引用されており、そこにはまた次のようにみえる。

史料③

相州三浦郡不入斗郷大塚山西来寺は昔天台宗なりしが、高祖聖人三浦御修行の時、乗頓御教化を受け、即（すなわち）一向専修の念仏に帰し（寛元四乙巳年也）衆生化盆の行相全く違（たが）ふ事なし、二代祐専、三代了玄、四代玄智、五代乗智、（後略）

【現代語訳】相模国三浦郡不入斗郷大塚山西来寺は、以前は天台宗の寺院であったが、浄土真宗の宗祖親鸞聖人が三浦で御修行になられた際、西来寺の住持であった乗頓が聖人の御教化を受けられ、すなわち一向専修の念仏に帰依して（寛元四年のことである）、人々を教え導くことにつきまったくまちがえることはなかった。その後西来寺は、二代祐専、三代了玄、四代玄智、五代乗智と続き、……（後略）

長々とした引用となってしまったが、川島氏が典拠とされた「西来寺所蔵過去帳」や、また史料③については、いずれも昭和二十四年（一九四九）の火災によって焼失してしまったものと思われ、残念ながら現在それに

直接あたる術はない。そのため、ここに引用した川島氏の記された記事は、西来寺の草創を考えるうえで、きわめて貴重な文献ということができよう。この川島氏の残された記述を含め、以上の史料①から③の三つの文献の記事を総合すれば、西来寺の起源は、以下のようなものであったと伝承されてきたこととなろう。平安時代前期の弘仁年間（八一〇～八二四）に、比叡山延暦寺（滋賀県大津市）の僧侶定相律師が西来寺を開創しその開基となったことから、西来寺は元来、天台宗寺院として創建された。残念ながら昭和二十四年に焼失してしまった「西来寺所蔵過去帳」のなかに、弘仁六年（八一五）四月三日に「知鏡奥法尼」という戒名の女性が没したと記されていたことは、この時期にはすでに西来寺が開創されていたことを示す徴証となりえるものである。西来寺はその後、住持二十一代、時間にして約四百三十余年間、連綿として継続していったが、鎌倉時代中期になり、信濃源氏出身の海野小四郎義親が、当時相模国国府津（神奈川県小田原市）に滞在なさっておられた浄土真宗の宗祖親鸞聖人のもとに赴き、その御教化を受けたことから一向専修の念仏に帰依するようになり、出家して法名を乗頓と号して、寛元四年（一二四六）に西来寺に入り、寺の宗旨を天台宗から浄土真宗に改め、乗頓は真宗寺院としての西来寺の開基となった。乗頓の兄の西仏は、親鸞聖人が承元元年（一二〇七）に越後国府（新潟県上越市）に配流される（承元の法難）以前から聖人の教えを受けていた、最も古参の弟子であった。その後乗頓は、弘安十年（一二八七）十月六日に寂し、また第二代住職祐専は延元元年（一三三六）正月二十日に寂した。さらに第三代住職了玄は応永二十八年（一四二一）八月四日に、第四代住職玄智は文明十四年（一四八二）十一月十日に、第五代住職乗智は享禄四年（一五三一）二月二十八日にそれぞれ寂し、戦国時代を迎えた。

先述のとおり、これらの記事の典拠とされている史料の多くが焼失してしまっている以上、残念ながら、それらをひも解き、直接確かめる術はもはやない。しかし、親鸞聖人は越後に配流された後、建暦元年（一二一一）に赦免されたが、その後も越後国内での布教につとめられ、ついで建保二年（一二一四）には妻恵信尼等を伴われて上野国佐貫（群馬県邑楽郡や館林市一帯）を経て常陸国笠間郡稲田郷（茨城県笠間市）周辺を拠点とされ、伝道に力を尽くされた。『教行信証』の初稿本はこの東国御滞在中に完成しており、またその後聖人は、貞永元年（一二三二）に東国を発し、帰洛の途につかれたことはよく知られている。国府津の眞楽寺（真宗大谷派）には、安貞二年（一二二八）頃親鸞聖人がしばしば国府津を訪れて近隣の住民に教えを説かれるとともに、布教のための道場として「勧堂」を建てられたが、その後の貞永元年、京都へ上られる途中にここに立ち寄られたところ、人々が聖人を引き留めたため、眞楽寺に七年間滞在され、その後弟子の顕智坊にこれを譲られて上洛されたとの伝承が残されている。親鸞聖人が西上の途についた際、足柄峠越え・箱根峠越えのいずれを選択されたかについては定かでないが、鎌倉期における足柄峠越えと箱根峠越えとの分岐点が酒匂宿（神奈川県小田原市）であったことを考えれば、いずれにせよ国府津（ただし鎌倉時代の史料では、「国府津」とする表記は見られず、「古宇津」「粉水」「郡水」などと記されている）付近を通過したことはまちがいないものと思われ、こうしたことからこの伝承が生まれたものと考えられる。浄土真宗としての西来寺を開創した「海野小四郎義親」が親鸞聖人のもとに赴き、その教化を受けたというのはこの時期のことを指しているのであろう。

なお川島氏は、海野氏を信濃源氏の出身としているが、現在では滋野氏系の信濃国小県郡海野荘（長野県東御市一帯）を本拠とした武士と考

えられており、治承・寿永の内乱期には源義仲に属し、その後鎌倉御家人となって、『吾妻鏡』にもその名が現れている。ちなみに、真田昌幸・信之・信繁（幸村）などを輩出し、戦国時代の信濃・上野において勃興し、武田氏や豊臣秀吉・徳川家康等に臣従して、近世大名となっていく真田氏は、この海野氏の支流とされる一族である。残念ながら、「海野小四郎義親」およびその兄の名を『吾妻鏡』等の鎌倉時代の文献史料に見出すことはできないが、「海野左衛門尉幸氏」など『吾妻鏡』にその名が見える海野一族の支流ということになるのであろう。

この乗頓の後、西来寺の住職は、二代祐専、三代了玄、四代玄智、五代乗智と続き、鎌倉時代後期から南北朝・室町時代を経過していき、西来寺にとってはまさに激動となる戦国時代を迎えてゆくこととなるのである。

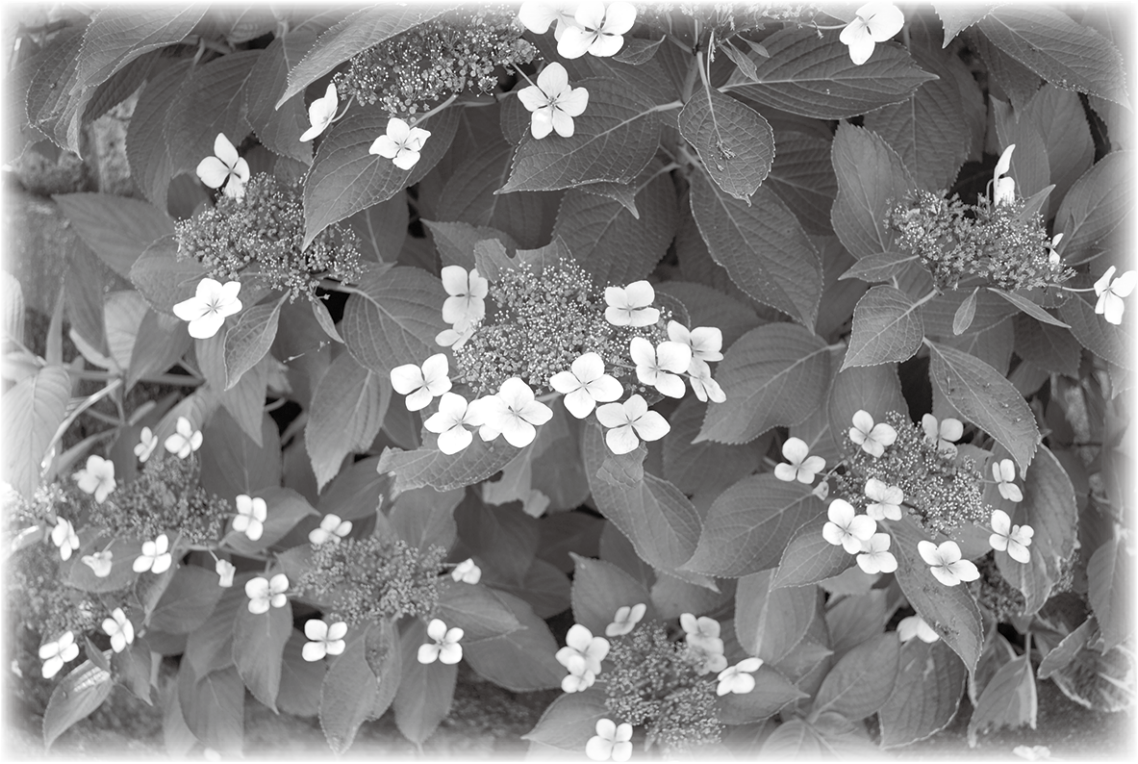

二、中世の西来寺

1　中世相模国における浄土真宗の「抑圧」

さて、享禄四年（一五三一）二月二十八日に寂したとされる第五代住職乗智の後をうけて第六代住職となった頓乗の時期にいたり、先述のとおり西来寺は激動の時期を迎えることとなるが、戦国期の西来寺の様相を見てゆく前に、ここでは相模国を中心とした中世の関東における浄土真宗の展開の状況や、戦国時代に相模国を領した戦国大名小田原北条氏と真宗とのかかわりについてふれておくこととしたい。

宗祖親鸞聖人の東国滞在が長期間に及んだこともあり、初期真宗教団は東国を中心にして展開していったことは著名である。鎌倉末期の東国にはすでにかなりの数の門徒が存在していたことは「親鸞門侶交名帳」などの史料によっても確認することができ、また現在横須賀市野比に所在する最宝寺（浄土真宗本願寺派）は、おそらく鎌倉末期にはすでに鎌倉弁ケ谷高御蔵（光明寺北方の山裾の地。現在の鎌倉市材木座六丁目十番地付近と推定される）の地に存在していたものと考えられており、鎌倉をはじめとする南関東における真宗の広がりの一端をうかがうことができよう。

その一方、すでに鎌倉時代には「真宗抑圧」の動きが存在したこともまた事実である。この時期の「抑圧」は大きく分けて二度存在したものと思われるが、その第一は、親鸞聖人の子善鸞と東国の門徒とが対立し、東国門徒の中心的人物であった横曾根性信が善鸞によって幕府に訴えられた、いわゆる「善鸞事件」である。この対立のなかで幕府による門徒への抑圧が発生したが、親鸞聖人は善鸞を義絶して性信等を支持し、性信等に有利な形で事態が決着した結果、幕府と門徒との関係は正常に復し、御家人のなかから真宗に入信する者も生まれる結果をもたらすこととなった。またその第二は、弘長二年（一二六二）に親鸞聖人が遷化された後、聖人の孫覚恵と唯善との異父兄弟が聖人の京都大谷廟所の留守職をめぐって争った、いわゆる「唯善事件」が関東に波及してのものである。この「唯善事件」に関しては、これまでに多くの研究がなされ、ほぼ解明され尽くしているものと思われるが、事件のあらましは、徳治元年（一三〇六）に覚恵が病臥したため（翌年寂）、唯善は覚恵とその子の覚如上人を大谷廟所から追放したが、延慶元年（一三〇八）に本願寺留守職をめぐる訴訟が院庁などでおこなわれ、結局唯善は敗訴して、覚如上人の大谷廟堂留守職が確定したというものである。さらにこの事件は大略、覚恵の系統がその後の本願寺教団へと発展していき、その側から見た唯善の簒奪という形式で叙述されることが多いものといってよかろう。しかしその後、唯善は延慶二年に鎌倉へ下り、同所常葉で親鸞聖人の御影・御骨を安置したところ、「田舎人々群集」といったありさまを呈し、その後下総国下河辺荘中戸山（千葉県松戸市）に西来院を建立して移住することとなる。こうした唯善の鎌倉下向および下河辺荘定着には鎌倉幕府の援助があったと考えられることは、諸研究によってすでに明らかにされているが、この事件がもたらした東西門徒の分裂状況には深刻なものがあり、ひいては覚如上人側に対する幕府の姿勢には厳しいものがあったことはまちがいなかろう。さらにこの時期関東では、「専修念仏停廃」の命令が出されており、この命令は唯善の動きによって大きくはならなかったものの、鎌倉時代末期にはすでに真宗に対する一種の「抑圧」が存在したことをうかがわせるものである。

こうした真宗に対する「抑圧」は、いわゆる「一向一揆」などに対する牽制から、戦国大名などにも引き継がれていったとされ、上杉謙信と一向宗との対立、また織田信長による大坂本願寺への攻撃などはよく知られている。そうしたなかでも、当時の関東における小田原北条氏の真宗「弾圧」政策は、戦国大名らによる真宗「弾圧」政策のなかでも特に著名なものといってよかろう。通常、小田原北条氏による真宗への「弾圧」の根拠とされるのは、次に掲げる二点の史料である。

史料④ 北条家虎朱印状（東京都港区・善福寺文書）

掟

一 去今両年、一向衆、対他宗度々宗師問答出来、自今以後被停止了、既一向衆被絶以来及六十年由候処、以古之筋目、至于探題他宗者、公事不可有際限、造意基也、一人成共就招入他宗者、可為罪科事、

一 庚申歳長尾景虎出張、依之、大坂へ度々如頼入者、越国へ加賀衆就乱入者、分国中一向衆、改先規可建立旨申届処、彼行一円無之候、誠無曲次第候、雖然申合上者、当国対一向衆不可有異儀事、

右、門徒中へ此趣為申聞、可被存其旨状如件、

永禄九年丙寅十月二日（虎朱印）

阿佐布

【読み下し】

一 去今両年、一向衆、他宗に対し度々宗師問答出来、自今以後停止せられおわんぬ。すでに一向衆絶えられ以来六十年に及ぶ由に候ところ、古の筋目をもって、他宗を探題するに至らば、公事際限あるべからず、造意の基なり。一人なりとも他宗を招き入るるにつきては、罪科たるべき事。

一 庚申の歳長尾景虎出張。これにより、大坂へ度々頼み入るるごとくんば、越国へ加賀衆乱入につきては、分国中一向衆、先規を改め建立すべき旨申し届くるところ、彼の行一円これなく候。誠に曲無き次第に候。しかりといえども申し合わする上は、当国一向衆に対し異儀あるべからざる事。

右、門徒中へこの趣申し聞かせなし、その旨を存ぜらるべきの状件のごとし。

永禄九年丙寅十月二日（虎朱印）

阿佐布

【現代語訳】

一 昨年・今年にかけて、浄土真宗本願寺派の者たちが他宗に対して宗旨問答を仕掛けることがたびたび発生しているので、今後はこれを禁止する。北条氏領国において一向宗本願寺派の者たちが断絶してからすでに六十年に及ぶということであるから、いまさら現在通用している規定を改めて、以前の規定をもって他宗に対して探題することがあれば、裁判が数限りなく発生する事態となってしまい、不法行為を考えたくらむことのもととなるものである。そのためこれ以降は、一人といえども他宗の者を善福寺に招き入れることがあったならば、それは処罰の対象とする。

一　永禄三年（一五六〇）に長尾景虎（上杉謙信）が関東の北条氏領国に侵入してきた。このため、大坂の本願寺へたびたび依頼したのは、長尾氏の本拠たる越後国に加賀の一向一揆衆が乱入して攪乱してくれるよう取り計らってもらうことであった。そうしてくれれば先に定めた規定を改めて、北条氏領国においても浄土真宗本願寺派の寺院を建立して構わないとする旨を本願寺に申し届けたにもかかわらず、そうした行動は一向になされなかった。まったく言語道断のことである。しかし北条氏としては、そのような申し入れをなしたからには、領国内での浄土真宗本願寺派の行動に対して禁圧することはしない。

以上の内容につき、門徒たちへこの旨をよくよく申し聞かせ、その趣を承知させるようにせよ。（後略）

史料⑤　北条為昌朱印状（鎌倉市・光明寺文書）

三浦郡南北一向衆之檀那、悉鎌倉光明寺之可参檀那者也、仍如件、

享禄五壬辰七月廿三日　（「新」朱印）

光明寺

【読み下し】

三浦郡南北一向衆の檀那、悉く鎌倉光明寺の檀那に参るべきものなり。よって件のごとし。

享禄五壬辰七月廿三日　（「新」朱印）

光明寺

【現代語訳】

三浦郡内の浄土真宗本願寺派の檀那は、これ以降すべて鎌倉光明寺の檀那となることを命じる。（後略）

史料④は、永禄九年（一五六六）十月二日に小田原北条氏が武蔵国阿佐布（東京都港区麻布）の善福寺（浄土真宗本願寺派）に宛てて発給した掟書（おきてがき）である。善福寺も、弘法大師空海の創建とされ、もと真言宗の寺院であったが、親鸞聖人がこの地を訪れたことにより真宗に改宗したとする伝承をもつ寺院である。その内容は、現代語訳にも見えるように、前半部分で、一向宗と他宗との宗旨問答や他宗の者を一向宗に引き入れることを禁止し、後半部分では小田原北条氏領国での一向宗に対する政策を改めることを条件に、大坂本願寺に対し、上杉氏の本国越後に加賀門徒の乱入を依頼したことなどが記されている。そのなかに、「すでに一向衆絶えられ以来六十年に及ぶ由に候ところ」とあることから、本史料は従来、北条氏が六十年に及ぶ一向宗禁圧政策をとってきたことを示すものとして扱われてきた。さらには、永禄三年から六十年をさかのぼる永正三年（一五〇六）から、つまり小田原北条氏の初代伊勢宗瑞（北条早雲）の時代から北条氏の一向宗禁圧政策は始まったとする見解も示されている。

また史料⑤は、享禄五年（一五三二）七月二十三日付けで、三浦郡内の一向宗の檀那はすべて浄土宗の鎌倉光明寺の檀那となるよう命じたものである。この史料に捺されている「新」の文字を刻む朱印は他に用例がなく、朱印から発給者を特定することは不可能であるが、当時の三浦

郡は玉縄城（鎌倉市）主の支配下に置かれたことを考慮に入れれば、こうした命を三浦郡内に発することができた存在は玉縄城主のほかには考えられないことから、本史料の発給者は、当時の玉縄城主であった北条為昌（氏綱の子で、氏康の弟）と考えられている。いずれにせよ、北条氏により三浦郡内の一向宗の檀那が光明寺の檀那となるよう命じられているわけであるから、これが従来北条氏による一向宗禁圧政策を示す根拠として扱われてきたことは一見確かなように思われよう。

しかし近年では、この二点の史料を根拠とした小田原北条氏によるいわゆる強力な「一向宗禁圧政策」には疑問が投げかけられている。すこし具体的に見てゆくこととしよう。まず史料④についてであるが、後半部分に「先規」を改めた理由として、永禄三年からの長尾景虎の関東侵攻に対する牽制のため、北条氏は本願寺に対し加賀門徒衆の越後への乱入を要請し（実際には、本願寺門主顕如上人と相婿（あいむこ）であった甲斐の武田晴信の仲介を得ている）、その見返りのためとしている。しかし北条氏は、この要請が実行に移されていないとし、本願寺の協力を評価してはいないものの、領国内での一向宗に対して異儀を差し挟むことはしないとしているわけである。相手方が条件を守らないにもかかわらず、「先規」の変更を保障しているということは、永禄九年に至っても引き続いていた上杉輝虎（謙信）の関東出陣という状況に際し、なおも本願寺の支援を期待したという要素に加えて、「先規」はすでに形骸化しており、永禄三年以前にはすでに実質的に北条領国における一向宗の活動が許容されていたということが考えられるのである。こうした永禄三年以前における北条領国での一向宗禁圧政策の形骸化を示す根拠は、このほかにも存在する。先にふれた最宝寺は、もと鎌倉弁ケ谷高御蔵に所在していたが、大永元年（一五二一）にそれまで寺領のあった野比に寺地そのものを移転したとされている。この大永元年は、当然いわゆる「禁教期」にあたるわけであるが、寺地を移転したものの、最宝寺そのものは存続してことがわかる。さらに本願寺第十世の証如上人が記した『天文日記』には、天文年間（一五三二～五五）に最宝寺の僧侶が大坂本願寺に赴き、西国の末寺が最宝寺のもとから離れないよう本願寺門主に訴えたことなどが記されており、最宝寺の活動を確認することができる。また、江戸時代後期に幕府が編纂した相模国の地誌『新編相模国風土記稿』の三浦郡佐島村（横須賀市）項には、村内の一向宗観明寺（現在は廃寺）につき、「糟屋兵部少輔藤原清承開基ス、清承ハ北条氏ノ家人ナリ、天文二十三年九月卒、釈影現大定ト謚ス、其子兵部少輔某、北条役帳ニ当所ヲ領セシ事見ユ、」とあり、その開基が北条氏家臣であるとしている。永禄二年二月段階での北条氏領国における一門・家臣・寺社等に賦課した知行役を列挙し、収取のための基本台帳として作成された『北条家所領役帳』には、松山（埼玉県東松山市）衆のなかに糟屋兵部少輔の名が認められ、三浦郡佐嶋と同郡菊名（三浦市）にそれぞれ所領を有していることが確認され、『新編相模国風土記稿』の記事の信憑性を裏付けている。つまりここからは、北条氏家臣にすら門徒が存在していたという事実が判明するのである。このほかにも『新編相模国風土記稿』には、従来禁教期間とされてきた十六世紀前半に創建されたことが確認できる一向宗寺院の事例を、約十件見出すことができる。こうした点から考えれば、北条氏による「一向宗禁圧政策」は必ずしも徹底したものではなく、実質的には永禄三年以前の段階からすでに「解禁」状態にあったことはまちがいなかろう。

さらに史料⑤についても疑問が存在する。本史料は先述のとおり、三浦郡内の一向宗の檀那はすべて鎌倉光明寺の檀那となることを命じたものであり、その意味からすれば、一向宗から浄土宗への改宗を促したものと考えられ、一見すると一向宗への抑圧といった状況が読み取れる。

しかし、本来こうした命が北条氏から発せられた場合、その命が伝えられるべきは一向宗の檀那自身であるべきはずであろう。しかしこの史料の宛所は、本来は檀那を得る権利を与えられた光明寺となっているのである。その一方で、一向宗の檀那自身に北条氏からこうした命が伝達された形跡は、現在のところ確認することができない。こうした点から考えれば、本史料はあくまでも光明寺に、三浦郡内の一向宗の檀那を自身の檀那とする権利を認めたものにすぎず、その実効性についてはきわめて疑わしいものと解釈せざるを得ないのである。

しかし、史料④に「すでに一向衆絶えられ以来六十年に及ぶ由に候ところ」と明確に記されていることからすれば、永正初年に北条氏が一向宗に対して何らかの抑圧的な措置を取ったことは事実であろう。従来、小田原北条氏の一向宗禁教の原因は、永正三年に発生した加賀一向宗門徒が越中へ進攻した事件以後、北陸各地で発生した一揆のためと考えられてきた。しかし、本願寺派の勢力が強く、現実に一揆の「被害」を蒙った畿内や北陸の大名すら、永正初期段階において一向宗を禁止した事例はこれまでのところ確認されておらず、この時期に一揆の発生を警戒せねばならないほど本願寺派の勢力が発展していたことが明確とはならない北条領国において、いちはやく北陸における一揆を理由に一向宗の禁教をおこなったとする説明は、説得力に欠けるものといわざるを得ない。これについては、当初室町幕府管領細川政元と連携して伊豆国を奪取した伊勢宗瑞の政治的立場が変化し、本願寺と連携していた細川政元との対立が生じるなかで、本願寺や領国内の本願寺派寺院への何らかの措置が取られ、北条領国においては、史料④に見える「先規」、つまり一向宗に対する抑圧的措置がとられたものの、政元の死去により当面の危機は去り、措置は形骸化していったとする指摘がなされている（鳥居和郎「後北条氏領国下における一向宗の「禁教」について」〈『戦国史研究』三十八号、一九九九年〉）が、これは的を射たものであろう。

一方、史料⑤の発給された享禄五年についてみてゆくと、永禄十一年に蓮如上人の孫顕誓が記した『反故裏書』に、前章でふれた国府津眞楽寺に関して、「近比享禄ノ末ノ年、平ノ氏綱、御一流成敗ニツケテ、真乗他国ヘ忍ヒカクレ給フ、今左京大夫氏康一和ノ儀ト、ノヒ、永禄二年帰国アリ」と、享禄末年（享禄年号は五年までで、享禄五年が天文元年となる）に北条氏綱による一向宗「弾圧」が実施された旨が確認できる。この「弾圧」は、史料⑤と同年のことであるため、両者には何らかの関連性があることも想定される。またこの享禄五年には、畿内でも大規模な「本願寺一揆」が発生しており、それまで本願寺と協力関係にあった幕府の細川晴元は、被害の大きさのためか、法華宗と結び、山科（京都市）本願寺への焼き討ちを行うといった事態も発生していた。法華宗が晴元の依頼に応じたのは、本願寺派の急速な勢力拡大により、両者の間に軋轢が生じたことが原因として考えられる。そうした意味から興味深いのが、次に掲げる史料であろう。

史料⑥『勝山記』享禄五年条

此年シムケカウ宗ト云物ノ天下ニハヒコリ候て、諸宗ヲセメ申候、殊更法花宗ヲ一向ニウシナウヘキ談合ヲ被申候、サル間ムケカウ宗ハ廿万、法花宗ハ五百ハカリ御座候、イツレモ経文ニ身ヲマカセ候て、弓矢ヲ取リ被申候、

【現代語訳】

この年、無碍光宗（むげこうしゅう）というものが諸国に大いに広まって、さかんに他宗を攻撃した。彼らは特に法華宗を根絶やしにしようと談合をおこなったため、無碍光宗側は二十万人が、法華宗側は五百人ばかりの者が集まり、いずれも経文を身にまとって、合戦をおこなった。

『勝山記』は、十六世紀に甲斐国上吉田（山梨県富士吉田市）にあった日蓮宗僧侶が記した、甲斐国や関東各地などの情勢やその年の作柄などについて記した年録を原型に、十六世紀末期に編纂された記録と考えられている。「ムケカウ宗＝無碍光宗」とは、本願寺門徒の本尊である十字名号「帰命尽十万無碍光如来」に由来し、一向宗本願寺派を意味する言葉である。史料⑥からは、この年本願寺派門徒と法華宗徒が激しく対立し、さらにこうした情報が関東周辺にまで伝わってきているということが確認できるのである。

この頃、北条氏綱は公家近衛家と密接な関係にあり、近衛尚通の娘をその後妻としたことはよく知られている。また近衛尚通は法華宗の有力な庇護者として知られており、畿内における本願寺派一揆の状況や、一向宗と法華宗との騒乱の様相が氏綱に伝達された可能性は高い。さらに鎌倉は東国における法華宗の中心であり、当時北条氏と法華宗寺院とが良好な関係にあったことが確認できることからすれば、北条氏は法華宗寺院から一向宗に対する何らかの対応を求められた公算は大きいだろう。そのように考えていくと史料⑤は、従来のように北条氏による継続的な真宗抑圧政策のために発給されたものと考えるよりも、北条氏と近衛家・法華宗などの関係から、この年の政治的状況によって発給されたものと考えるのが妥当ではなかろうか。

長々と紙数を費やしてきたが、以上のような点からすれば、従来語られてきた小田原北条氏による「真宗禁圧政策」といったものは、何らかの形で存在はしたものの、早い段階からそれは形骸化しており、永禄三年以前の段階において実質的にそれは「解禁」状態にあったことは疑う余地のないものと考えられる。六十年に及ぶ禁教政策は存在しておらず、さらに北条氏による一向宗の抑圧は、北条氏と一向宗との関係のなかで生じたものではなく、中央の政治状況などの外的要因が大きく作用したものともいうことができる。小田原北条氏＝真宗弾圧、といった図式はイメージ先行のきらいが拭えないものといえよう。そうした状況にもかかわらず、史料④に「すでに一向衆絶えられ以来六十年に及ぶ由に候ところ」と、あたかも長期にわたる禁教が存在したかのように記したのは、北条氏がこの「先規」の変更を本願寺との外交のなかで利用しようとしたのかもしれない。

本当に小田原北条氏による厳しい真宗弾圧政策が実施されていたのであれば、この時期の北条領国で真宗寺院が活動を行うことは不可能であったはずであり、西来寺もその例外ではなかったはずである。しかし、次節で見ていくように、小田原北条氏時代にも西来寺の存在を確認することができる。まさにこの時期の相模国おいては、真宗寺院と門徒が活躍する余地が存在したことにほかならないだろう。

2　『相州文書』にみる戦国時代の西来寺

西来寺には、たびたびの火災による焼失のため、残念ながら現在は古文書類がほとんど伝来していない。しかし江戸時代後期の段階では、数通の中世文書が伝来していたことが『相州文書』によって確認することができる。『相州文書』は、江戸幕府が天保年間（一八三〇～四四）に、『新編相模国風土記稿』という地誌を編纂するための基礎資料として蒐集し、郡・所蔵者別に整理した相模国内の古文書集である。つまり、幕府から遣わされた者が、相模国内の寺社や旧家に伝来した古文書（主に中世文書）を書写してまわったものということになる。そうした文書蒐集に際して、当時西来寺に伝来していた数通の古文書も採録されたわけである。『相州文書』は、書写・蒐集がなされた後、当時の江戸城内紅葉山文庫におさめられたが、その後この文庫は明治政府により接収され、さらに戦後になり、紅葉山文庫旧蔵史料と近代以降の国有史料を中核として国立公文書館（東京都千代田区）が開設されたことにより、現在は同館の所蔵となっている。なお、現在まで伝来している古文書の原本と、『相州文書』に収録されている写とを比較すると、『相州文書』の写は原本と非常に酷似しており、ここから『相州文書』は、単に古文書の「文字面」のみを書写したばかりでなく、原本の紙の形態や、「筆遣い」をも忠実に書写したきわめて精巧な「写本」であることがわかる。

江戸時代後期には存在した西来寺伝来の数通の中世文書は、明治二十八年（一八九五）に神奈川県の要請にもとづいて西来寺自身の手により作成された『古寺調査事項取調書』（横須賀市所蔵）ではその存在が確認されるものの、明治三十五年の大火により焼失したものと思われ、先述のとおり現在は残存していない。しかしこれが『相州文書』に収録されていたことにより、幸いにもその姿や内容が現在にまで伝わったのである。これらの古文書は戦国時代の小田原北条氏が相模国を領した時期の前後に発給されたものであり、この時期の西来寺の歴史の一端を現在に伝えてくれる貴重な史料である。そのためここでは、この『相州文書』所収の西来寺旧蔵文書を典拠として、戦国時代の西来寺の様相についてふれていくこととしたいが、古文書は当時の状況をそのまま正確に伝えるものである一方、単なる「点」としての情報をもたらすのみであるという弱点をも有している。そこで、「面」としての情報を得るため、少々長文であるが、再び川島庄太郎氏の『佐野不入斗両町内ノ沿革』の記事を引用して、この時期の西来寺の様相がどのように伝承されてきたのかを確認しておきたい。

史料⑦

第六代頓乗に至り相模国守護小田原城主北条氏直公は、浄土真宗を嫌ひ、当国真宗の寺院をして、浄土宗に改宗せしめんとし、始め鎌倉光明寺を使嗾して、同寺より当山に改宗して光明寺の末寺たらしむる事を強要され、両寺間に於て、激しき争論起りたるを以て、遂に之を公儀に訴事し、大野修理亮康豊の御立会に於て頓乗は大に当山伝来の由緒及び衆生化盆（しゅじょうけぼん）の効果ありし所以を陳述に努めたるを以て、遂に当山の勝訴判決に帰し、永禄九年八月二十八日（紀元二二二六年）附を以て大野修理亮康豊の自筆なる勝訴判決状を下附せられたり。然りと雖、氏直公は益々所志の貫徹に努め、当相模国内に真宗の寺院あるを許さず、従はざる者は実力を以て竄逐（そちく）せり、当山も遂に氏直公の竄逐に逢ひ、光明寺の末寺として改宗すべき旨、（ママ（筆者注））軍、代官長谷川

七左衛門尉より厳達せられしに依り、頓乗は止む無く、本尊を裏山の岩窟内に隠し置き、頓乗密かに当郷長浦部落の某檀家（或は長願寺とも云ふ）に隠る。鎌倉光明寺より瑞念と云ふ僧来りて、寺号を宝立寺と改め、住持す。郷民之を見て、或は恨み、或は悲む、頓乗長浦に隠るゝ事五年、深く吾宗門の亡滅を悲み、日夜回復の念止まず。天正十六年（紀元二二四九年）山城国伏見に到り一草堂を建立して、西来寺（本寺は今尚存在せり）と名乗り滞在する事三年に及ぶ、当時豊臣秀吉公は、海内を統御するに当り、頓乗伏見城下に到り、関白秀吉公に、相模国内真宗の寺蹟回復の事を訟事す、天正十八年（紀元二二五一年）に及て小田原対軍落城の後、頓乗は関白秀吉公より寺蹟再興に付き、当山内へ軍人の乱妨を禁止する等、三ヶ条の御朱印あるの旨を添書せらる（別紙参照）依て頓乗は御朱印の制札を護持して、天正十八年当郷に帰る。茲に於て住僧瑞念は大に驚き、本尊及宝物等を棄て夜密に退去す、頓乗再ひ寺号を西来寺と改め、宝立寺の本尊を取除け、山門の大鐘を卸ろして、此処に同本尊を安置し、先に岩窟内に隠し置きたる当山の本尊等を再び本堂に安置す、頓乗は永年の間北条氏直公の圧迫等、大難を漸く切り抜けしも、僅か三年の後遂に文禄二年九月十一日（紀元二二五四年）遷化す。（後略）

史料⑦には、いわゆる小田原北条氏による「真宗禁圧政策」が記されているが、それがあまり実体を伴ったものでなかったことは前節で述べたとおりである。またここには、第一点として西来寺と鎌倉光明寺との間に訴訟が発生し、これに西来寺が勝訴した結果、「永禄九年八月二十八日附を以て大野修理亮康豊の自筆なる勝訴判決状を下附せられた」とある。この「勝訴判決状」に該当するのが、次に掲げる『相州文書』に収録されている史料である。

史料⑧ 北条家裁許朱印状写

（『相州文書』三浦郡不入斗村西来寺文書）

三浦郡之内宝立寺寺務職之事、光明寺・西来寺彼両寺被申事候、因茲、去月十日御評定合、以公儀可令落着之旨、双方申理間、如日限、自西来寺者代僧参符、自光明寺者不被着越候条、相背御法度候間、属越度候、雖然至而今日、両月雖相待候、無是非候間、任御法度、西来寺ハ令落着候者也、仍如件、

「有御印判」　　修理亮

永禄九年丙寅八月廿八日　　康豊在判

西来寺

【読み下し】

三浦郡の内宝立寺寺務職の事、光明寺・西来寺かの両寺申さるる事に候。これにより、去月十日御評定を合わせ、公儀をもって落着せしむべきの旨、双方理を申す間、日限のごとく、西来寺よりは代僧参府し、光明寺よりは着き越されず候条、御法度にあい背き候間、越度に属し候。しかりといえども今日に至り、両月をあい待ち候といえども、是非無く候間、御法度に任せ、西来寺へ落着せしめ候ものなり。よって件のごとし。

「御印判あり」　　修理亮

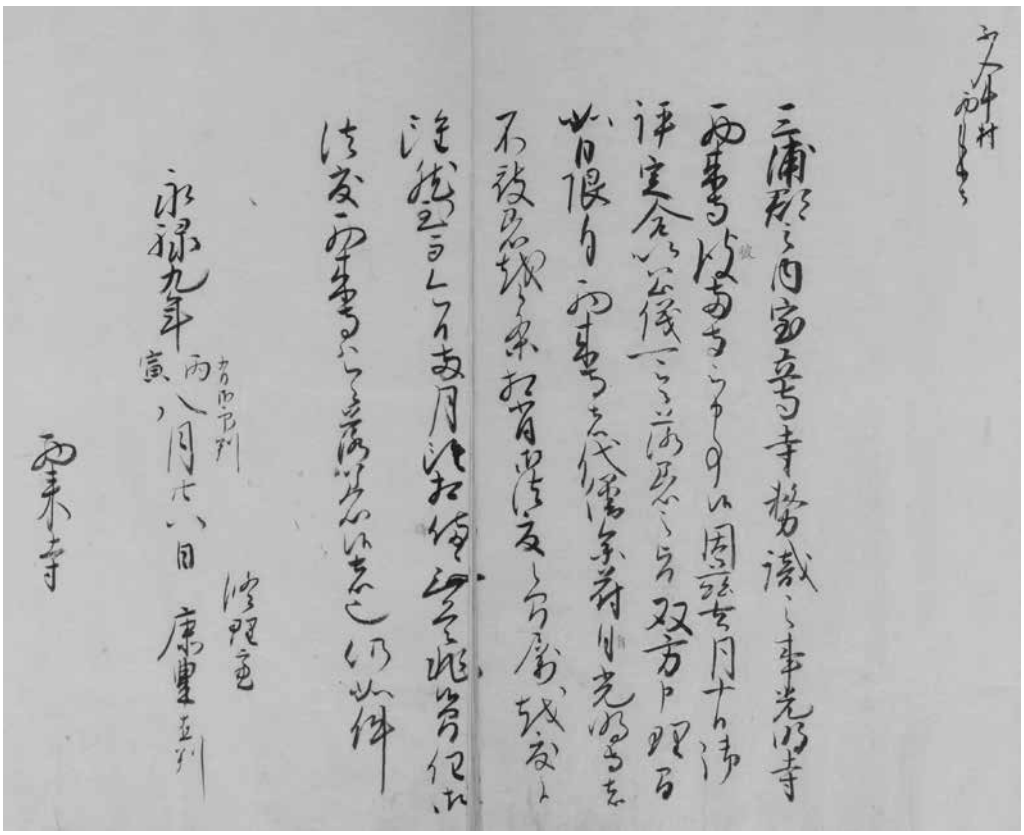

北条家裁許朱印状写

永禄九年丙寅八月廿八日　　康豊在判

西来寺

【現代語訳】

三浦郡内にある宝立寺の寺務職のことにつき、光明寺と西来寺の両寺が、どちらがその寺務職を保持するのかという訴えを提起してきた。そのため先月十日に、裁判での対決を行って、北条氏の判断をもって決着をつけていただきたいとの旨を両者が申し出たため、所定の日取りに西来寺からは代僧が小田原にやってきたものの、光明寺からは人が来なかった。これは法令に違反した行為であるから、光明寺側のあやまちである。そうではあるものの、今日まで二カ月ほどの期間を待っていたにもかかわらず、光明寺側から何のしらせもないのでは仕方がないので、法令に従い、宝立寺の寺務職は西来寺に付与することとする。（後略）

本史料は、永禄九年（一五六六）八月二十八日付けで小田原北条氏が発給した鎌倉光明寺と西来寺との裁判に関する裁許状である。北条氏は領国内のさまざまな階層からの直訴を認めており、原告から提出された訴状が評定にかけられ、担当の奉行衆から判決が出されて、それに北条氏の公印である虎朱印が捺された判決文が発給されるという形式をとることとなるが、この判決文を様式的には「裁許朱印状」と呼ぶ。

内容は、光明寺と西来寺が三浦郡内の宝立寺の寺務職がどちらに帰属するかをめぐって争ったことに関するものである。裁判の当日、西来寺側は小田原の北条氏の法廷に赴き裁判に臨もうとした一方、光明寺側は、もともと自らに不利な裁判と判断したためであろうか、小田原には

赴かず、欠席してしまった。北条氏はなおしばらく光明寺側の対応を待っていたものの、この八月末になっても何のしらせもないため、西来寺の勝訴と判断を下したわけである。鎌倉幕府の定めた『御成敗式目』の第三十五条には、被告が法廷からの召喚状を三回にわたって受けたにもかかわらず、それでも出廷しない場合、訴人に正当な理があればただちに訴人の勝訴とするとした「度々召文を給うといえども参上せざる科」が規定されている。この光明寺と西来寺との裁判においても、北条氏は『御成敗式目』第三十五条の規定と同内容の法令にしたがい、光明寺を法令違反と判断し、西来寺の勝訴として宝立寺の寺務職の帰属を認めたのであろう。また、裁許状は裁判の勝者に交付されるものであるため、本史料は西来寺に対して発給され伝来したのである。なお従来は史料⑦にもあるように、西来寺が北条氏による真宗抑圧のためにこの地を追われた際に寺は一時浄土宗に改められ、その際に寺号も「宝立寺」と改称したとされてきたが、本史料により西来寺と宝立寺とは別に併立する存在であり、さらに宝立寺は西来寺が寺務職を有する西来寺末の寺院であったということがわかろう。

また、文書の末尾にその名が記されている「修理亮康豊」は山中康豊であり、この裁判を担当した評定衆ということになる（なお「大野修理亮」は、実名を治長という豊臣家家臣であり、慶長二十年（一六一五）の大坂夏の陣で主家に殉じたことで著名であるが、永禄十二年の誕生とされており、この永禄九年段階では生をうけていないこととなる）。山中康豊は、北条氏の編制した三浦衆の筆頭的存在であるとともに、三浦郡の行政支配にも深く関わっていたものと推測されている。この案件は三浦郡内の宝立寺の寺務職をめぐる相論であったため、郡内支配に携わる山中康豊が担当評定衆をつとめたのであろう。なお本史料は写真によってもわかるように、江戸時代後期の『相州文書』採録段階ではすでに写の形で伝来している。永禄九年に小田原北条氏から文書の正文（しょうもん）（原本のこと）が発給された後、江戸時代後期までの間に、何らかの事情により正文は失われ、写のみが伝来したのであろう。

史料⑧の内容から考えれば、史料⑦の記述には残念ながら誤解が多いことがわかるが、史料⑦には続いて、北条氏直の時期に西来寺に対する迫害があり、ときの住職であった第六代の頓乗は、西来寺の裏山の岩窟内に本尊を隠し、自らは長浦（横須賀市）に潜んでいたものの、天正十六年（一五八八）に山城国伏見（京都市）に赴き、豊臣秀吉に寺地回復を訴えた一方、頓乗の去った西来寺には浄土宗の鎌倉光明寺から瑞念という僧がやってきて住持となったが、天正十八年の豊臣秀吉による小田原攻撃により、頓乗は寺地を回復し、浄土宗の瑞念は逃げ去っていった旨が記されている。この記事に関わるのが、次に掲げる史料である。

史料⑨ 木下吉隆書状写

（『相州文書』三浦郡不入斗村西来寺文書）

態令啓候、仍西来寺事被召失、浄土宗瑞念と申人、被入替候由承候、
如何之儀候哉、氏直鉾楯之宿懐ニ付ハ、本願寺門徒族、悉被追出西
来寺明申候由、大納言様へ可然様ニ御取成を以、如前々、西来寺被
返付候様ニ御馳走尤存候、惣様　本願寺門徒被召失ニ付而ハ、不及是
非儀候、此一寺計、被追出候ハんハ、如何候、御馳走奉頼候、恐々
謹言、

「写」　　木下半四郎

七月廿九日　　吉隆

長谷川七左衛門尉殿

御宿所

【読み下し】

わざと啓せしめ候。よって西来寺の事召し失われ、浄土宗瑞念と申す人、入れ替えられ候由と承り候。如何の儀に候や。氏直鉾楯の宿懐に付ては、本願寺門徒の族、悉く追い出され西来寺を明け申し候由、大納言様へしかるべき様に御取り成しをもって、前々のごとく、西来寺を返付せられ候様に御馳走もっともと存じ候。惣様　本願寺門徒召し失わるるに付ては、是非に及ばざる儀に候。この一寺ばかり、追い出され候わんは、如何に候。御馳走頼みたてまつり候。恐々謹言。

「写」　　木下半四郎

七月廿九日　　吉隆

長谷川七左衛門尉殿

御宿所

【現代語訳】

この手紙のためにわざわざ飛脚を立て、お手紙をさしあげます。西来寺は寺地が没収されて住僧が追われてしまい、浄土宗の僧侶瑞念という人がかわって入寺したとのことを承りました。これはいかなることでございましょうか。北条氏直のいわれのない考えによって本願寺門徒たちがことごとく追い払われてしまい西来寺を明け渡してしまうことになってしまった件につき、あなたからしかるべきよ

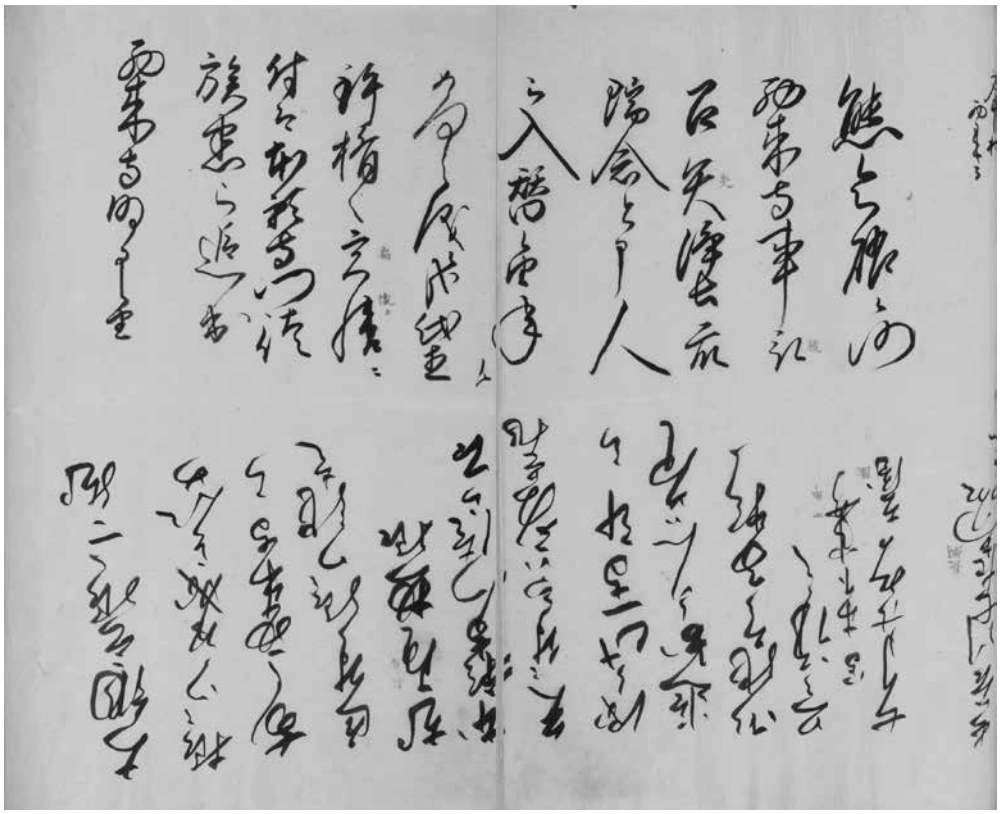

木下吉隆書状写

うに徳川家康（大納言）様へおとりなしいただき、以前のように本願寺門徒たちに西来寺を返還していただくように奔走していただくことがもっともなことと存じております。大体、すべての本願寺門徒が追い払われ寺地を没収されるのでしたらまだいたし方ございません。しかし、西来寺一寺ばかりを追い払ったということはいかがなものでありましょうか。この件に関する御奔走を願いあげたてまつります。（後略）

本史料は、豊臣秀吉の家臣木下吉隆が、徳川家康の家臣で、北条氏の滅亡後に徳川家康が関東に入部した際三浦郡代官となった長谷川長綱にあてた書状である。豊臣秀吉の攻撃により小田原城が開城したのが、天正十八年七月六日のことであり、その五日後の十一日には、北条氏政・氏照の兄弟が切腹し、いわゆる「小田原合戦」が終結して、北条氏直は高野山（和歌山県伊都郡高野町）に追放されているが、この文書はその直後に発給されたものと考えられ、天正十八年のものと推定される。内容を確認していこう。まず第一点として、西来寺は北条氏直によって寺地が没収されてしまい、かわって浄土宗の僧侶瑞念が入寺している状態であるため、その状況を解消して、西来寺の寺地がもとのように真宗側に返還されるよう、木下吉隆が長谷川長綱を通じて徳川家康へのとりなしを求めていることがわかる。さらに第二点として、西来寺が寺地を没収された際には、北条領国ないしは相模国のすべての本願寺門徒が追い払われて寺地を没収されたのではなく、西来寺一か寺のみがそうした措置を蒙ったということが確認できよう。この史料⑨の内容からいっても、史料⑦の記事には混乱や誤解が生じてしまっていることは否めない。史料⑦に見える伝承と、史料⑨から確認することができる様相の違いを確認しておこう。まず、史料⑨で北条領国ないしは相模国のすべての本願寺門徒が追い払われて寺地を没収されたのではなく、西来寺一か寺のみが追放されたとしている点は注目される。このことは、史料⑦のいうようにいわゆる全面的な「禁教政策」によって西来寺の寺地が没収されたわけではなく、北条氏直の時期に西来寺と北条氏との間に何らかの問題が生じたことによってこうした事態が生じてしまったことを示唆しているものといえよう。豊臣秀吉の家臣木下吉隆が、長谷川長綱を通じて徳川家康へのとりなしを求めているという点からすれば、寺地を失った当時の西来寺住職が、北条氏との緊張関係を高めていた豊臣秀吉のもとに赴き、その寺地回復を訴えたとする史料⑦の記述は信用することができるのではなかろうか。ただし、史料⑦には「山城国伏見に到り一草堂を建立して、西来寺と名乗り滞在する事三年に及ぶ」とあり、当時の西来寺住職が直接伏見に赴き、あらたにこの地に「西来寺」を寺号とする寺院を創建したとあるが、秀吉による伏見城の築城開始は文禄二年（一五九三）のことであり、天正十六年段階での伏見はいまだ秀吉との関わりを持っておらず、混乱があることが感じられる。現に、現在も伏見に存続する西来寺の伝えでは、西来寺住職は当初京都近辺にその身を置いていたが、江戸時代初期に伏見に寺地を構えたとしているようで、こちらが実態に近いものであろう。さらに、真宗としての西来寺の寺地が没収された後、鎌倉光明寺から瑞念という僧が入寺して、西来寺は浄土宗に改修したとする点は両史料とも一致しているものの、史料⑦では浄土宗時代の西来寺は、「宝立寺」と寺号を改めたとしているが、「宝立寺」は西来寺の末寺であり、別に存在した寺院であったことは、先述のとおり史料⑧から明らかである。したがって浄土宗時代においても、その寺号は「西来寺」であったものと考えられる。

整理すれば、史料⑨という当時の信頼性の高い史料から確認することができる戦国時代末期の西来寺の様相は次のようなものであったということになろう。北条氏直が当主であった時期、西来寺と北条氏との間に何らかの軋轢が生じ、その結果西来寺は北条氏から寺地を没収されてしまった。そのため当時の西来寺住職は天正十六年頃西国に赴き、北条氏との間で次第に緊張関係を高めていた豊臣秀吉に寺地の回復を訴えた。一方、真宗住職の去った後の西来寺には、鎌倉光明寺から瑞念という僧が入寺し、西来寺は浄土宗に改宗された。その後の天正十八年のいわゆる「小田原合戦」により、戦国大名北条氏は滅亡し、かわって関東には徳川家康が入部し、三浦郡代官の地位には長谷川長綱が就いた。そこで真宗としての西来寺の訴えをうけた豊臣政権は、長綱を通じ、新たに関東の領主となった徳川氏に、浄土宗の僧瑞念を追放し、西来寺の寺地を真宗側に返還するようとりなしを求めた。ここまでが史料⑨から浮かび上がる様相であるが、当然この豊臣政権による西来寺の寺地回復の要請は実現し、史料⑨の発給された天正十八年七月二十九日から程ない時期に真宗としての西来寺が復活し、現在にまで続くこととなったわけである。なお木下吉隆は「小田原合戦」に際し、豊臣秀吉に随行して東国に赴いていることが確認できることから、この史料⑨は、京都周辺で発給されたものではなく、おそらくは東国において発給されたものと考えられる。

なお、史料⑦には頓乗が豊臣秀吉から制札を与えられたとあるが、それに相当するのが次に掲げる史料である。

史料⑩ 豊臣秀吉禁制写

（『相州文書』三浦郡不入斗村西来寺文書）

相模国入不斗郷

西来寺

禁制

□〇軍勢甲乙人等濫妨狼藉事、

一 放火事、

一 対寺家門前之輩、非分之儀申懸事、

右条々、堅令停止訖、若違犯之族有之者、速可被処厳科者也、

天正十八年四月　日　◯（秀吉朱印）

【読み下し】

相模国入不斗郷

西来寺

禁制

一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉の事。

一 放火の事。

一 寺家門前の輩（ともがら）に対し、非分の儀申し懸くる事。

右の条々、堅く停止（ちょうじ）せしめおわんぬ。もし違犯（いぼん）の族（やから）これあらば、速やかに厳科に処せらるべきものなり。

天正十八年四月　日　◯（秀吉朱印）

【現代語訳】

相模国入不斗郷西来寺において。

一 豊臣方の軍勢や一般庶民等は乱妨狼藉を行ってはならない。

一 放火をしてはいけない。

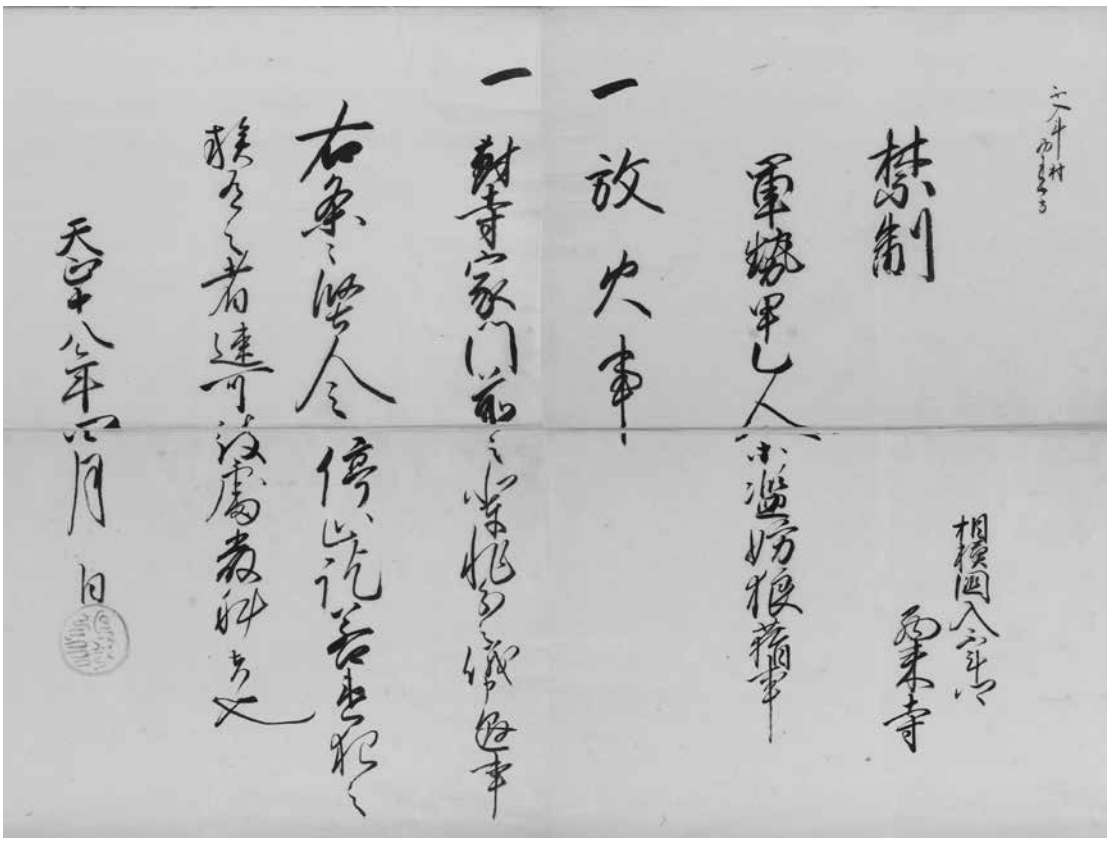

豊臣秀吉禁制写

一　寺や門前の者に対して、いわれのない賦課を押し付けてはいけない。

右の件に関しては、堅くこれを禁止する。もしもこれに違反する者があったならば、速やかに厳罰に処することとする。（後略）

天正十七年（一五八九）七月、小田原北条氏は従来その帰属問題をめぐって信濃真田氏と争っていた上野国沼田領（現在の群馬県沼田市周辺）に関して豊臣政権から裁定を受け、沼田領三分の二は北条氏が、残る三分の一は真田氏の知行とされた。しかし北条氏は同年十一月、真田領に属する名胡桃城（群馬県みなかみ町）を奪取した。この行為が、秀吉の許しなく諸大名が勝手に私戦を起こすことを禁じた「惣無事令」違反と判断され、秀吉はこれを盾にとって北条氏討伐の軍勢を発向した。これが先述の「小田原合戦」と呼ばれるものである。

秀吉は天正十八年（一五九〇）三月一日に京都を発し、同月二十七日には駿河国三枚橋（静岡県沼津市）に到着し、早くも同二十九日には伊豆国山中城（静岡県三島市）を攻略した。その後秀吉は箱根山を越え、四月初旬には湯本（箱根町）に陣を据えつつ、小田原城攻略のためにいわゆる石垣山一夜城（小田原市）の普請に取り掛かり、六月二十六日には完成なったこの城に移転する。この間にも関東各地の北条方の城は次々と攻略され、北条方の劣勢は覆い隠すべくもないありさまとなっていき、ついに七月五日には秀吉の軍門に降ることとなる。

さて本史料は、その天正十八年四月に、関東に下向した豊臣秀吉が西来寺に、豊臣勢の乱妨狼藉等の行為を禁じた禁制である。禁制は占領地域等での安全保障的な性格をもつ文書で、発給者の一方的な意思により出されるような文書ではなく、受給者の要請により発給されるものであっ

た。こうした性格の文書であるため、その発給にあたっては、代価の授受がなされることが一般的でもあり、したがってこの文書は、西来寺が当時小田原周辺にいた豊臣秀吉に対して金銭等を支払う代わりに、豊臣勢が西来寺とその門前で乱妨狼藉を行わないことなどを保障してもらうために下されたものということになろう。逆にいえば、こうした安全保障がなければ、占領軍であった豊臣勢の乱妨狼藉は十分に起こりえる事態であったため、対価を支払ってまで保障を受けたわけである。さらに、本史料と同じ天正十八年四月付けの、ほぼ同内容の史料が三浦半島ではこのほかにも三点確認されており（浦郷良心寺宛・大妙寺（現在の衣笠栄町・大明寺）宛・芦名浄楽寺宛）、こうした点から考えれば、本史料が発給された四月には、三浦半島はほぼ豊臣勢の制圧下におかれたものと考えてよかろう。こうした禁制のもつ占領地域等での安全保障的な性格からいえば、史料⑦にあるようにこれを西国で受け取った可能性はまず考えられず、不入斗の西来寺寺地での豊臣勢による乱妨狼藉等の行為を未然に防ぐために、西来寺が対価を支払った上でこの禁制を入手したことは疑いなかろう。ただし、天正十八年四月という時期は、先にも述べたとおり、真宗西来寺は寺地を失っていた時期にあたり、西来寺は浄土宗であった時期となることから、本史料は浄土宗時代の西来寺に与えられた史料ということになろう。

なお、「いりやまず」の地名は、現在では「不入斗」と記すが、中世では本史料にも見えるとともに、他の史料でも確認することができるように「入不斗」と記すのが一般的であったようである。

以上本節では、『相州文書』に残された西来寺旧蔵の文書を用いて、戦国時代の西来寺の様相を追ってきた。そこから浮かび上がる姿は、必ずしも従来伝承されてきたものと同じではないが、中世に発給された確実な史料から当時の様相を描くことができるというのは、実はきわめて稀なケースなのである。特に三浦半島においては、中世にまでさかのぼる史料が相模国の他の地域に比較してきわめて少なく、その時期の様相を当時の史料によって描くことができる事例はあまり存在しない。そうした状況のなかで西来寺の場合、中世文書の原本は火災により焼失してしまったものの、『相州文書』にその写が収録されていたことにより、その貴重な情報が現代にまで伝わり、それによって中世末期の様相がかなり克明に描き出せることは、大変幸いなことなのである。

3　西来寺に残された中世の石造物

ここまでは、中世の史料を中心として、さまざまな文献史料から古代・中世の西来寺の様相を浮かび上がらせてきたが、本節では少し視点を変えて、現在も西来寺に残されている中世の遺物についてふれることとしたい。

前節でもふれたことであるが、中世の文献史料は東国ではあまり数が多くなく、文献史料のみによって地域の中世の歴史を組み立てていくことは、なかなか困難な作業である。だからといって、文献史料が存在しない場所には歴史が存在していなかったということにならないのは勿論であり、その地域において人々が生活してきた痕跡はさまざまな形で残されていることがある。人々の信仰が造り出した石造物は、そうした史料の代表的な存在といえる。中世の石造物の多くは、仏教の造塔思想にもとづいて造られた石塔であるが、ひとくちに石塔といっても、板碑（いたび）・五輪塔・宝篋印塔・宝塔・層塔などさまざまな種類が存在するが、「石塔」という言葉が「石造卒塔婆」が省略されたものであるとおり、本来卒塔婆として造立されたものである。そうした石塔のなかでもっとも多く造立されたのが五輪塔である。五輪塔は、密教におけるこの世の五大要素「地・水・火・風・空」を形にあらわし、下から四角（地）・円（水）・三角（火）・半月（風）・宝珠（空）の順に積み上げたもので、それぞれの部分を地輪・水輪・火輪・風輪・空輪と呼ぶ。但し、石造の五輪塔の場合、風輪と空輪を一石で作る場合が多く、この部分を「空風輪」と呼んでいる。五輪塔は平安時代から造られたと考えられているが、さかんに造られたのは鎌倉時代からで、南北朝・室町時代には数は増えるものの、小型化していくとされている。さらに、五輪塔などの複数の部位を積み重ねて一基を構成した石造物は、時間の経過や自然災害などにより倒壊してしまった後、往々にしてそのまま放置されたり、誤って積み直されることがあった。また本来はそれぞれ別の石塔の一部であった部位を組み合わせてあらたに一基を構成させるようなことも頻繁になされており、残念ながら造立当初の姿をそのまま保っているものはきわめて少なく、残欠状態で現在に伝わっているケースが多く、三浦半島に残された石塔のほとんどがそうしたものである。

池脇中世五輪塔残欠

今井家墓域所在五輪塔残欠

佐々木家墓域所在五輪塔残欠

臼井家墓域所在中世五輪塔残欠

それでは、西来寺域に残された中世石造物をみていこう。まずは、山門脇の池のほとりに江戸時代の石仏が多数存在しているが、その右隅に中世の石造物を確認することができる。五輪塔の水輪、火輪、空風輪がそれぞれ二つずつ認められる。石質はいずれも安山岩で、室町時代のものと推定される。

また、今井家墓域（二―七十）には、墓域の石柱の上に乗せられた形で、五輪塔の火輪を確認することができる。石質は安山岩で、これも室町時代のものと推定される。

佐々木家墓域（二―十二）では、五輪塔の水輪が確認される。墓域の前に埋まった形で置かれているために気付きにくいが、安山岩製で室町時代のものであろう。

臼井家墓域（三―五十）では、五輪塔の空風輪を確認することができる。安山岩製で、これも室町時代のものであろう。

さらに村崎家墓域（六―八十五）では、江戸時代の石仏とならんで、中世の五輪塔の火輪および空風輪が認められる。いずれも安山岩製で、室町時代のものと推定されるが、空風輪は風輪・空輪部分にそれぞれ梵字が刻まれていることが確認できる。なお現状では、火輪の臍（ほぞ）穴に空風輪がはめ込まれた形で置かれているが、それぞれの部位は、本来は別の石塔の一部であったものと思われる。残欠であるためにあくまでも推測の域を出ないが、空風輪の大きさやその形態から考えれば、現在西来寺域に残されている中世の石造物のうち、ここに残された空風輪がもっとも古い時期のものであり、また最大の五輪塔であった可能性が高いものと考えられる。

こうした中世の石造物が墓域に残されているということは、西来寺とそこを信仰の拠り所とした人々の活動が、必ずしも文献史料に頼らずとも、中世にまでさかのぼりえるということにほかならない。またそればかりではなく、こうした石造物は、当時の人々の信仰のあり方や地域の歴史を考えていくうえで大変貴重な歴史的史料なのである。長年の風雪に耐えて、このような中世の石造物が西来寺に残されたことは大変幸運なことであるとともに、先人たちの信仰の力によって残されたものであることは意識せねばならないだろう。そうした意味からすれば、現代の我々もこの先、こうした貴重な史料を大切に引き継いでいかねばならないことは当然であろう。

村崎家墓地所在五輪塔残欠

4　中世の不入斗村

古代・中世における西来寺の様相については、これまで述べてきたようなものであるが、それでは西来寺の存在した中世の不入斗村はどのような姿であったのであろうか。ここではそうした問題につきみていくこととしよう。なお、地名の由来として、『柳亭記』は「いれやまずの音便、かぞへいるゝ程にもなき小村という義なり」とし、「数にも入らない小村」とする説をあげている。一方、『新編相模風土記稿』は、「此地名ハ諸国ニマヽ是アリ、所謂（いわゆる）不入ノ地ニシテ、往古国守ヲ置レシ頃、其貢税ヲ免除セラレシ義ナリ」として「不入の地」とする説をあげているが、いずれが正しいものかは判然としない。「いりやまず」は難読地名として著名であるが、房総半島にはこの地名が多くみられ、中世には安房国でこの地名が確認できる（現在の千葉県南房総市藤崎付近と推定される）ほか、現在でも市原市や富津市には「不入斗」の地名が残っており、また武蔵国六郷のうち（東京都大田区大森北周辺と推定される）にも「入不斗」の地名を確認することができる。こうした点からすれば、「不入斗」は三浦半島から房総半島の東京湾を取り巻く一帯に広く分布している地名ということができよう。

さて、三浦半島の不入斗の地名の初見と考えられるのは、応安三年（一三七〇）二月二十七日に作成された「円覚寺文書目録」（鎌倉市・円覚寺文書）のなかの同寺仏日庵領文書のうちに、「一巻 相模国不読入村」とあるものである。「不読入村」は、「いりよまずむら」と発音するのであろうが、こうした地名は相模国内では確認することができず、おそらくは「不斗入村」、すなわち「いりやまずむら」を指しているものと推定されるとともに、「いりやまず」の地名は、南北朝時代には「いりよまず」と発音していたものと考えられる。この「円覚寺文書目録」の原型は貞治二年（一三六三）四月に作成されており、その後応安三年に再度書写されていることから考えれば、「不読入」が確かに不入斗とすれば、不入斗村は貞治二年以前には単独の村として存在しており、さらに南北朝期には鎌倉円覚寺仏日庵の所領であったということになる。しかし貞治二年の段階での「不読入村」は、仏日庵領の「不知行所々」のひとつとして挙げられており、この時期すでに仏日庵は実質的に領主としての権利を失ってしまっていたこともわかる。

不入斗村が南北朝期の段階で、すでに単独の村として存在していたということは注目に値する。現在の横須賀市域においても、南北朝期に単独の村落として確認することができる地名はあまり多くはない。不入斗周辺の場所でいえば、江戸時代の中里村・深田村・佐野村・金谷村は、この段階では独立した村落とはなっておらず、公郷（中世の公郷は現在の公郷町にとどまらず、はるかに広範囲であった）に含まれていたものと考えられ、戦国時代になって独立した村落となったものと考えられている。また、中里などの不入斗周辺の地がこの段階では公郷に含まれていたことからすれば、南北朝期の不入斗の範囲は、江戸時代のそれとあまり変わるものでなかったことはまちがいない。こうして考えていくと、不入斗村が南北朝期という早い段階で独立したひとつの村落となっていたということは、この時期にはすでに単独でも村落経営が可能であったほど、この不入斗の地が経済的・農業経営的に恵まれていたことを示すものと思われるのである。このような点からすれば、先ほどふれた『柳亭記』が不入斗の地名の由来を「数にも入らない小村」としている説は、いささか説得力に欠けるものといえよう。

次いで史料上に不入斗の地名を確認することができるのは、戦国時代

のことである。第一節でふれた『北条家所領役帳』には、玉縄衆間宮豊前守康俊の所領のうちに「買得卅貫文 三浦不入斗、元文珠坊知行、」と、また本光院殿衆のうちに「一 卅貫百六十三文 入不斗 南条寄子幸田源左衛門」と、二か所不入斗の名を確認することができる。まず間宮康俊所有分については、知行役が三十貫文であり、また間宮は小田原北条氏から直接この不入斗の地を与えられたのではなく、「文珠坊」からこの地を買い取って自らの所領としたことがわかる。「文珠坊」がいかなる人物であるかは不明であるが、その名から考えて、僧侶であることはまちがいなく、間宮康俊の前の領主がこの人物であったこともわかる。一方もうひとつの部分は、小田原北条氏の三浦郡支配に大きく関わった南条昌治の寄子であった幸田源左衛門が領主であり、知行役は三十貫百六十三文であったということがわかる。ここからみていくと、戦国時代の不入斗は、間宮康俊の所領であった部分と、南条昌治の寄子幸田源左衛門の所領であった部分のふたつに分かれて村落が存在した様子が判明する。次に掲げる二点の史料は、そのことをより鮮明にするものである。

史料⑪ 北条家虎朱印状写

（『相州文書』三浦郡不入斗善左衛門所蔵文書）

只今御動之隙候間、所々御普請為不被成之不叶所有之間、近年取越被召仕事無之候へ共、至于当年者、来辰歳之大普請十日之内、くりこし五日可勤之、本人足弐人、鍬・簀を持、来三日、必小田原へ可集、御普請中一日之闕如、為過失五日可被召仕者也、仍如件、

己卯
五月廿五日　（虎朱印）

入不斗間宮分
百姓中

【読み下し】

ただ今御動の隙に候間、所々の御普請これをなされざるがため、所有叶わざるの間、近年取り越し召し仕らるる事これなく候へ共、当年に至りては、来る辰歳の大普請十日の内、くりこし五日これを勤むべし。本人足弐人、鍬・簀を持ち、来る三日、必ず小田原へ集るべし。御普請中一日の闕如、過失五日として召し仕らるべきものなり。よって件のごとし。

己卯
五月廿五日　（虎朱印）

入不斗間宮分
百姓中

【現代語訳】

現在は軍事行動の合い間であることから、領国内の所々の城郭普請を行うことはしなかったので、城郭の整備がきちんとなされていない。近年は、毎年定められた夫役の日数を超過して人夫を挑発する

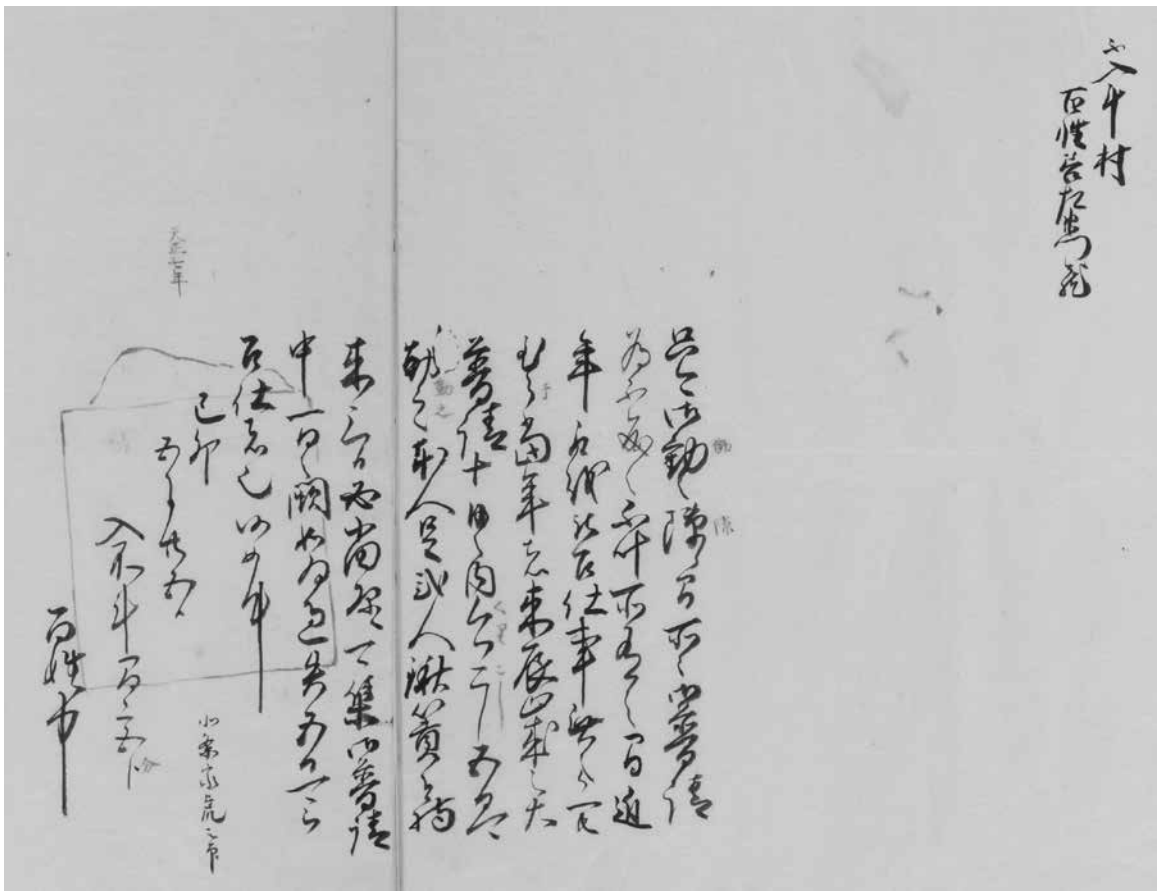

北条家虎朱印状写

ことはしていなかったが、こうした事情から、来年分の大普請役十日のうち、五日分を今年に繰り越してつとめよ。人足は二人出し、それぞれ鍬・簀を持参して、来る六月三日には必ず小田原へ参集せよ。一日遅れたごとに、罰として五日ずつ余計に召し仕うので承知するように。以上のように命令する。（後略）

史料⑫ 北条家虎朱印状写

（『相州文書』三浦郡不入斗村三郎左衛門所蔵文書）

只今御動之隙ニ候間、所々御普請為不被成不叶所有之間、近年取越被召仕事無之候へ共、至于当年者、来辰歳大普請十日之内、くりこし五日可勤之、本人足弐人、鍬・簀を持、来三日、必小田原へ可集、御普請中一日之闕如、為過失五日可被召仕者也、仍如事、

己卯（虎朱印）
五月廿五日

入不斗幸田分
百姓中

※史料⑫の読み下しならびに現代語訳は、史料⑪とほぼ同様であるため省略した。

史料⑪・⑫はともに、天正七年（一五七九）五月二十五日付けで北条氏が発給した朱印状である。その内容は、不入斗村に大普請役を命じたものであるが、大普請役とは、北条氏が領国の各村に城郭の構築や修築

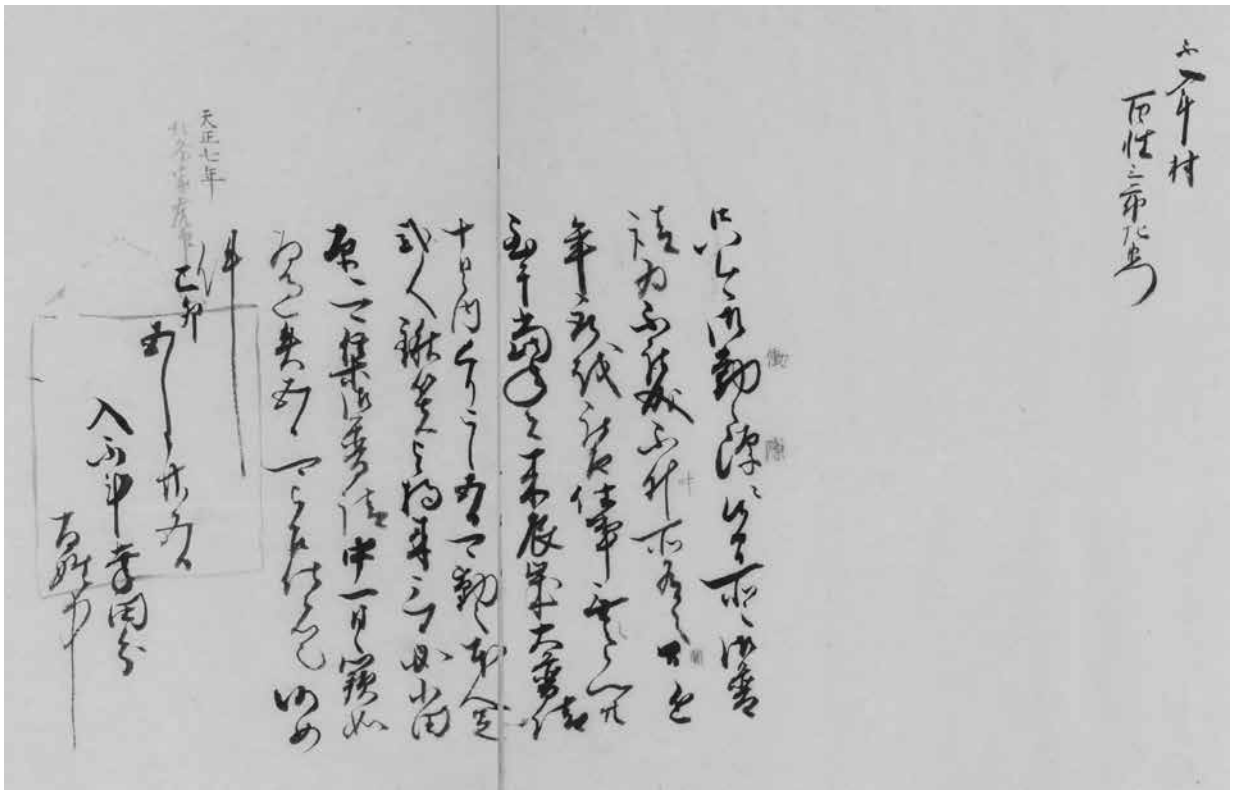

北条家虎朱印状写

のために賦課していた労働役である。年間に何人と決められており、一人につき十日の規定であった。この頃北条氏は、甲斐の武田氏との抗争に明け暮れており、各地で城郭の普請をすすめていた。そのためこの年の徴発分は使い切ってしまい、翌年分のうちから五日を繰り越して徴発したのであろう。また参集する場所が小田原となっていることから、この際の徴発は小田原城修築のためであったことがわかる。

さてここで注目されるのは、史料⑪の宛所が「入不斗間宮分百姓中」となっており、また史料⑫の宛所が「入不斗幸田分百姓中」とある点である。さきに『北条家所領役帳』から、戦国時代の不入斗村は、間宮康俊の所領分と、幸田源左衛門の所領分とに分かれていたことにつきふれたが、史料⑪・⑫により、このふたつの所領部分は、それぞれ領主の名から、「間宮分」「幸田分」と呼ばれていたことが判明するのである。さらに、江戸時代後期における史料⑪の所蔵者が「善左衛門」であったこと、また同じく史料⑫の所蔵者が「三郎左衛門」であったとしていることも興味深い。『新編相模国風土記稿』の不入斗村項には次のような記事が載せられている。

史料⑬『新編相模国風土記稿』不入斗村項

旧家善左衛門　石井氏ナリ、先祖善左衛門ハ草分百姓八人ノ一ナリ、小田原北条氏ノ頃ハ、間宮豊前守采地ノ里正タリ、当時ノ文書、今ニ家蔵ス、（中略）

旧家三郎左衛門　家号ヲ川島ト云フ、先祖三郎左衛門ハ、北条氏分国ノ頃、幸田源左衛門カ采地ノ里正ヲ勤ム、古文書一通ヲ家蔵ス、（中略）

宅後ノ山上ニ石碑一基建リ、表面ニ幸田正楽ト鐫ル、先祖追福ノ為ニ、モト村内鶴久保ニ建シヲ、其後此ニ

移スト云ヘドモ、幸田正楽トアルニヨレハ、此家ノ祖ト云ノモノ適当セス、試ニ推考スルニ、
其先旧地頭幸田氏ノ為ニ建シモノナルヲ、正徳三年コヽニ移シ、其年記ヲ刻セシナランカ、

史料⑬から、「善左衛門」は石井氏で、小田原北条氏の時期には不入斗における間宮康俊の代官をつとめていたこと、また「三郎左衛門」は川島氏で、同じく幸田源左衛門の代官をつとめていたことがわかる。両者は不入斗村の「間宮分」「幸田分」それぞれの代官であったため、北条氏から史料⑪・⑫のような命令を受け、さらに後世にまでこうした文書を所有していったのであろう。石井・川島の両姓は、現在の不入斗でも多い姓であるが、この北条氏時代の不入斗村で領主の代官をつとめた両家は、それぞれのいわゆる「本家」になるのであろう。さらに江戸時代末期の段階で、川島氏「三郎左衛門」宅の裏山に、「幸田正楽」と彫られた石碑が一基存在したとしている点も興味深い。「幸田正楽」なる人物については不明であるが、『新編相模国風土記稿』の編者も推察しているように、川島氏はかつて自らの先祖が仕えた幸田氏のためにこうした石碑を建立して、約二百五十年後もその供養を行っていたのかもしれない。なお、この「幸田正楽」と彫られた石碑は、その後西来寺墓域に移されたようで、現在ではその中の川島家墓地（五―五二）に伝えられている。

5　西来寺旧蔵の教如上人書状

第二節でふれた『相州文書』には、そこで用いた三通の文書のほかに、西来寺所蔵の文書としてもう一通、教如上人書状を収録している。この文書も明治三十五年（一九〇二）の大火によって焼失したものと思われ、現在は伝わっていない。またその内容も西来寺自体の歴史と関わるものではないが、かつて西来寺に伝わった貴重な史料であることから、「中世の西来寺」の最後に、この文書について取り上げておきたい。

史料⑭　教如上人書状写
（『相州文書』三浦郡不入斗村西来寺文書）

返々三日昼、宗怡所過候て、かならす御出候て可給候、相つもる儀、可申承候、以上、

今朝羽肥前殿、吾等所へ御出にて候、大かたならさる御機嫌にてまわりすミなと候て、たゝ今まて御遊にて候、連々貴殿御きもいり故と満足不過之候、然者貴所御上洛候て、つゐに何角と遅々候て不懸御目候、承候へハ、正月三日之昼、木の村や宗怡所へ御出之由候、左候ハヽ、其帰ニ我等一服申度候、御出候ハヽ、可為本望候、久不申承候間、はなし申度候、入御ニおゐてハ、宗円所へも可申越候、以上、

極月廿九日　（花押）
光寿
片山伊賀殿
御下

【読み下し】

今朝羽肥前殿、吾等所へ御出でにて候。大かたならざる御機嫌にてまわりずみなど候て、ただ今まで御遊びにて候。連々貴殿御きもいり故と満足これに過ぎず候。しからば貴所御上洛候て、ついに何角と遅々候て御目に懸からず候。承り候へば、正月三日の昼、木の村や宗怡所へ御出での由に候。左候はば、その帰りに我等一服申したく候。御出で候はば、本望たるべく候。久しく申し承らず候間、はなし申したく候。入御においては、宗円所へも申し越すべく候。以上。

（花押）

極月廿九日　　光寿

片山伊賀殿

御下

返す返す三日昼、宗怡所を過ぎ候て、かならず御出で候て給うべく候。あいつもる儀、申し承るべく候。以上。

【現代語訳】

今朝前田利長殿（肥前殿）が私どものところへおいでになられました。大変ご機嫌もよく廻炭などを行われ、つい先ほどまで私どものところでお遊びになられておいでした。これもひとえにあなたのお取り持ちゆえと思っており、大変満足いたしております。またあなたが御上洛なさってから、あれやこれや遅くなってしまい、結局お目にかかってはおりません。伝え聞くところによれば、正月三日の昼に、木の村や宗怡のもとへお出かけになられるとのことでございますので、そのとおりでございましたら、その帰りがけに私どもも一服差し上げたく存じております。もしお出かけくだされば、大変うれし

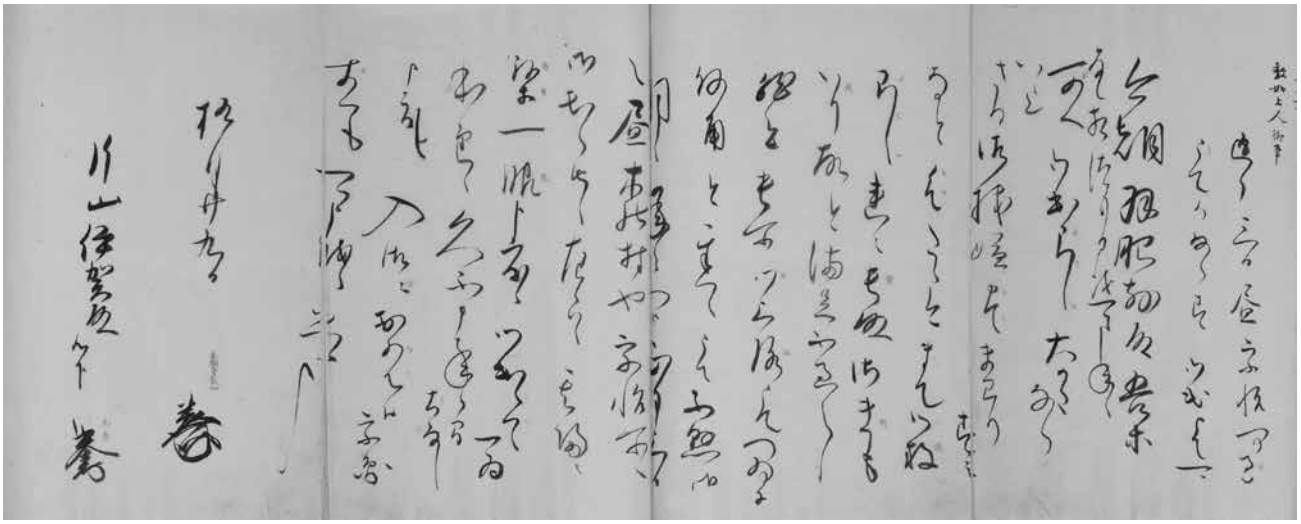

教如上人書状写

く存じます。久しくお話も承っておりませんので、お話いたしたく存じあげます。おいでいただけるのであれば、宗円にも連絡をいたすこととします。以上のとおり、申し上げます。

（中略）

三日の昼に宗怡のもとからのお帰りの際には、ぜひともおいでいただけますようお願い申しあげます。積もる話を申し上げたく、またお聞きいたしたく存じております。

本史料は、本願寺第十二世教如上人が、加賀前田家家臣である片山延高にあてた書状である。文書の受給者である片山延高は前田利家の重臣であったが、豊臣秀吉が没した後の慶長四年（一五九九）閏三月三日に利家も死去したことにより、徳川家康との対立もあって前田家には混乱が生じ、家康方に接近したと目された延高は同月十日、新たに前田家の家督を相続した利家の子利長によって大坂で殺害された。したがって、本史料の年代は未詳ではあるが、発給月日が「極月廿九日」＝十二月二十九日とあることから、慶長三年以前のものであることが判明する。内容は、前田利長が京都の教如上人のもとをおとずれ、廻炭（茶道の七事式のひとつで、炭手前の練習のために、炉中の下火を揚げて、主客ともに代わる代わる炭をつぐ式）などを行ってときを過ごしたが、この利長の来訪は片山延高のとりなし故と謝意を述べられるとともに、延高自身の来訪をも依頼されたものである。現代語訳でもわかるとおり、かなり丁寧な文面であるが、前田氏の領国であった加賀・能登は、いうまでもなく真宗の勢力の強かった地域であったが、織田信長の武将として能登に入った前田利家が当初真宗に対してきわめて強硬な姿勢を取ったことはよく知られている。こうした事情もあり、本願寺勢力の有力な基盤であった地の領主と交流をはかることは、教如上人にとっても重要な問題であったのであろう。そのため、その来訪をとりもった片山延高に対して、こうした丁寧な書状が送られたものと思われる。

なお教如上人は、大坂本願寺と織田信長が戦った「石山合戦」の和議が成立し、父の顕如上人が紀伊国雑賀（和歌山市）に退去された後も籠城を続けた。その後文禄元年（一五九二）に顕如上人が遷化されたことにより本願寺門主となったが、同二年に豊臣秀吉の命により退職、隠居され、弟の准如上人が門主となったものの、慶長七年（一六〇二）には徳川家康から京都烏丸七条の地を得て、翌慶長八年に東本願寺を建てられ、教団の基礎を固められ、慶長十九年十月五日に遷化された。

この文書は、内容から考えて、本来は片山延高およびその子孫のもとに伝わるべきものであったはずであるが、片山家が豊臣秀吉没後の政治的混乱のなかで断絶したことから、流失したのであろう。これが西来寺に伝来した経緯についてはよくわからないが、真宗大谷派の基礎を築かれた教如上人の書状であることから、江戸時代のいずれかの段階で、この書状を手に入れた人物から西来寺が寄進を受けたか、もしくは購入したのではないかと推定される。

第一・二章のおもな参考文献

・峰岸純夫「鎌倉時代東国の真宗門徒―真仏報恩板碑を中心に」（北西弘先生還暦記念会編『中世仏教と真宗』吉川弘文館、一九八五年）
・鳥居和郎「後北条氏領国下における一向衆の「禁教」について」（『戦国史研究』三十八号、一九九九年）
・鳥居和郎「戦国大名と本願寺―「禁教」関係史料の再検討とその背景」（『神奈川県立博物館研究報告―人文科学』二十七号、二〇〇一年）
・『新横須賀市史』資料編古代・中世Ⅱ（二〇〇七年）

三、歴代譜

初代　乗頓
弘安十年（一二八七）十月六日示寂。
俗名を海野小四郎義勝という。親鸞聖人の教化を受け、西来寺に入り、真宗に改宗する。

第二代　祐専
延元元年（一三三六）一月二十日示寂。

第三代　了玄
応永二十八年（一四二一）八月四日示寂。

第四代　玄智
文明十四年（一四八二）十一月十日示寂。

第五代　乗智
享禄四年（一五三一）二月二十八日示寂。

第六代　頓乗
文禄二年（一五九三）九月十一日示寂。
郡内宝立寺寺務職を鎌倉光明寺と争い勝訴する（永禄九年）。
北条氏直との軋轢により、一時期、浄土寺院とされたが、天正十八年にこれを回復する。

第七代　了誓
元和四年（一六一八）五月二十日示寂。
本願寺が東西両派に分離したため、東本願寺（東派）に帰属する。

第八代　頓祐
明暦三年（一六五七）八月二十六日示寂。

第九代　誓厳
延宝六年（一六七八）十月二十六日示寂。

第十代　祐敬
元禄三年（一六九〇）四月十四日示寂。

第十一代　敬寿院知格
宝永六年（一七〇九）六月四日示寂。
総門徒により梵鐘が寄進される（元禄九年）

第十二代　了玄院南律
宝暦六年（一七五六）十一月二十日示寂。

第十三代　紫雲院霊幢
宝暦十年（一七六〇）三月十二日示寂。

第十四代　踊躍院義幢
寛政九年（一七九七）六月十二日示寂。

第十五代　圓乗院頓爾
嘉永四年（一八五一）三月十日示寂。
本堂・庫裏を焼失（安政元年）。
庫裏を再建、本堂は仮建築とする（安政七年）。

第十六代　圓超院頓定
明治十二年（一八七九）十一月二十二日示寂。
慶応三年より明治六年まで本堂で寺子屋教育。
本堂を本建築として再建する（明治九年）。

第十七代　圓融院頓和
明治十八年（一八八五）十一月十四日示寂。
不入斗学校の初代校長となる（明治六年）。

第十八代　圓妙院頓乗
明治三十二年（一八九九）九月二十五日示寂。
門信徒より喚鐘が寄進される（明治二十九年）。

第十九代　大願院釋襄圓

大正十一年（一九二二）十一月二日示寂。
本堂・庫裏が炎上する（明治三十五年）
本堂を再建する（明治三十八年）
山門が寄進される（大正八年）

第二十代　大慶院釋昭圓

昭和四十三年（一九六八）四月二十三日示寂。
関東大震災に遭い、伽藍損傷する（大正十二年）。
仏教不入斗日曜学校を開設する（大正十五年）。
墓地・境内の美化整理、無縁塔の造営（昭和八年）。
本堂・庫裏の焼失（昭和二十四年）
本堂を京都より移築再建する（昭和二十九年）

第二十一代　釋甫圓

住職の襲職式を挙行する（昭和四十二年）
客殿庫裏が再建完成する（昭和五十四年）
本堂瓦葺き替え等の平成大改修を行う（平成二年）。

第二十二代　釋充賢

住職の襲職式を挙行する（平成十三年）。
宗祖七百五十年遠忌事業として、本堂・客殿庫裏改修を行う（平成二十四年）。

（※浄土真宗に転派してよりの歴代譜を掲げた。）

四、江戸時代の西来寺

当寺は宗祖親鸞聖人に帰依した乗頓が真宗に改宗し、西来寺と称してから七百六十余年を経ると伝えている。この間の歴代住持の行実や消息、寺の変遷などについては、永い寺の歴史のなかで、度々の災害や寺運の衰退などで貴重な文書類を亡失し、そのほとんどを知ることができない。

ことに江戸時代末期の安政六年（一八五九）、さらに明治三十五年（一九〇二）、戦後の昭和二十四年（一九四九）と、この三度の火災による伽藍の焼失は、寺の主要を占める江戸時代や近現代における寺歴資料をことごとく焼失、このため創建以来のことも不明のことばかりである。

しかし、僅かに遺された什物や明治期に官公署に提出された書類の中から、また他の編纂物や墓碑などから断片的な記録を抜き出し、江戸時代以降の西来寺の沿革について、次に綴ってみることにする。

1　本願寺の東西分離

本願寺の東西分離とは、本願寺教団が江戸時代初期に二分し、東西に分立したことをいう。現在の真宗大谷派（東本願寺）と浄土真宗本願寺派（西本願寺）で、大塚山西来寺は真宗大谷派に帰属している。

この分立の起りは、石山合戦を勅命によって織田信長と講和した本願寺第十一世法主の顕如が、文禄元年（一五九二）十一月に亡くなり、このため豊臣秀吉は嫡子教如に襲職させ本願寺を継がせる。しかし翌二年、生母如春尼の訴えにより教如は秀吉によって退隠させられ、弟の准如がこれに代った。

教如は隠居し裏方と称していたが、関ヶ原の役ころから徳川家康に接近して、その支持を受け、慶長八年（一六〇三）には京都烏丸に本願寺を建立、上野国厩橋（群馬県前橋市）の妙安寺に伝わる親鸞木像を迎える。このように教如は別寺を建立して第十二世を称し、次第に一派として独立していく。すでに慶長二年（一五九七）には三河（愛知県）の有力真宗寺院が教如に属するなど、教如に志を寄せる末寺も多かった。だが、「東門跡」として公に世に認められるようになるのは、教如の嗣子宣如の時代に至ってからであろうといわれる。

このようにして東西本願寺が分立するが、そのため院家・坊官以下の要職にあるものをはじめ、地方の末寺や門徒にいたるまで、その去就による動揺や紛争が相次いだ。このようななかで、西来寺は元和八年（一六二二）に東本願寺派（東派）に帰属するようになったと伝える（川島庄太郎著『浄土真宗最宝寺 川嶋家 浄土真宗西来寺 石井家 略歴（上）』昭和十四年刊。以下『最宝寺 西来寺 等略歴（上）』と略す）。

この元和八年に東派に帰属したという伝えは、昭和十四年当時、何んらかの根拠となる資料が存在していたものと思量されるが、しかし、『申物帳』（粟津本）によれば、元和三年六月二十六日条に相模国三浦郡不入斗村西来寺に、開山（親鸞）絵像が下付されていることが知れる。

『申物帳』とは、本山である東本願寺が末寺に対して寺号・木仏・宗祖および歴代法主絵像等の什物などを下付したときの記録帳である。元和三年（一六一七）に「親鸞聖人絵像」を東本願寺より西来寺に下付されているということは、当然にそれ以前からの帰属が考えられる。とすれば、年月は不詳だが寺伝にいう元和八年（一六二二）を遡ることは確なことであろう。

元和三年の開山像の免許下付とは、教如が歿した慶長十九年（一六一四）から三年後のことで、第十三世法主宣如の時代であったことが分かる。当時の西来寺の住職は歴代譜から了誓であったと考えられるが、この宗門を二分する困難な状況に了誓がどのように対処したのか、その帰属の経緯や事情、了誓の行実などについては、伝える文献等の資料もなく明らかでない。

両派の現在に至る大体の形勢は、真宗大谷派に属するのは、近畿、東海、北陸に多く、浄土真宗本願寺派に属するのは、中国、九州、近畿に多いことがわかる。

三浦半島では現在、真宗寺院二十八か寺のうち、大谷派（東）十か寺、本願寺派（西）十八か寺を数える。

ちなみに真宗大谷派は真宗十派の一で、江戸時代は「東派」を称していたが、明治十四年（一八八一）六月にこれを改め、「大谷派」と公称し現在に至っている。

2　西来寺周辺の模様（不入斗村）

西来寺が所在する不入斗村は、横須賀・中里・佐野・金谷の各村に囲繞（いじょう）された地で、安永（あんえい）元年（一七七二）の「不入斗村絵図」によれば、東西にわたり少しく彎曲した細長い耕地が続き、周囲はほとんど山に取り囲まれた盆地状の地勢を示している。

村民は専ら農業を主とする寒村であった。延宝（えんぽう）四年（一六七六）の『相模国三浦郡中石高帳』によれば、「高弐百弐拾弐石弐斗壱升」と記録されている。

小田原北条氏が滅び、天正（てんしょう）十八年（一五九〇）八月、徳川家康が江戸に入ると、三浦半島（三浦郡）の大部分は直轄領となり、代官頭長谷川七郎左衛門長綱にまかせられ、不入斗村はその支配下に入った。長綱は慶長九年（一六〇四）四月に亡くなったが、その一族による三浦半島支配がいつ頃まで続いたかは明らかでなく、江戸初期の支配は判然としない。その後、寛文（かんぶん）二年（一六六二）六月よりは向井将監正方の所領となり、延宝二年（一六七四）には嫡男正盛がこれを継承している。向井氏は旗本で代々御船奉行（船手組［水軍］の組頭）を継職した家柄である。向井氏は以後も含めて約百五十年間、不入斗村を領有するが、やがて文化八年（一八一一）になると沿岸警備を担当する会津若松藩領となり、さらに文政四年（一八二一）に川越藩、安政元年（一八五四）に熊本藩、文久三年（一八六三）に佐倉藩と替わり、慶応三年（一八六七）からは再び天領となり、伊豆韮山代官江川太郎左衛門の支配となり、明治維新を迎えている。

村の米の収穫量を示す石高は、前述のように延宝四年で「高弐百弐拾弐石弐斗壱升」とあり、名主は川嶋三郎左衛門と記録されている。その二十六年後の元禄十五年（一七〇二）の『相模国三浦郡御帳』には、「高弐百弐拾三石五斗弐升」とあり、この間、僅かであるが一石三斗壱升の増加をみせており、その後この石高数が幕末まで続いていることが、各種の記録類によって知ることができる。後述する家数も三十六・七軒と、ほとんど変化なく推移しており、不入斗村が大きくその様相を変えてくるのは、軍営の設置や人口の流入が激しくなる明治時代も中頃からである。

3　梵鐘の奉献

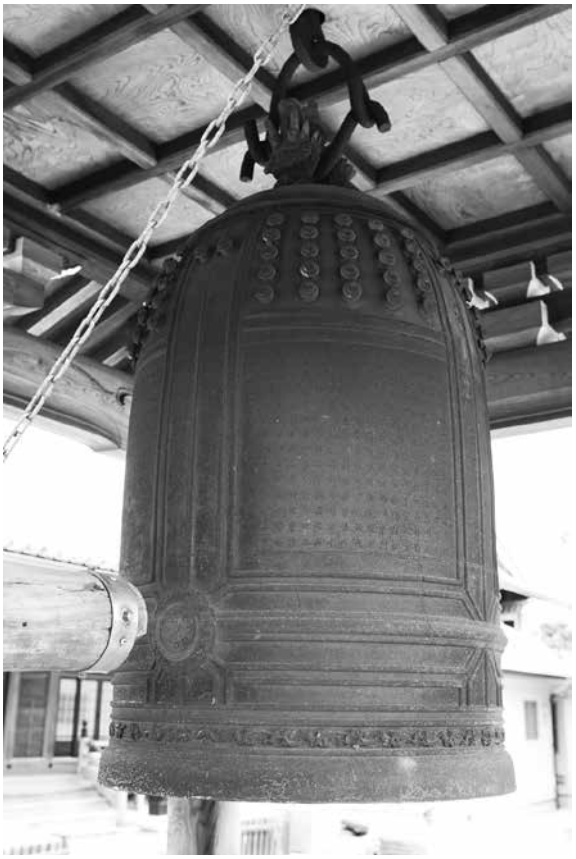

梵鐘（元禄９年銘）

現在、本堂前の鐘楼に吊るされる梵鐘は、第十一代住職知格の代に、古鐘の亡失を嘆き、惣門徒等に図って元禄九年（一六九六）に再鋳造され、奉献されたものである。今から三百十五年前の出来事である。鐘を造った鋳物師は江戸深川に工房を構える太田近江大掾藤原正次・同庄次郎正重であった。

その概要は銅鋳造で、総高一四七・〇糎、鐘身一一四・二糎、口径七六・一糎である。池の間の四区と縦帯の二区に、次の陰刻銘がある。

（池の間第一区）

相模国三浦郡不入斗郷大塚山
西来寺其先天台教寺也住持乗
頓深明天台圓頓之旨而徧雖説
示于民家之男女元是最上乗之
法而所不能及也所謂世尊在華
厳會上現丈六之金身著瓔珞細
軟之衣而説頓大乗之法欲度群
類然時未到機未熟聴之如聾見
之如盲仏在世猶如此況又末世
衆生輩爲僧以利生応爲念是仏
之所遺誨也故乗頓深思之深忖
之而唱浄土真宗云云当寺第六世
至頓乗叱当所代官長谷川七左
衛門尉遇被排斥吾宗旨然雖究
明宗旨之不邪常不和也此故只

（縦帯第二区）

屓持仏飄然而退院当所不入斗中
里深田横須賀長浦此村之末寺并
民家之諸檀那雖不變旧盟似恐時
之権威而多是属他宗門下時乎命

（池の間第二区）

乎急成空坊而夜月長挑仏前之燈
朝霞常続堂上之香絶誦経讃嘆之
声無尋訪往来之客唯有春鳥囀庭
樹秋虫唧径草甚可嘆息也于時鎌

倉之僧瑞念者住此寺改号宝立寺
郷民見之或恨或悲頓乗密隠在於
長浦之檀家既五年也深悲吾宗門
之亡滅天正十六年直到伏見城下
滞在三年訟事於関白秀吉公公感
有益吾宗門而即給赦状於長谷川
公因茲再請令充住持聴之瑞念中
夜出奔故瑞念持仏者今猶在之西
来寺境内自開基以来免除之地也
天正十八年関白秀吉公特賜寺内
禁制狼籍等朱印并有近臣大野修
理亮康豊之添状也而後到　東照
大権現御治世蒙御免除連々猶如

（縦帯第三区）

斯然昔時有一鐘而係之退転不知
爲何比年月押移建立之旨意趣難
企爰當寺第十一代知格歎之処惣
門徒等即勧而曰夫鐘之爲徳乎非

（池の間第三区）

只早晩緩急之備建寺會衆使善心
感音響之間其妙用豈以爲寡乎依
之不得辞新鋳華鐘似復五百年来
遺礎

銘曰

四面龍從　秀松欝々　芳草蓁々
鍠蒲窄吼　海陸皆通　水躍海若
雲奔豊靉　田蘆休耡　旅舟修蓬
香和夕露　誦起暁風　名誉不聞
寵辱脱躬　魅魍自去　霊台常崇
鯨鐘再鋳　仏門重隆
于時元禄九丙子暦十一月初三日

願主

常専坊釈是心
連衆惣門徒
并諸檀那中

（池の間第四区）

當寺第十一世釋知格代
武刕江戸深川住
御鋳物師
太田近江大掾
藤原正次
同庄次郎正重

［読み下し］

相模国三浦郡不入斗郷大塚山西来寺は、其の先は天台教の寺なり。住持乗頓深く天台圓頓の旨を明かす。而して偏く民家の男女に説示すと

雖も、元是れ最上乗の法にして及ぶこと能わざる所なり。所謂世尊華厳会上に在りて、丈六の金身を現じ、瓔珞細軟の衣を著けて、頓大乗の法を説き、群類を度せんと欲す。然れども時未だ到らず、機未だ熟さず、之を聴くこと聾の如く、之を見ること盲の如し。仏世の在して猶此の如し。況んや又末世の衆生の輩をや。僧為るは利生を以て応に念と為すべし。是れ仏の遺誨したまう所なり。故に乗頓深く之を思い、深く之を忖りて浄土真宗を唱うと云々。当寺第六世頓乗の時に至りて、当所の代官長谷川七左衛門尉の吾が宗旨を排斥せ被るに遇う。然して宗旨の不邪を究明すと雖も常に和せずなり。此の故に只持仏を負い、飄然として当所不入斗、中里、深田、横須賀、長浦に退院す。此の村の末寺并びに民家の諸檀那、旧盟を変ぜずと雖も、時の権威を恐るるに似て、多くは是れ他宗の門下に属す。時なる乎。命なる乎。急に空坊と成りて、夜月長く仏前の灯を挑げ、朝霞常に堂上の香を続ぐ。誦経讃嘆の声を絶え、尋訪往来の客無し。唯春鳥の庭樹に囀り、秋虫の径草に喞くこと有るのみ。甚だ嘆息すべきなり。時に鎌倉の僧瑞念なる者、此の寺に住し、号を宝立寺と改む。郷民之を見て或は恨み、或は悲しむ。頓乗密かに隠れて長浦の檀家に在ること既に五年なり。深く吾が宗門の亡滅を悲しみ、天正十六年、直に伏見城下に到り、滞在すること三年、事を関白秀吉公に訟う。公、吾が宗門に益有るを感じ、即ち赦状を長谷川公に給う。茲に因って再び住持に充て令めんを請う。之を聴き瑞念は中夜に出奔す。故に瑞念の持仏は今猶この西来寺境内に在り。開基より以来、免除の地なり。天正十八年、関白秀吉公特に寺内禁制狼藉等の朱印を賜い、并びに近臣大野修理亮康豊の添状有るなり。後に東照大権現の御治世に到り御免除を蒙り、連々として猶斯の如し。然るに昔時に一鐘有りて、之を係るに、退転何れの比と為すかを知らず。年月押し移りて、建立の旨、意趣企て難し。爰に当寺第十一代知格之を歎き、惣門徒等に処す。即ち勧めて曰く、夫れ鐘の徳為る乎、只に早晩緩急の備のみに非ず、建寺会衆、善心をして音響に感ぜ使むるの間、其の妙用豈以て寡しと為さん乎と。之に依りて辞むことを得ず、新たに華鐘を鋳し、以て五百年来の遺礎を復す。

銘に曰く

四面 巍嵯 なり 秀松欝々として 芳草萋々なり 鍠蒲吼を穿ち 海陸皆な通ず
水海若を躍らしめ 雲は豊霳を奔らしむ 田蘆に耡を休め 旅舟に蓬を修む
香は夕露に和し 誦は暁風に起る 名誉は聞かず 寵辱は躬を脱す 魅魍は自ら去り 霊台は常に崇る 鯨鐘再び鋳し 仏門重ねて隆る

時に元禄九丙子暦十一月初三日

願主

常専坊釈是心

連衆惣門徒

并 諸檀那中

当寺第十一世釈知格代

武州江戸深川住

御鋳物師 太田近江大掾

藤原正次

同庄次郎正重

以上の銘文によって、西来寺の歴史や法難に関する事情、梵鐘鋳造についての趣旨や経緯が記されている。

しかし、寺史に関してはその内容に誤解があることが指摘されているが（二ノ2『相州文書』にみる戦国時代の西来寺）、小田原の北条氏直との軋轢により、住職は追放され、浄土宗に改宗せざるをえない一時期が

あったことは確かである。

この開創以来の法難に際し、末寺や檀那も多く他宗に属し、寺には浄土宗僧が入る事態となり、郷民はこれを恨み悲しんだという。

天正十八年（一五九〇）に小田原北条氏は滅亡。西来寺は住職が復帰し真宗寺院として復活したが、寺の衰退や阿弥陀一仏の信仰のくずれを回復するのは、容易ではなかったと思われる。

徳川家康が江戸に入って幕府を開いてから百年近くが経ち、ようやく世情も安定し繁栄を迎えた元禄時代に、西来寺で大梵鐘が新造されたということは、この期、法難の影も消え去り、師檀が一体となり法灯護持への懸命な努力による西来寺中興事業の一環として、伽藍および寺観が整えられたということが考えられよう。梵鐘新造に尽力した住職知格は、この十三年後の宝永六年（一七〇九）六月四日に没していることがわかる（「西来寺歴代譜」）。

梵鐘を造った鋳物師（いもじ）の太田近江大掾藤原正次は、近江國辻村（滋賀県栗太郡栗東村辻）の人。寛永十七年（一六四〇）に江戸に出て鋳物業を始めた太田六右衛門（通称釜六）のことである。太田氏は代々深川（東京都江東区大島一丁目）に工房を構え、太田近江大掾藤原正次を名乗って、十七世紀後半から十九世紀後半に至るまで約百九十年程にわたり、鋳物師として活躍した家柄である。

元禄九年（一六九六）に鋳造された西来寺鐘は、「太田家系譜」によれば初代正次（元禄十四年歿）の作品であることがわかる。

なお、市内には公郷・妙真寺鐘（宝永元年・一七〇四）、緑が丘・良長院鐘（宝永二年・一七〇五）、公郷・曹源寺鐘（正徳元年・一七一一）、池上・妙蔵寺鐘（寛延四年・一七五一）、森崎・妙覚寺鐘（明和五年・一七六八）に藤原正次の銘が認められたが、いずれも二代以降の作品である。このうち現存するのは妙真寺鐘のみで、他鐘は戦時中の金属回収令によって、供出の憂き目に遭い失われた。

現在、横須賀市内で江戸時代の梵鐘は四口が存在するに過ぎず、このうち西来寺鐘が最も古い作品で、貴重な文化遺産として「市民文化資産」に指定されている。

4　江戸時代の西来寺檀家

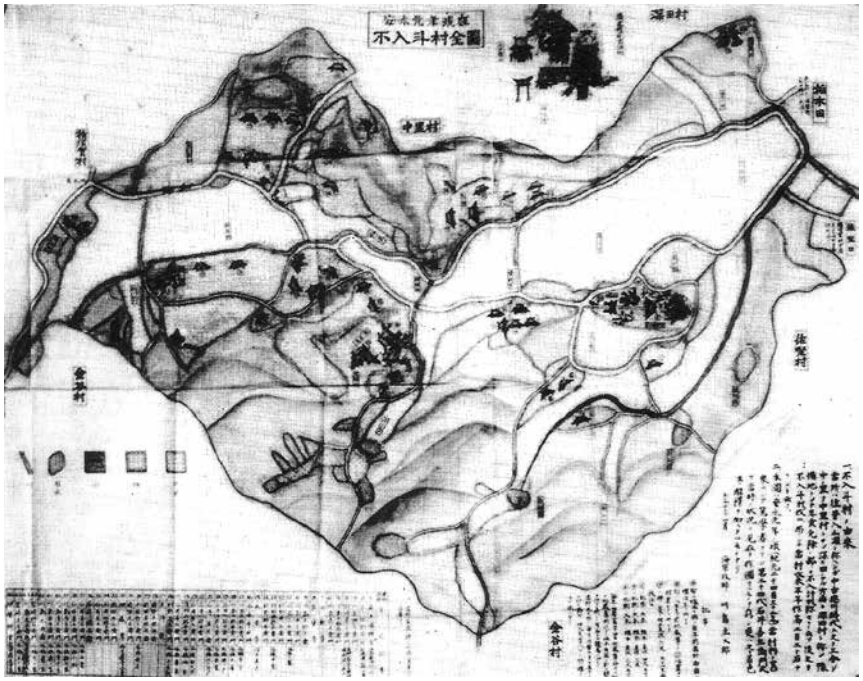

安永元年『不入斗村絵図』写（御嶽神社）

① 安永元年「不入斗村絵図」に見る檀家

当絵図は不入斗村の旧家である石井善左衛門家の第二十四代に当たる当主が、安永元年（一七七二）に作成したという原本を、佐野町住の川島庄太郎氏が大正九年（一九二〇）に写識し、着色したもので、翌十年一月に御嶽神社に奉納されたものである。

この村絵図は今から二百三十余年前の不入斗村の様子が詳細に描かれており、江戸時代中頃の村の有様がよくわかるものである。

当時、村内には川嶋・石井・村野・前田などを名字とする旧家があり、絵図には川嶋を称する家が十三軒、石井が十一軒、村野が四軒、前田が四軒、柴崎が二軒、村崎が一軒、浅羽が一軒、それに小林が一軒の三十七軒の民家が存在していたことがわかる。その他、西来寺、長法寺、西教寺、大浄院の四寺院、蔵王権現社等の四社があった。

なお、当山修験の蔵宝院が存在していたと思われるが、記載されず不明である。

民家三十七軒の氏名は次表のとおりで、その菩提寺（檀那寺）をみると、三十四軒までが西来寺（真宗大谷派）の檀家で、二軒が野比・最宝寺（浄土真宗本願寺派）の檀家であった。東西に分かれるにしても、不入斗村のほとんどが真宗門徒であることがわかる。

	氏名	菩提寺	備考
1	川嶋清左衛門	西来寺	名主家
2	川嶋市左衛門	西来寺	
3	川嶋太郎兵衛	西来寺	
4	川嶋伝右衛門	最宝寺	名主家
5	川嶋庄右衛門	最宝寺	
6	川嶋与左衛門	西来寺	
7	川嶋七郎左衛門	西来寺	
8	川嶋五郎兵衛	西来寺	
9	川嶋源左衛門	西来寺	
10	川嶋三右衛門	西来寺	
11	川嶋太郎左衛門	西来寺	
12	川嶋三郎左衛門	西来寺	名主家
13	川嶋長左衛門	西来寺	
14	石井四郎左衛門	西来寺	
15	石井庄左衛門	西来寺	
16	石井善右衛門	西来寺	
17	石井善左衛門	西来寺	
18	石井七郎右衛門	西来寺	
19	石井次郎左衛門	西来寺	
20	石井善兵衛	西来寺	名主家
21	石井八郎右衛門	西来寺	
22	石井長右衛門	西来寺	
23	石井彦右衛門	西来寺	

24	石井惣右衛門	西来寺	
25	村野忠左衛門	西来寺	
26	村野茂右衛門	西来寺	
27	村野与惣左衛門	西来寺	
28	村野助右衛門	西来寺	
29	前田吉郎兵衛	光真寺(心)	
30	前田久右衛門	西来寺	
31	前田市右衛門	西来寺	
32	前田太郎兵衛	西来寺	
33	柴崎久左衛門	西来寺	
34	柴崎惣右衛門	西来寺	
35	村崎甚右衛門	西来寺	
36	浅羽六郎左衛門	西来寺	
37	小林惣左衛門	西来寺	

表に一覧する安永元年（一七七二）当時の不入斗村における西来寺檀家三十四軒の来歴等は詳（つまびらか）ではないが、『新編相模国風土記稿』や『最宝寺西来寺等略歴（上）』等から推察するに、中世において西来寺の法灯を護持してきた檀那は、川嶋三郎左衛門家や石井善左衛門家を中心とした不入斗村草分けの村民たちであったと思われる。

川嶋三郎左衛門家は川嶋庄右衛門家（野比最宝寺檀家）より延文年間（一三五六～六一）に分家独立したと伝え、家号を「大屋」といった。屋敷は不入斗村字（あざ）大向に所在した。小田原北条氏支配の頃は、不入斗村は間宮豊前守と幸田源左衛門の二人の所領であったが、このうち川嶋三郎左衛門は幸田氏采地の里正（むらおさ）を務めていたことがわかり、天正七年（一五七九）の北条氏直朱印状を伝蔵していたことが知れる（『相州文書』）。

石井善左衛門家も一方の間宮氏采地の里正を務めていた当地草分けの有力豪農で、家号を「小向」という。屋敷は不入斗村字（あざ）小向に所在した。川嶋家と同様の天正七年の北条氏直朱印状を伝蔵していたことがわかる。

江戸時代になると幕府はキリスト教禁圧政策の一環として、寺請制や檀家制を推し進める。この寺檀制度によって、寺と檀家との結びつきが、これまで以上に強くなっていったことがわかる。

前表に載る村内三十七軒のうち三十四軒までが、西来寺の檀家であることがわかり、名主や年寄役、百姓代といった村政に関わった川嶋三郎左衛門、川嶋清左衛門、石井善左衛門、石井善兵衛、石井治郎左衛門および村野忠左衛門などの有力檀那をはじめ、これら檀信徒の人たちの絆によって、江戸時代を通じて西来寺を連綿と維持し続けてきたことがわかる。

なお、川嶋庄右衛門以下二軒は野比・最宝寺を菩提寺とするが、西来寺を副菩提寺として、専ら女性に関する葬儀等は西来寺、男性に関しては最宝寺と、両寺に帰依していたようである。いわゆる半檀家といわれる寺檀関係であったと思われる。（『最宝寺西来寺等略歴（上）』）。

ともあれこの「不入斗村絵図」（写）は、約二百四十年前の西来寺の村内檀那名や村の具体的な内容を知ることができる貴重な資料とい

えるのである。

② 近隣周縁村の檀家

西来寺の檀徒としては、前述した不入斗村の村民のみでなく、近隣周縁の村々にも江戸時代にその存在が知れるのである。古くから西来寺を支え、その護法護寺に尽力されてきたこれら近隣の古い檀家の人たちの氏名の確認は難しく、墓碑銘や各種書類、新規の過去帳などから、知りえたものについて次に記してみる。

今井久兵衛　小澤久右衛門
今井市郎兵衛　石戸重左衛門
今井庄兵衛　飯塚文右衛門
小林与兵衛　堀田伊右衛門
鈴木忠兵衛　大野吉蔵
鈴木小兵衛　石黒又右衛門
（以上横須賀村）
石渡市右衛門　中西与左衛門
長瀬五左衛門　永嶋孫右衛門
久野市兵衛　蛭田伊兵衛
下村伊之助　田辺弥兵衛
川嶋市郎右衛門　金井孫兵衛
山本里右衛門　小山長八
（以上中里・深田・佐野村等）

この外、江戸時代よりの檀家として、宮島、原嶋、石川、脇谷、野村、杉本、栖原、太田などの名字の家々が知られる。

以上のように、江戸時代からの檀信徒を知ることができるが、西来寺の数度の火災等による関係資料の亡失、更には旧家の移転によるなど、その確認が困難なのが現状である。このため記載洩れの旧家が少なくないとの懸念がある。関係者の方々のご寛恕を頂戴したい。

記載された旧家の中でも、今井家、鈴木家、飯塚家、石渡家、長瀬家、小沢家、永嶋家、中西家などは、墓碑銘や記録類に明暦・寛文・天和・元禄などの銘文が見え、江戸前期の十七世紀には檀家として、西来寺との法縁が結ばれていたことが分かり、古い家々であることが知れる。しかし、これらの家々が遡（さかのぼ）って戦国時代以前の中世にまで檀徒として存在したかは、資料がなく確認できない。

5 『新編相模国風土紀稿』に記される西来寺

西来寺は前述のように度々の火災等による災害で、寺史に関する文献史料は全く伝わらず、唯一、梵鐘（元禄九年・一六九六）に陰刻銘があるのみである。このため天保十二年（一八四一）成立の『新編相模国風土記稿』（以下『風土記稿』という）に記載される西来寺に関する記述が、最も江戸時代における西来寺の内容を伝えている記録として貴重である。次に全文を記してみる。

○ 西来寺 大塚山と号す（大塚は、所在の小名なり） 浄土真宗（東本願寺末） 本尊阿弥陀（長二尺六寸五分 聖徳太子作）
寺伝に云昔は天台宗なり、寛元（かんげん）四年親鸞遊化（ゆけ）の時、住僧乗頓教化を受

改宗す、然るに第六世頓乗に至り北条氏の竄逐に逢、本尊を岩窟に隠し己城州伏見に至り草堂を結て屏居す（今も彼の地に西来寺ありと云）此寺は浄土宗となり、鎌倉光明寺の末に隷し、瑞念と云う僧住す、天正十八年御入国ありて頓乗当寺に帰住し、旧宗に復すと云、此頃木下半四郎吉隆なるものより、代官職長谷川七左衛門長綱に与る所の書翰今に蔵す、

（書翰文面省略 三十頁参照）

（寺宝）△経文一幅（親鸞筆）△和讃一幅（同筆）△名号一幅（親鸞七歳の筆跡）△法華経譬喩品片紙一軸（日蓮筆）△古文書三通（一は某年十二月、本願寺教如より片山伊賀守への書翰。当寺伝来の由緒を知らず、一は永禄九年八月、修理亮康豊より、当寺へ与へし書翰なり其文意三浦郡宝立寺寺務職の事に付、光明寺西来寺争論の裁許状なり、一は天正十八年小田原陣の時、豊大閤の制札なり、不入斗郷西来寺とあり）△鐘楼 元禄九年の鐘をかく、△楼門 楼上に阿弥陀を置、当郡七阿弥の一なり（長一尺七寸五分運慶作）△子院（各域外に散在す）長法寺 西教寺（各阿弥陀を置）

以上が『風土記稿』に記述される西来寺の内容である。前段の寺史に関しては古文書の解説（二十七頁以降を参照）で述べられているので、ここでは省略する。

本尊阿弥陀如来像は「長二尺六寸五分」とあり。凡そ八十糎程の木造立像で、安阿弥様の尊像であったと思量されるが、その由来や制作年代等は不明である。傍註に「聖徳太子作」とあるが、太子信仰に仮託されたものであろう。

寺宝として親鸞筆といわれる「経文」「和讃」「名号」および日蓮筆という「法華経譬喩品片紙」が記されるが、これは主なもので他に宗祖親鸞や聖徳太子、七高祖、歴代法主の絵像や名号なども、伝蔵されていたものと思われる。

鐘楼に懸けられる元禄九年の梵鐘については前述（五十頁参照）したが、当寺には楼門があり、楼上には三浦七阿弥陀の一といわれる阿弥陀如来像が安置されていたという。「長一尺七寸五分」、すなわち約五十三糎の坐像であったことがわかる（『最宝寺西来寺等略歴（上）』）。

楼門とは上層のある二重の門をいう。この楼門については『最宝寺西来寺等略歴（上）』に、「浄土宗時代の本尊を取除き、山門の大鐘を卸して、此処に同本尊を安置し」とあり、また別行に浄土宗時代の「本尊は大鐘を卸して楼上に之を安置す」ともあり、川島庄太郎氏が昭和十四年に執筆の際には、この件に関する何らかの資料が西来寺に伝蔵されており、それによって書かれたものと思われるが、記述内容から想定すれば、この楼門は当初鐘楼門であったようである。

安永元年（一七七二）の村絵図に描かれている西来寺の楼門は、入母屋造の重層建築で、上層は花頭窓を設けた壁付で、ここに三浦七阿弥陀の一といわれる浄土宗時代の阿弥陀仏を安置していたようだ。初層は柱数が不明だが、扉はなく吹放しのようである。現在の鎌倉市山内・浄智寺の鐘楼門に近い構造であったかもしれない。

三浦七阿弥陀とは三浦郡内に開かれた最も古い阿弥陀の巡礼札所で、その成立は十六世紀後半から十七世紀初頭頃と考えられる。札所としては一番東昌寺（池子）をはじめ、浄楽寺（芦名）、無量寺（長坂）、正観寺（根岸・廃絶）、光念寺（三崎）、往生院（津久井）、西来寺（不入斗）が知られる。三浦七阿弥陀の歴史については、まだ不明な点があるが、この西来寺にも往時は一切の罪障を消滅して、極楽往生を願う善男善女の参詣者で賑ったであろうことが偲ばれる。

このほか子院として長法寺、西教寺の二か寺が存在したことがわかる。子院とは末寺や本寺に属する寺院をいい、両寺とも西来寺を本寺とする寺で、地中ともいう。各阿弥陀如来を安置していた。その所在位置は両寺とも、現在の不入斗運動公園内の軟式野球場辺に当たるものと推測さ

西来寺　大塚山ト號ス。大塚ハ所在ノ小名ナリ。浄土真宗。東本願寺末。本尊阿彌陀長二尺六寸五分聖徳太子作。寺傳ニ云昔ハ天台宗ナリ。寛元四年親鸞遊化ノ時住僧乗頓教化ヲ受改宗ス然ルニ第六世頓乗ニ至リ北條氏ノ竄逐ニ逢本尊ヲ岩窟ニ隠シ已城州伏見ニ至リ草堂ヲ結テ屠居ス。今モ彼ノ地ニ西来寺アリト云。此寺ハ浄宗トナリ。鎌倉光明寺ノ末ニ隷シ瑞念ト云僧住ス。天正十八年御入國アリテ。頓乗當寺ニ歸住シ旧宗ニ復スト云此頃木下半四郎吉隆ナルモノヨリ代官職長谷川七左衛門長綱ニ與ル所ノ書翰今ニ藏ス。其文ニ態令啓候仍西来寺事被召失浄土宗瑞念ト申人被入替候由美如何之儀候哉氏直鉾楯之覚悟ニ付而本願寺門徒族悉被追出西来寺明申候由大納言様ヘ可然様ニ御取成ヲ以如前々西来寺被返付候様ニ御馳走尤存候恐様本願寺門徒被召失ニ付而ハ不及是非儀候此一寺計被追出候ハヽ如何候御馳走可頼候恐々謹言七月廿九日長谷川七左衛門殿御宿所木下半四郎吉隆

寺寶

経文一幅親鸞筆

和讃一幅同筆

名號一幅親鸞七歳ノ筆跡

法華経譬喩品序紙一軸日蓮筆

古文書三通一ハ某年十二月本願寺教如ヨリ庁山伊賀守ヘノ書翰ニテ光壽トアリ。光壽ハ教如ノ實名ナリ。當寺傳来ノ由縁ヲ知ラズ一ハ永禄九年八月修理亮康豊ヨリ當寺ヘ與ヘシ書翰ナリ其文意ニ浦郡宝立寺寺務職ノ事ニ付光明寺西来寺爭論ノ裁許状ナリ一ハ天正十八年小田原陣ノ時豊太閤ノ制札ナリ入不斗郷西来寺トアリ

鐘楼　元禄九年ノ鐘ヲカク。

楼門　楼上ニ阿彌陀ヲ置當郡七阿彌陀ノ一ナリ。長一尺七寸五分建慶作。

子院　各域外ニ散在ス。

長法寺　西教寺　各阿彌陀ヲ置。

『新編相模国風土記稿』（西来寺の項）

れ、当時は小高い丘上にあった。

なお、西来寺に寛政二年（一七九〇）十月の『僧分人別帳』なるコピー資料がある。この資料によると当時の西来寺住職は第十四世義幢（六十歳）で、新発意頓示（九歳）と二人が記されている。新発意とは新たに出家し、仏門に入った者をいう。このほか西来寺地中として長法寺住職の源瑞（七十一歳）、同じく西教寺住職の義念（二十五歳）、同じく長源寺住職の義空（二十三歳）が記されている。「地中」とは付属寺をいい、子院と同意である。西来寺の子院は『風土記稿』（天保十二年）では、長法寺、西教寺の二か寺であったが、それを五十年遡る寛政二年の頃には、長法寺、西教寺、長源寺の三か寺であったことがわかる。長源寺の以後の消息は不明である。

6　安政六年の伽藍焼失

第十六世頓定の代である安政六年（一八五九）十一月十五日、西来寺は類焼によって本堂および庫裏ともに全焼した。営々と築き上げ護り続けてきた伽藍は、一朝にして灰燼に帰したのである。しかし、幸いなことに住職や寺方、檀家の人たちの懸命の活動で、本尊像や三浦七阿弥陀の尊像、過去帳や古文書など、重要な寺宝・書類などは無事搬出されたようだ。だが什物類で焼失・毀損の被害に遭ったものも少なくなかったと思われる。

この火災で楼門や鐘楼は焼失を免れたようだが、その後損壊したのであろうか、十五年後の明治七年頃に提出された西来寺の『什物御届』の中には、すでに「楼門」は無く、門は「惣門」のみが記されている。

幕末の世情騒然とする中での本堂・庫裏の焼失は、寺の経営にとって大きな痛手であったに相違なく、その再建の道程は困難をきわめたであろうことが推察される。

復興は師檀一体となっての献身的な努力によって、翌万延元年（一八六〇）には庫裏を新築完成させている。本堂は鎮守蔵王権現社境内にあった御神木の大欅（根元径七尺）を伐採し、本堂用柱材に使用するなどして、仮建築を成したことがわかる（『最宝寺西来寺等略歴（上）』）。

仮建築から本建築の本堂を再建するには、十六年後の明治九年（一八七六）まで待たねばならなかった。

7　不入斗の児童教育と西来寺

不入斗村における寺子屋教育についての伝承では、安永年間（一七七二～八一）に字「小向」に屋敷を構えた石井善左衛門（石井本家）が三代にわたり、農業の傍ら自宅で寺子屋式による児童教育を行ったことが知られる。石井善左衛門家は西来寺の有力檀徒で歴代学者揃いであったといわれ、専ら和漢文の読書・作文、算術・珠算、習字などを教えたという（『最宝寺西来寺等略歴（上）』）。

寺子屋は江戸時代から明治初頭にかけて、主として庶民の子どもを対象に読・書・算の初歩学習を行うために、任意に開いた教育施設で、手習所とも呼ばれた。普及が本格化するのは江戸時代中期の元禄・享保の頃で、大都市を中心に盛行したという。以後、商工業のいちだんの発達とともに社会情勢の進展にともない、庶民生活にまで実務教育が必須不可欠となってきたのである。

三浦半島でも浦賀・三崎で元禄・宝永期に寺子屋が設けられたことがわかるが、本格的に普及してくるのは、十八世紀後半の明和・安永期（一七六四〜八一）になってからという（『横須賀市教育史』通史編）。

不入斗村の石井善左衛門が寺子屋を創設したのも、この頃であったことがわかる。その後、弘化元年（一八四四）に至る七十余年間、三代にわたって不入斗および近隣の中里・深田・佐野の四か村の児童に教育を施したのである。

次いで弘化二年（一八四五）より慶応三年（一八六七）に至る二十余年間は、後年ラッパ山と呼ばれた丘陵上（現在の不入斗運動公園陸上競技場の中程に存在した）に所在した修験宗蔵宝院で、住職末田富衛によって引き継がれ、四か村の児童に寺子屋教育が行われた。

更に慶応三年より西来寺に教場を移し、第十六世住職の大塚頓定および十七世頓和によって、寺務の傍ら本堂において四か村の児童に寺子屋式の初等教育が行われ、明治六年（一八七三）三月まで続けられたのである。

住職頓定・頓和ともに教育熱心で、江戸から明治への激動期にふさわしい教育に心を砕いたものと思われるが、残念なことにその具体的な内容・規模などについて資料が伝わらず不明である。

この西来寺における寺子屋教育は、やがて学制の発布により四か村連合の不入斗学校へと発展するのである（後述）。

五、明治時代の西来寺

1　明治維新の仏教弾圧

江戸幕府が崩壊して明治維新といわれる一大変革の激動を迎えた明治元年（一八六八）、明治政府は神仏分離令を出し、それまで国教であった仏教から神道に転換させる神仏分離政策を断行し、崇神廃仏が強調され廃仏毀釈運動が全国各地で進められた。

明治四年（一八七一）に入ると寺院の経済的基盤であった朱印地や除地などの上知令（上知とは知行地を官に没収、また返納させることをいう。）が公布される。また江戸時代からの寺請制度が戸籍法の制定を機に正式に廃止されるなど、仏教教団や寺院は前代からの諸特権の撤廃によって致命的な打撃をうけ、寺々が疲幣するなか、廃寺の憂き目にあう寺院も続出した。

この迫害に際し真宗教団および所属寺院は、廃仏毀釈や圧迫に抵抗する門信徒に支えられ、積極的に政府に対して働きかけを行うなど、他教団と相違してその被害を最小限に食い止めたようで、以後、仏教界を代表する存在となる。

西来寺においても左程の混乱や災難もなく、この期を乗り切ったようだが、子院の長法寺、西教寺は廃寺となり、明治五年（一八七二）の修験道廃止令によって、蔵王権現社の別当蔵宝院も廃絶に追い込まれる。また蔵王権現社も明治六年（一八七三）に「権現」の名称使用が禁止され、社名を御嶽神社と改称することになるなど、不入斗村にも維新の変革の手が及んでいたことがわかる。

この間、明治政府は寺院の実態を把握するため取り調べを進め、各種の書類を提出させている。これら寺院からの書上げの副本は、各町村で保存されていたが、災害や町村合併による移動等で散逸するなど、管理上の事情から亡失したものも少なくない。

不入斗村を含む旧豊島村および旧横須賀村管内の寺院に関する諸取調書も失われたものが多く、僅かに現存する中に西来寺提出の「寄付什物其外取調書」の一部である「什物御届」（年紀不明）および「古寺調査事項取調書」（明治二十八年）を見出すことができる。このため明治前期における西来寺の凡その情況について知ることができることは幸いであった。

2　寺子屋から不入斗学校開設へ

明治五年（一八七二）八月に太政官達を以て学制の公布があり、次いで同六年二月に「小学規則」が制定される。このため不入斗村でも同六年四月より寺子屋から引き続いて西来寺本堂にて、不入斗・中里・深田・佐野の四か村連合の不入斗学舎（不入斗学校）が開設された。初代の校長は住職の頓和が続いて務めている。なお、先代頓定は明治五年以前に隠居しているようである。

やがて明治十年（一八七七）前後になると、各地で寺院を借用して出発した学校は、漸次校舎を新築して独立する傾向をみせ、不入斗学校でも大塚頓和、川嶋伝兵衛両人の努力によって不入斗村三二八番地（現在の上町四丁目一〇一番地辺）に七・八百坪の土地を求め、校舎を建設して明治十一年十一月に移転した。

瓦葺平屋建てで、費用は凡そ五百円であったと伝えている。当時の句

神奈川縣平民
長女兩長男
石井市太郎
十一年四月
下等小學第四級
卒業候事
第一大學區神奈川縣管内
第十中學區相州三浦郡
第六十五番小學
不入斗學校
明治二年
三月　日
第　號

不入斗学校下等小学第四級卒業証書

に「学校だけ瓦屋根なり桃の村」というのがある。生徒は男三十八人、女三十二人の計七十人、教員三人の記録があり（『皇国地誌』）、同二十年には若い頃の石渡坦豊（第七代横須賀市長）も教員の一人として勤務していたことがわかる。

程なく児童数の増加もあり同二十一年（一八八八）十二月に、不入斗学校と公郷村の公郷学校の両校が合併、中里村九四番地（現在の中央図書館所在の緒明山）に土地を求めて校舎を新築、校名を豊島学校として、翌二十二年四月一日に開校。同日に不入斗・中里・深田・佐野・公郷の五か村が合併して豊島村となっている。このため不入斗学校は廃校となった。

不入斗村周辺の児童教育の事情・沿革は凡そ以上のようであるが、不入斗村の石井善左衛門家や蔵宝院並びに西来寺の果した役割りは大きなものがあった。特に寺子屋式教育から近代教育への黎明期に、教育施設としての西来寺、教育者として、また学校教育推進者としての頓定・頓和の二代にわたる貢献は多大で、忘れ難い存在であったといえよう。

3　西来寺『什物御届』について

本冊子は「神奈川県下第十五区」と印刷された罫紙十二枚に、縦書に墨書されたものである。

本来、年紀と「寄付什物其外取調帳」等の表題と寺院名などが記された表紙が付されているのが通常であるが、当冊子は副（添）書であるためなのか、それが欠けている。記載されている内容は、江戸時代後期から明治時代前期の西来寺の様子を知る貴重な資料である。次にその全文を記してみる。

什物御届

一　本尊阿弥陀如来　　壱躯
一　祖師画像　　壱幅
一　本山乗如上人画像　　壱幅
一　三朝七高祖画像　　壱幅
一　聖徳太子画像　　壱幅

『什物御届』部分

一　乗如上人真筆九字名号　壱幅
一　同真筆十字名号　壱幅
一　本山蓮如上人画像　壱幅
一　同顕如上人画像　壱幅
一　本山従如上人画像　壱幅
一　祖師真筆六字名号　壱幅
一　祖師伝絵　四幅
一　三浦七弥陀木像　壱躯
一　関白秀吉朱印　壱通
一　聖徳太子木像　壱躯
不入斗村川嶋清右衛門寄進
一　仏前机　壱ツ
同人寄進
一　麻幕　壱張
同人寄進
一　和讃机　五ツ
同人寄進
一　菊灯台　四本
同人寄進
一　三部経本　壱部
塩入今井久兵衛寄進
一　祖師前机　壱ツ
中里村石渡市右衛門寄進
一　仏前机　壱ツ
塩入今井市郎兵衛寄進

一　真鍮蠟燭立　弐本
同人寄進
一　真鍮花瓶　弐ツ
同人寄進
一　鑿　壱ツ
同人寄進
一　赤地錦打敷　壱枚
同人寄進
一　石手水鉢　壱
横須賀村講中寄進
一　真鍮花瓶　壱ツ
同村鈴木忠兵衛寄進
一　真鍮花瓶　壱ツ
同村講中寄進
一　仏前机　壱ツ
同断寄進
一　真鍮蠟燭立　弐本
東京中島宗達寄進
一　真鍮香炉　壱ツ
塩入今井庄兵衛寄進
一　猩々緋金紋打敷　弐枚
同人寄進
一　和讃机　弐ツ
同人寄進
一　花束　壱対

同人寄進
一　太鼓　サシワタシ弐尺五寸　壱ツ
中里村長瀬五左衛門寄進
一　花束　壱対
深田村久四郎寄進
一　花束　壱対
泊り　小沢久右衛門寄進
一　花束　壱対
塩入講中寄進
一　真鍮輪灯　壱対
東京中島了達寄進
一　祖師厨子　壱
横須賀村鈴木小兵衛寄進
一　経本　壱部
横須賀村石戸重左衛門寄進
一　経本　壱部
同村川嶋五右衛門寄進
一　鑿　壱ツ
同人寄進
一　同台　壱ツ
真鍮
一　仏供器　六本
一　徳川家康公位碑　壱
一　同歴代将軍位碑　壱
一　梵鐘　丈ケ四尺五寸　サシワタシ二尺五寸　壱ツ

一　梵鐘堂　九尺四面　　壱棟
一　惣門　　壱棟
一　本堂　五間四面　　壱棟
祖師真筆
一　天満宮名号　　壱幅
同自作
一　祖師木像　　壱躯
右之通ニ御座候以上

第十五区弐番組
相州三浦郡不入斗村
十八番地
西来寺住職　　大塚頓和　㊞
同横須賀村
組寺　長源寺住職　　波嶋泰祥　㊞
同深田村
檀家惣代　川嶋市郎右衛門
同中里村
檀家惣代　石渡市右衛門　㊞
同不入斗村
檀家惣代　川嶋清左衛門
同横須賀村
檀家惣代　鈴木忠兵衛　㊞
前同断　飯塚文右衛門　㊞
右
副戸長　　永島永徳
戸長　　石渡養泰

本「什物御届」には日付けがないが、その記述する内容から、明治六年（一八七三）十一月から翌七年六月までの間に提出されたものと判断される。

今から凡そ百三十年程前の明治初期の頃の西来寺における寺宝什物等について詳細に記録したもので、西来寺の寺史にとって極めて重要な資料である。当時の住職は第十七世頓和で、先代頓定のあとを襲職し務めていた。

この「什物御届」を一瞥するに、当時の西来寺伽藍は本堂・梵鐘堂・惣門の存在が知れるが、庫裏についての記載がない。庫裏は十二・三年前の万延元年（一八六〇）に新築したばかりである。現存は間違いなかろうが、この場合記載する必要がなかったのであろう。

本堂の規模は「五間四面」（約二五坪）とあるが、これは安政六年（一八五九）に焼失したのち、仮建築で推移してきた姿なのである。この仮本堂の平面構造については不明であるが、通常の真宗寺院の形式に沿えば、内陣中央の須弥壇上に御本尊の阿弥陀如来像が安置され、右側に

宗祖親鸞上人画像、左に顕如上人画像が懸けられ、左右の余間には聖徳太子画像と三朝七高僧画像などが懸けられていたことが、「什物御届」の什物類から推察することができる。

本堂は前述のように安政六年十一月に庫裏とともに全焼し、什物も少なからず焼失・毀損に遭っていると考えられるが、『風土記稿』（天保十二年）に記載されている「寺宝」のうち、「祖師真筆六字名号」や「豊太閤制札」などが、この「什物御届」にも記載されているのである。このことは火災当時、寺檀の方々の懸命の活動により、かなりの寺宝什物が無事搬出されたと考えられるもので、それは自火でなく類焼であったこともその一因であったことであろう。

すでにこの頃は楼門は壊れてなく、現在の石門の位置に惣門（瓦葺・棟門形式）があった。梵鐘堂は「九尺四面」とあり、入母屋造瓦葺で吹放鐘楼であったことが分かり、現在の元禄九年銘の梵鐘が懸っていた。

さらに寺内の寺宝什物に目を移すと、近世における真宗寺院で礼拝対象として、定型化されてきた諸品が並ぶ。西来寺は前述するように『申物帳』（粟津本）の元和三年（一六一七）六月二十六日条に、「開山（親鸞）像」を本山東本願寺より下付された記録が知られる。有力寺院であった西来寺は以後も数々の什物類の免許下付があり、それらの諸品が『什物御届』に列記されているのであろう。

本尊の木造阿弥陀如来像をはじめ、真宗の開祖である親鸞聖人および本山歴世、三朝七高僧、聖徳太子の各絵像、併せて「南無阿弥陀仏」の六字、「南无不可思議光如来」の九字、「帰命尽十方无导光如来」の十字の各名号があり、また直接の礼拝対象ではないが、親鸞聖人の伝記である『祖師伝絵』も備っていた。『伝絵』は本願寺第三世覚如の撰述で、正式には「本願寺聖人親鸞伝絵」といい、報恩講には必ず読まれたものである。

目を移せば阿弥陀如来や聖徳太子の木像とともに、小田原北条氏の朱印状や豊臣秀吉の禁制なども知られ、由緒ある有力寺院としての歴史を伝える重要文書として伝蔵されてきていることがわかる。

「三浦七阿弥陀木像」は寺伝では、小田原北条氏時代に浄土宗に転宗させられていた時期の本尊といわれ、真宗に復帰したのちは楼門の上層に安置されていたという。やがて楼門は損壊したため、尊像は本堂に移安され「隠居の本尊」と称されたと伝える（『最宝寺西来寺等略歴（上）』）。当像は坐像で、安永六年の火災でも無事であったことがわかる。

特異なものに「祖師真筆天満宮名号」が記載される。この一幅は『風土記稿』鎌倉郡二階堂村荏柄天神社の項に、「△神号三幅（一は将軍義持筆一は親鸞筆一は豊臣秀頼筆と云う）」のうち親鸞筆とあるもので、「南無天満大自在天神 鶴満丸六歳書」と『風土記稿』に図示されている。この「神号」は明治初年の神仏分離の際、同じく親鸞作といわれる「天神木像」（像高約三〇糎）とともに、荏柄天神社の別当一乗院より流出し、西来寺に施入されたものである（「什物御届」では天神像を祖師木像と誤り記している）。

この親鸞筆「天満宮名号」は、「虎斑の名号」と称されていた。寺では参詣者のために、この名号を木版摺りに作成し、授与したという。この「天神名号」については、別項の「鎌倉・荏柄天神社の「天神名号」について」を参照されたい。

以上のように明治時代前期の西来寺では、火災等の災害があったものの、三浦半島の真宗の有力寺院にふさわしい寺宝什物類を備えていた事実がわかるものである。

併せて檀信徒や講中からの寄進による多数の仏具類が列記されており、これらは安政六年の火災により焼失等の被害を受けた仏具類の補充の

品々であろう。寄進の人々は不入斗村のみならず、横須賀・中里・深田の各村の住民も多く、それぞれ地域の素封家であり、西来寺の有力な檀家であった。すでに江戸時代において周縁地域の多くの人々が、西来寺との法縁に結ばれていたことがよくわかるのである。

最後に今から百三十五年程前にこの「什物御届」を提出した役員の方々を知ることができる。これらの方々は明治初期という一大変革の時代に必死に西来寺を支え続けた、住職大塚頓和をはじめ、深田村の川嶋市郎右衛門、中里村の石渡市右衛門、不入斗村の川嶋清左衛門、横須賀村の鈴木忠兵衛、同飯塚文右衛門の五人の檀家総代の人たちであった。

4　明治九年の本堂再建と「真宗西来寺之真景」

西来寺本堂は去る安政六年（一八五九）に火災に遭い、翌同七年に仮建築（五間四面）を成し、そのまま推移してきたが、焼失後から十七年を経た明治九年七月二十五日、新規に本建築として完成させた。その建設事業の経緯等については、資料がなく明らかでないが、第十七世住職の頓和をはじめ世話人・檀信徒の長年の悲願であったと思われ、何かと不如意のなか、師檀一体となり護寺のための懸命の努力が続けられた結果であろう。

再建本堂の概要は、寄棟造桟瓦葺で前面向拝付、縁を正面と側面および背面にめぐらす。間口・奥行ともに八間弐尺で、坪数七拾五坪三合六夕（約二五〇平方米）と記録される（『古寺調査事項取調書』明治二十八年）。位置は現本堂の場所である。

この明治九年（一八七六）に仮建築から本建築の建物として再興された本堂が活写された刊行物として、同二十七年（一八九四）十二月発刊の『日本博覧図』第拾（関東編）がある。銅石活版彫刻で印刷されたもので、三府四三県の中から「神社仏閣、楼屋、殿舎、泉池、庭園の結構」を撰び掲載したもので、西来寺も撰ばれて「神奈川県相模国三浦郡豊島村不入斗真宗西来寺之真景」の題で、その全貌が写し出されている。左脇に「明治廿六年現住大塚襄」の記名が見える。

これに併せて『古寺調査事項取調書』（明治二十八年）の付属資料である本堂および庫裏の立体図と平面図を加えて、当時の西来寺伽藍や境内等について、幾分かの説明を付してみる。

真宗西来寺之真景

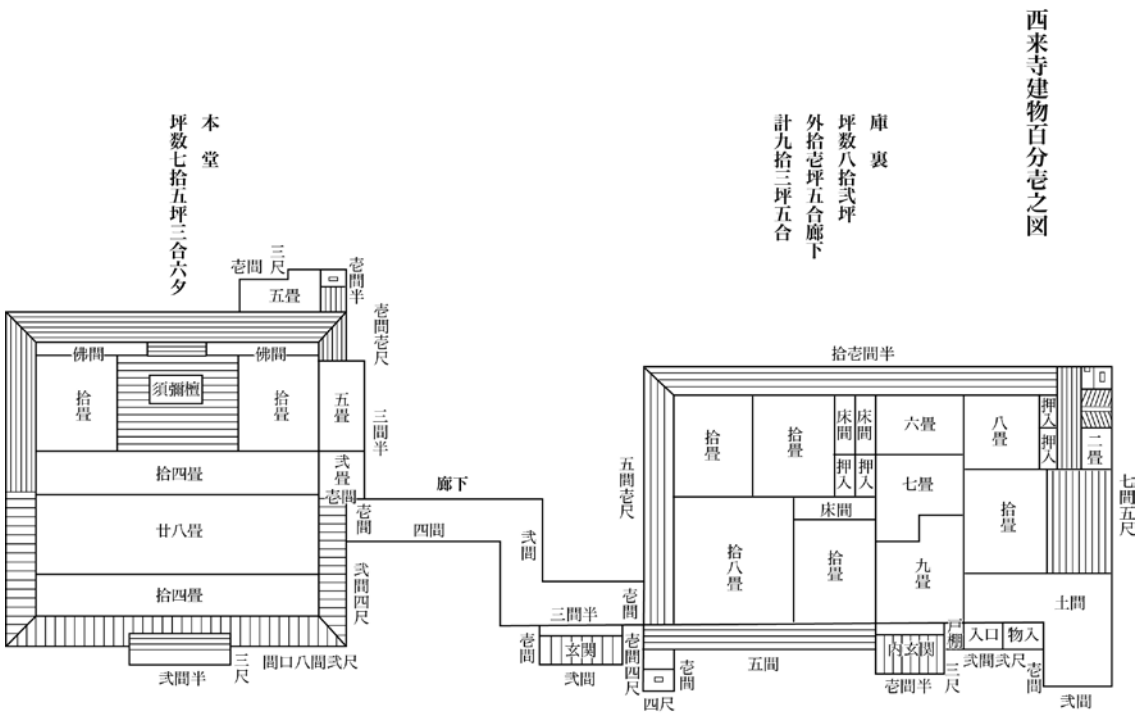

本堂・庫裏平面図

西来寺の伽藍・境内の位置・佇まいは、現在とそれ程の違いはない。本堂は寄棟造・向拝付（約七五坪）の建物で、外陣・内陣・余間・仏壇を備えた真宗本堂の典型的な形式であった。本堂から庫裏へは一間幅で長さ九間半（約一七㍍）の折れ廊下を設けており、この庫裏寄りに二間（三・六㍍）の玄関を付けている。

庫裏は寄棟造茅葺の平家（九三坪五合）で、内部は凡そ公的な客殿部分と私的な住職家族の住居部分に分かれている。客殿部分は拾八畳と拾畳三間の四間があり、住居部分は一間半の内玄関を別に設け、拾畳・九畳・八畳・七畳・六畳・二畳の六間を設け、台所を板の間とし、土間を広くとっている。総体として宏壮な構えをみせている（別途平面図参照）。

鐘楼堂も現在の位置で、入母屋造瓦葺の吹放鐘楼（二坪二合）である。鐘楼の手前、本堂寄りにある小建物は地蔵堂で、明治二十三年（一八九〇）九月に陸軍要塞砲兵聯隊兵営の築造敷地に祀られていた石造地蔵尊を、鐘楼堂の傍に移転して安置したものである。

更に本堂右手前に手洗所があり、隣接して釣瓶の井戸が見える。この井戸について以後の経過が不明だが、現在、本堂右寄りに在るコンクリート造りの丸井戸が、その痕跡であろうか。また、「拾八世住大塚頓乗代」の刻銘のある手水鉢が、近くの石垣上縁に横倒しになって存在しているが、これがもとの手洗所に在った手水鉢かもしれない。

本堂前から惣門（現在の石門の位置）までの石階や敷石も現在と変わらない位置と思われ、石階の中段に現在建っている山門が設けられたのは、大正八年（一九一九）のことである。石階右手の池や周りの樹林、さらに右手の庫裏に向う坂道なども現在と変化ないが、境外に建つ石碑は、現在、池奥に移建されていることがわかる。

明治二十六年（一八九三）当時の西来寺伽藍の佇まいや境内の様子は、

現今とほとんど変化なく、当時の有様が遡って江戸時代をも彷彿させるものであることをうかがわせている。

5　『不入斗村戸籍取調帳』（明治十年）と檀家

西来寺が真宗に改宗以来、中世・近世を通じ、さらには明治維新の激動のなか、法灯を連綿として護り続けてきた檀信徒たちがいた。江戸時代には幕府の宗教政策として進められてきた寺檀制のもと、檀家は「宗門人別改帳（しゅうもんにんべつあらためちょう）」に記載され、これが戸籍として機能していて、村民たちの消息が少なからず知れるものであった。しかし、不入斗村をはじめ近隣の村々に関するこれらの書類は、現在、全く伝蔵されていないようである。

明治に入ると新政府のもとで、前述のように各種の取調書の提出があり、『寺院檀家取調簿』もその一つである。この簿冊が現存すれば当時の西来寺檀家がすべて明らかとなるのであるが、残念であるが存在していない。この時期、戸籍法（明治四年）の制定もあり、各村の戸籍が編まれてくるのである。

幸いに明治十年（一八七七）に不入斗村から提出された『不入斗村戸籍取調帳』（仮称）が、佐野在住の白根貞夫氏のもとに所蔵されていた。氏は西来寺の世話人であり、郷土史家として『最宝寺西来寺等略歴（上）』の著者でもある川島庄太郎氏の孫にあたるといわれる。

この『不入斗村戸籍取調帳』（仮称）は表紙がなく表題が定かでないが、内容は旧宗門人別改帳に倣（なら）って書き上げられているもので、明治十年一月現在の不入斗村の家単位の家族構成と帰属の社寺を記したもので、これを家ごとに戸長あてに提出している形式がとられている。

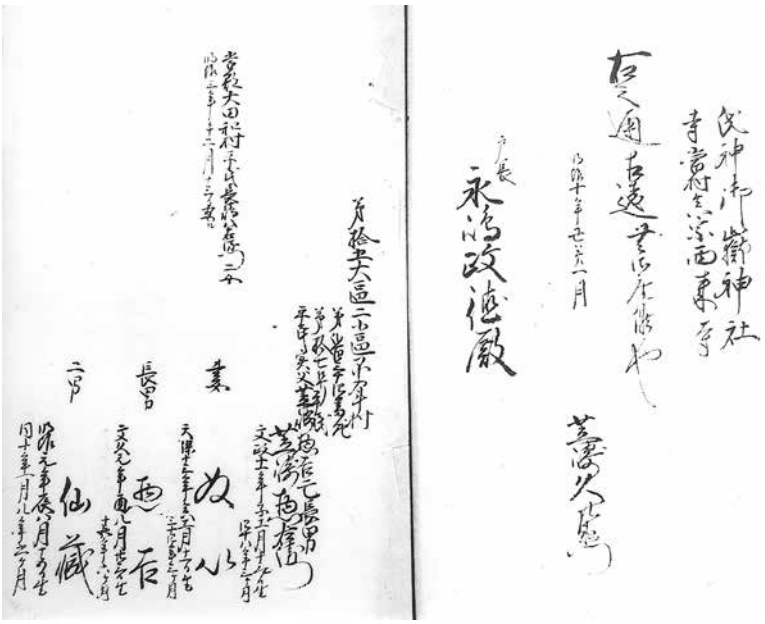

不入斗村戸籍取調帳（明治 10 年）部分

この全文を詳細に掲載することはできないが、戸主・家族数（男女別）および帰属寺院について、次に記してみる。

前田太郎兵衛	二人	男一女一	西来寺
前田吉郎兵衛	五人	男一女四	光真寺（心）
前田清右衛門	二人	男一女一	西来寺（横須賀村）
前田久右衛門	四人	男二女二	西来寺

前田市右衛門　三人　男一女二　西来寺
石井四郎左衛門　八人　男四女四　西来寺
石井庄左衛門　三人　男二女一　西来寺
石井善右衛門　六人　男四女二　西来寺
石井善左衛門　一人　男一　西来寺
川嶋清左衛門　十人　男六女四　西来寺
川嶋市左衛門　十一人　男五女六　西来寺
川嶋庄兵衛　八人　男二女六　西来寺
川嶋伝右衛門　九人　男五女四　最宝寺（野比村）
川嶋庄右衛門　七人　男四女三　最宝寺（野比村）
芝崎久左衛門　四人　男二女二　西来寺
芝崎惣右衛門　七人　男五女二　西来寺
村野茂右衛門　八人　男五女三　西来寺
川嶋与左衛門　九人　男三女六　西来寺
川嶋七郎左衛門　六人　男二女四　西来寺
村崎甚右衛門　七人　男四女三　西来寺
末田冨衛　二人　男一女一　（旧蔵宝院主）
川嶋清七　六人　男四女二　西来寺
川嶋五郎兵衛　二人　男一女一　西来寺
川嶋源左衛門　二人　男一女一　西来寺
川嶋三右衛門　七人　男四女三　西来寺
村野与惣左衛門　六人　男三女三　西来寺
村野助右衛門　五人　男二女三　西来寺
大塚頓和　十人　男四女六　（西来寺住職）
川嶋太郎左衛門　四人　男三女一　西来寺
川嶋三郎左衛門　七人　男四女三　西来寺
石井七郎右衛門　五人　男三女二　西来寺
石井次良左衛門　六人　男一女五　西来寺
石井善兵衛　五人　男四女一　西来寺
石井八郎右衛門　四人　男一女三　西来寺
石井長右衛門　四人　男二女二　西来寺
浅羽六郎左衛門　四人　男二女二　西来寺
石井彦右衛門　八人　男四女四　西来寺
川嶋長左衛門　七人　男四女三　西来寺
関根幸治良　六人　男三女三　西来寺
村野忠左衛門　八人　男四女四　西来寺
川嶋権七　二人　男一女一　西来寺
松嶋治郎吉　二人　男二　西来寺
川嶋伝吉　一人　男一　最宝寺（野比村）

計　四三戸　二三三人　男一一九　女一一四

以上でわかることは、明治十年一月当時、不入斗村には村民が居住する戸数は四十三、村民の人数は二百三十三人であった。正確な村戸数には鎮守御嶽神社を加える必要があろう。

不入斗村の戸数については、安永元年（一七七二）の村絵図では四十三戸（民家三七、寺四、社二）、天保十二年（一八四一）の『風土記稿』では三十六戸（民家）とあり、江戸後期を通して民家の増減は余りなかったようだが、幕末から明治にかけては分家の創出や人口の流入で、増加傾向になっていることがわかり、明治十二年頃には民家四十四戸と記録

されている（『皇国地誌』）。

この戸籍取調べから江戸時代の寺檀制度のもとで、村の人たちが何れかの寺院（菩提寺）に帰属していたのかがわかるものである。これはさきに「江戸時代の西来寺檀家」で述べた内容とほとんど同様であるが、明治十年一月現在では西来寺・旧蔵宝院を除いて四十一戸があり、このうち西来寺檀家が三十七戸、最宝寺が三戸、光真寺（心）が一戸と記される。

そこに出る戸主名は代々襲名されてきた通称名で、安永元年（一七七二）の「不入斗村絵図」で記されている檀那名と同一で、川嶋・石井・村野・前田・芝崎・村崎・浅葉などの旧家が連なる。寺の長い歴史の流れの中で、弥陀の本願を信じ代々の歴住とともに、法灯の護持に尽力してきた家々の名が知れるのである。その墓所は主に西来寺墓地の二・三・四・五区に所在しており、そこには散在する中世石塔の残欠とともに、江戸期の墓碑が多く営まれている。

この「不入斗村戸籍取調帳」（仮称）は、明治時代前期における不入斗村の旧家の本分家の当主名や家族構成などが詳細にわかるもので、当時の不入斗村の様子を知る貴重な資料として、その存在価値はきわめて高いものがある。

6　不入斗村の変容 ―要塞砲兵連隊の設置―

明治に入り東京が首都となり、横須賀に軍港が設けられると、東京湾要塞といわれる首都および軍港を防衛するための砲台群が建設されるようになる。明治十七年（一八八四）竣工の観音崎第一・第二・第三砲台や猿島砲台をはじめ、各所に近代施設を備えた砲台が築造されていった。

横須賀重砲兵連隊（大正 14 年頃）

やがて明治二十三年（一八九〇）になると、要塞砲兵第一連隊編成表が公布され、翌二十四年十一月に不入斗に兵舎が落成、第一大隊本部と三中隊および第二大隊本部と三中隊がここに移り、さらに同二十五年にも中隊が増設されて、要塞砲兵第一連隊の編成が完了する。

このため不入斗の上部落の一帯（字名、三面坊・関根・吉原田周辺）が、明治二十三年に連隊兵舎等の建設のため陸軍用地として買収され、田畠が埋め立てられている。現在の主に不入斗中学校を中心に、坂本・桜台中学校から桜小学校の用地に拡がっていった。これに伴い民家数軒も立

ち退きの憂き目に遭っている。

さらに同三十一年（一八九八）には、下部落の一帯（提灯下・竹之下・五之原周辺）も練兵場建設のため買収された。このとき西から東へ田畠の耕地を分けるように鬱蒼とした丘陵が、現在の鶴久保小学校の近くまで舌状に伸びており、その先端近くの丘上には村社の御嶽神社や旧蔵宝院の建物等が存在していた。同年九月に神社は現在地（不入斗町三ノ四）に御遷座しており、ここでも民家数軒が移転している。

その後、この先端の丘地を「ラッパ山」と俗称されていたという。連隊の兵隊がここでラッパの練習をしていたからともいう。この練兵場の

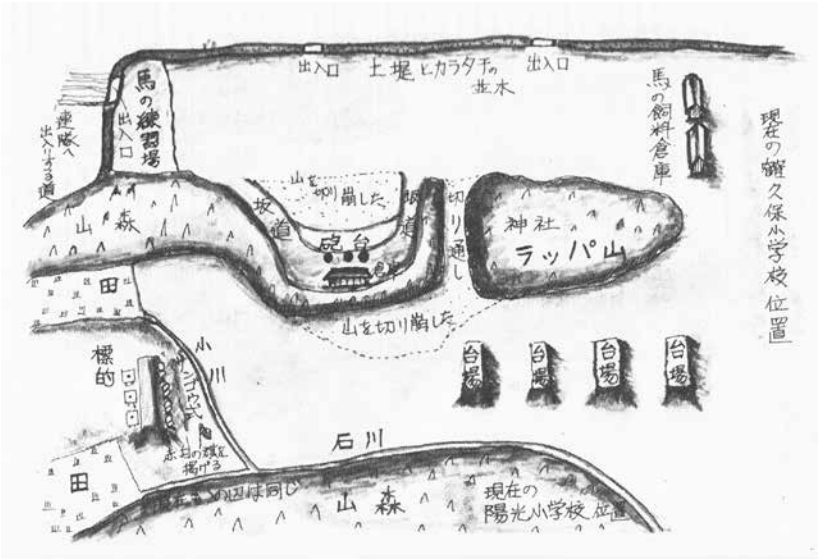

ラッパ山周辺（『古老が語るふるさとの歴史』中央編より）

跡地は、主に現在の不入斗運動公園の敷地にあたる。

このように山に挟まれた民家四四（明治十一年）の寒村であった不入斗は、その耕地面積の多くを要塞砲兵連隊駐屯のために提供することになり、明治二・三十年代に村の様相を大きく変えることになったのである。

その後、要塞砲兵連隊はしばしば編成替えや名称の変更が行われ、大正九年（一九二〇）十二月からは横須賀重砲兵連隊となっている。

幸いに西来寺は不入斗の中央部に在って、地形上からもこの連隊設営の騒動に関係なく、開創以来の由緒ある寺地を維持することができ、西来寺の周辺（寺前・下之谷戸）や横須賀町や中里等に隣接する地帯（大向・尾崎・小向・谷倉・大畑等）なども、旧観を残した地区であった。

不入斗は明治の中頃までは、専ら農業本意の寒村であったが、村内への砲兵連隊の開設や隣接する佐野村柏木田に遊廓（妓楼十八軒）が横須賀町より移転、さらに軍港施設や海軍工廠の拡張などにより、漸く人車の往来も繁く、人家も急激に増加していった。

ちなみに不入斗の人口推移を次に揚げる（『横須賀市史稿』等）

和歴	西歴	戸数	人口（人）	備考
天保十二年	一八四一	三六	—	
明治十年	一八七七	四三	二三三	
明治十七年	一八八四	五六	二八五	
明治四十一年	一九〇八	八一七	四二三五	
大正二年	一九一三	九七七	五三七八	
大正十三年	一九二四	一三〇七	—	
昭和十年	一九三五	一四二九	五九七八	

このように不入斗村から町への変革の中で、明治時代後半から人口

が激増していることがわかり、明治十年と三十年後の市制施行頃の同四十一年の比較では、人口は十八倍にもなっているのである。

このため農村時代の田畑は次第に宅地化していき、山林も開発されて宅造地となり、大正十二年（一九二三）の関東大震災後は道路等の整備もなされ、商店街も形成されて、昔日の面影は失われていった。

以上のような経過の中で、不入斗町および周辺地域の繁栄に伴ない、この期、西来寺の檀徒も激増し、永い歴史を有する名刹として、寺運は益々盛隆をみたのである。

7　明治二十八年『古寺調査事項取調書』について

本取調書も明治二十八年十二月二十八日に提出されたものである。その内容は西来寺の寺歴・伽藍・古文書・所有地等を記述したもので、全体にその概要にとどめられているようである。次にその全文を記してみよう。

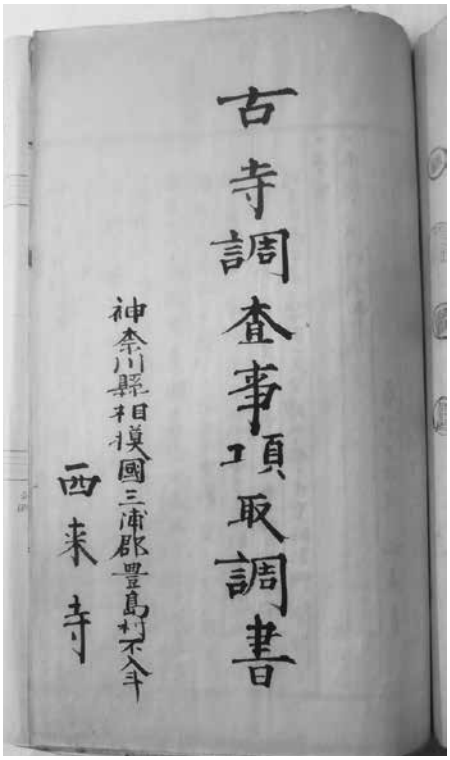

『古寺調査事項取調書』表紙

古寺調査事項取調書
神奈川県相模国三浦郡豊島村不入斗
西　来　寺

真宗大谷派　西来寺

一本尊　阿弥陀仏

一事由

創立ノ由緒沿革ノ要領ハ天台叡山ノ学者定相律師ノ開闢ナリ。定相ヨリ二十一代ヲ経テ乗頓律師ニ至リ乗頓ハ俗姓海野小四郎義親ト云フ宗祖ノ弟子西仏ノ弟ナリ。宗祖当國々府津滞在ノ時帰依シテ僧トナリ法名ヲ乗頓ト号シ一宇ヲ創設ス。爾来六代ヲ経頓乗ニ至リ國主北条氏直故有テ当國真宗ノ寺院ヲシテ浄土宗ニ改宗セシメントス命ニ従ハザルモノハ領地ニ住スルヲ許サズ。之ニ依テ頓乗本尊ヲ携ヘ山城国伏見ヘ逃ル後六年ヲ経テ該地ヘ一寺ヲ創立シテ西来寺ト称ス。当時本國ノ西来寺ハ北条氏直ノ意ヲ以テ鎌倉光明寺ノ弟子瑞念ナル者住持シテ寺号ヲ宝立寺ト改ム。頓乗本國ノ廃亡ヲ憂ヒ日夜回復ノ念止マズ其頃豊臣秀吉海内ヲ統御スルノ時ニ当リ本國ノ寺蹟回復ノ事ヲ請フ。同氏乃チ山内軍人ノ乱妨ヲ禁示スル等三条ノ制札ヲ授与シ猶家臣木下半助吉徳関東軍代長谷川七左衛門尉ヘ西来寺再興ノ旨ヲ添書ス依テ頓乗朱印ノ制札ヲ護持シテ本國ニ帰ル。茲ニ於テ住僧瑞念本尊宝物ヲ棄テ夜窃カニ退去ス頓乗再ビ寺号ヲ西来寺ト改メ天正十八年遂ニ回復ス。後安政六年十一月火災ニ罹リ堂宇焼失ス明治九年七月二十五日更ニ新築セリ。

第一種文明十八年以前創立ノ寺ナリ

第四種武門ノ朱印地ヲ有シタル寺ニシテ朱

印ハ前書豊臣秀吉ノ朱印ナリ

一建物
名称　本堂
間数　間口八間弐尺　奥行八間弐尺
坪数　七拾五坪三合六夕
建設年代　明治九年七月廿五日
名称　庫裏
間数　間口拾壱間半　奥行六間五尺
坪数　八拾弐坪
建設年代　安政七年十月日不詳
名称　鐘楼
間数　間口壱間半　奥行壱間半
坪数　弐坪弐合五夕
建設年代　明治十年八月十七日
一境内地　八百参拾七坪　平地　地種官有地第四種
一古文書
名称　六字ノ名号
物質　紙
筆者　蓮如上人
伝来ノ由緒　堂宇焼失ノ為メ不詳
名称　豊臣秀吉朱印ノ制札
物質　紙
筆者　豊臣秀吉
伝来ノ由緒　開山ヨリ廿七代ノ住職頓乗寺蹟再興ニ付キ山内軍人ノ乱妨ヲ禁止セン為メ授与セラレタルモノニシテ本尊事由書ノ通リナリ
名称　木下半助吉徳（半四郎吉隆）ノ書状
物質　紙
筆者　木下半助吉徳（半四郎吉隆）
伝来ノ由緒　木下半助吉徳ヨリ関東軍代長谷川七左衛門尉へ宛テ本寺再興ニ関スル添書ニシテ其当時ヨリ本寺ニ伝来セシモノナリ
名称　大野修理亮豊判決状
物質　紙
筆者　大野修理亮豊
伝来ノ由緒　本寺回復ニ付キ鎌倉光明寺トノ間ニ争論起リタル時ノ勝訴状ニシテ永禄九年八月廿八日本寺へ下付セラレシヲ其当時ヨリ保存セシモノナリ
一境外所有地
田合反別弐反参畝弐拾九歩
合計反別弐反参畝弐拾九歩
右之通相違無之候也
明治廿八年十二月廿八日　右西来寺
住職　大塚　襄㊞
檀家総代人　川嶋　吉兵衛㊞
仝　今井　庄兵衛㊞
仝　鈴木　忠兵衛㊞
三浦郡豊島村長　石渡作右衛門㊞

本取調書の提出の事由やその細目等については原資料がなく不明であ

るが、寺の由緒や寺格等に関する調査であったかと思われる。寺歴など限られた項目で、寺史に関する以外は略述にとどまっており、明治二十八年（一八九五）当時の西来寺の詳細な内容については、これを明らかにすることはできない。

しかし、当時の本堂や庫裏、鐘楼の規模（別途、平面図を参照）や建設の年月日が明確にわかること、また寺史に関連する古文書三通がこの時点で所蔵されていたことが明らかである。

なお、「蓮如上人筆六字名号」は先の「什物御届」にも記載されていなかったものであるが、「祖師真筆六字名号」と取り違えている可能性もあるが、確認できない。

この取調書を提出したのは第十九世住職襄圓で、檀家総代として川嶋吉兵衛、今井庄兵衛、鈴木忠兵衛の名がある。このうち鈴木忠兵衛は、後に初代横須賀市長となった人物で、このとき三十一歳であった。最後に三浦郡豊島村長の名が連ねられるが、不入斗村は中里・深田・佐野・公郷の各村とともに、明治二十二年（一八八九）四月一日に合併し、豊島村となったことによる。

8　明治の伽藍焼失と再建事業

明治維新による仏教受難の混乱を乗り切り、明治九年には本堂も再建され、檀徒も増加の傾向をみせ、西来寺の経営も順調にみえた明治三十五年（一九〇二）、またも不運に見舞われるのである。

住職襄圓の代の明治三十五年五月七日、寺の伝えによると浮浪者の焚火の不始末により本堂床下より出火して災上、本堂・庫裏をまたたくまに全焼したという。この瞬時の延焼のため寺宝什物類も取り出す間もなく、そのほとんどが灰燼に帰したようである。

この火災に関する寺の記録資料は無く、唯一、川島庄太郎著『最宝寺西来寺等略歴（上）』（昭和十四年）に若干の記述があるのみに過ぎない。

それによると焼失した寺宝什物類として、明治維新の際、鎌倉・荏柄天神社の別当一乗院から西来寺に入ったとされる宗祖御自筆の「天満宮名号」、一名「虎斑の名号」（『風土記稿』鎌倉荏柄天神社の項では「神号」と称す。）並びに同自作の「天満宮木像」と三浦七阿弥陀の一といわれる「木造阿弥陀如来坐像」が挙げられている。他に豊臣秀吉禁制（天正十八年）、木下半四郎吉隆書状（年未詳）北条家裁許朱印状（永禄九年）の古文書三通が焼失したと載せるのみである。

この明治三十五年当時の西来寺所蔵の寺宝什物類については、明治六・七年に提出された『什物御届』や同二十八年に提出された『古寺調査事項取調書』によって、分明されているところである。前述の焼失品々以外の寺宝什物類がどのような運命をたどったのか、他に知るよしもないが、この時、「過去帳」と若干の重要書類が無事だったことがわかる。だが、寺史の上で最も重要文書であったと思われる古文書三通を失ったことは、「返す返すも遺憾千万なり」と誌るされる如く、誠に残念のきわみであった。このように他の什物・古記録類の大方は、この時に失われたのでないかと推察される。

伽藍の再興は住職襄圓や檀信徒の献身的な努力によって、直ちに開始されたが、本堂再建の起工に漕ぎつけたのは、焼失より二年半を経た明治三十七年十月二十五日であった。請負人は隣接する衣笠村金谷の宮大工・井出亀吉である。井出亀吉は屋号を「宮地」といい、明治二十年（一八八七）には小矢部下（しも）の里の鎮守熊野神社の社殿を建てていることが知れる。現在、衣笠山中腹に鎮座する衣笠神社々殿である。

この本堂の再建工事中は日露戦争の只中という戦時のことであったが、無事に翌三十八年七月二十五日に竣工した。建設費は二万円程であったと伝えている。庫裏については全く資料がなく不明であるが、同時に再建されたと思われ、この時、明治十年に建立されていた鐘楼も焼損を受けたようで、併せて再建寄進された。

鐘楼の寄進者は川島清司である。川島清司は川嶋清左衛門家の十三代清兵衛の嫡男で、明治九年（一八七六）生まれである。父清兵衛が妹婿に家督を譲り、隠居分家して横須賀湊町に紙商を営み、さらに同若松町に進出した。清司はこの跡を受けて財を成し、西来寺檀家世話人総代などを務めたことが分かる。現在も若松町で営業を続ける川島紙店である。

9　鎌倉・荏柄天神社の「天神名号」について

明治六・七年に西来寺から提出された『什物御届』に記載される「祖師真筆天満宮名号」は、天保十二年（一八四一）の『風土記稿』鎌倉郡二階堂村荏柄天神社の項に、「△神号三幅（一は将軍義持筆、一は親鸞筆、下に縮写するが如し、一は豊臣秀頼筆と云ふ）」と記述され、「南無天満大自在天神（鶴満丸六歳書）」と、その縮写が掲出されている。

この親鸞筆神号は明治初年の神仏分離の時、荏柄天神社の別当一乗院に帰属し、やがて同院が廃絶するに際し、親鸞自作と伝える「天神尊像」とともに西来寺に施入された。

西来寺ではこの親鸞真筆と称する「天神名号」を御厨子に納め、寺宝として別格に扱われていた。名号の文字は太筆にて書かれ、その一文字の大きさは約六寸四方位（約二〇糎四方）とあり、その筆のかすれ具合が虎の斑点に似たるところから、これを「虎斑の名号」と云い伝えてきたという。

「天神名号」と親鸞自作という「天神尊像」（約三〇糎）は、宗祖を慕う篤信の門徒の人びとなど、参詣人が大変多かったという。このため西来寺では、「虎斑の名号」と称する半紙半折大の木版摺りを作成、これを参詣者に与えたと伝える。

「天神名号」木版の焼焦げ (焼残部分)

この親鸞筆と称する鎌倉・荏柄天神社旧蔵の「天神名号」にかかわる資料が近年発見されており、これについて千葉乗隆氏の著述があるので、これを参考に述べてみたい（『真宗文化と本尊』法蔵館）。

これによると滋賀県大津市の本福寺に「蓮如上人筆天神名号」と箱書された掛軸があり、それは「南無天満大自在天神」と紙の中央に大書し、右横下に小さい字で「鶴満丸」と書かれているという。併せてこの「天神名号」の縁起を記した一巻の書があり、次の内容が記るされる。

天神名号

是なる南無天満自在天神とある神号は、信証院殿蓮如上人の御筆にして、そのゆへは、祖師聖人六歳の御時、鎌倉荏がらの天神へ御奉納遊ばされし御神号ありしを、蓮如上人関東御経回（けいかい）の折柄、御拝見有て、あまり珍らしき事に思召あらせられ、御帰京の砌（みぎり）、法住に御土産に下されたる天神の神号、蓮如上人の御真筆なり。下に鶴満丸とあるは、聖人六歳の時の御名で御座る。

右の縁起によると、親鸞が六歳のとき、鎌倉の荏柄天神に奉納した神号を、のち本願寺第八世の蓮如上人が東国旅行の際に、たまたま荏柄天神でこれをみて、書き写したものを、本福寺法住におみやげとして、くだされたものだという。

この鎌倉の荏柄天神社に鶴満丸と署名ある天神名号を所蔵することは、本福寺第十一世明式が宝永五年（一七〇八）から七年まで、東国の親鸞遺跡を巡拝した旅行記『白馬紀行』にもみえる。

荏柄の社僧にたい免す。宝物、数品ひらけり。菅神の尊号一軸、鶴満丸書すと。高祖（親鸞）いとけなきとき奉納し給へるか。

また美濃不破郡安福寺の先啓了雅が、元文二年（一七三七）親鸞遺跡めぐりをして、収録した『大谷遺跡録』巻四にも、

荏柄天神（倉田ヨリ鎌倉ヘ三里）

相州鎌倉郡鎌倉、荏柄天神（祭レル神、菅家、長享元年二月廿五日建立、太田道灌ノ本願也）ノ宝物ニ、聖人六歳ノ時、書給ヘル南無天満大自在天神有、

とある。さらに享和三年（一八〇三）刊行の『二十四輩巡拝図会』にも、荏柄天神所蔵の親鸞筆名号につき、『大谷遺跡録』と同じ趣旨の記載がある。

このように江戸時代には鎌倉・荏柄天神社所蔵の親鸞筆「天神名号」は、真宗派内では広く知られた存在であったようで、親鸞聖人の遺跡をめぐる人たちが、拝観に訪れていたことは確かなことであった。

この「天神名号」が明治維新の際どのような事情で西来寺に移安されるようになったのか判然としないが、門徒衆の信仰をあつめ、多くの参詣人があったということも、これまでの経緯からすれば、うなずけることである。

なお、天満天神の本地（ほんじ）（もとの本体）は、阿弥陀如来であるということも、真宗における神仏関係の一側面をみる思いがする。

前書（千葉乗隆著）によれば「同神号の所在は現在は行方不明であるという」と記されていて、荏柄天神社の親鸞筆「天神名号」は、明治維新の際に流出して、現在行方不明であると理解されているようである。

前項の「8 明治の伽藍焼失と再建事業」で述べたように、本「天神名号」は、すでに明治三十五年（一九〇二）に不慮の火災で焼失しているのである。焼失したことは極めて残念なことであったが、今改めてこの「天神名号」の真宗内における存在価値を、寺誌を編む時にあたって、幾分でも明らかにできたことは意義あることであった。

六、その後の西来寺の沿革

1　山門の建立

山門の景観

現在、石門から石畳を通り石階を上がると、その中段に山門が建っている。この四脚門（よつあしもん）といわれる山門は、大正八年（一九一九）に石戸磯五郎氏の寄進によって建立されたものである。

石戸磯五郎は安政二年（一八五五）に相模国鎌倉郡和泉村（現在・横浜市泉区和泉町）の山村伊右衛門の四男として生まれている（墓碑銘）。長じて海軍根拠地である横須賀に出て、石戸伝三郎家の人となり、商業に精励し、市議会議員としても活躍するなど、立志伝中の人で、西来寺の有力檀家でもあった。

山門は総欅造りで、切妻造桟瓦葺の四脚門で、左右に低い瓦葺塀をめぐらす。四脚門とは、棟を支える本柱の前後両方の控柱を脚と見て、これが四本の門をいう。梁（はり）上の装飾用蟇股（かえるまた）の背面中央に刻銘で、「奉納／柏木田／金亀楼／石戸／磯五郎」とあり、石戸磯五郎の寄進になることがわかる。

この山門がある場所は、江戸時代に楼門（二階造りの門）が建っていたところである。その後楼門は損壊を受けて消滅し、そのまま再建されずに推移してきたが、大正八年に至り再び山門がよみがえり、寺観の面目を一新したのである。

2　関東大震災と西来寺

大正十二年（一九二三）九月一日午前一一時五八分、突如として関東から甲駿豆一帯を襲った大地震は、各地に甚大な被害をもたらした。横須賀市も例外ではなく、特に下町といわれる中心市街地は激震と火災によって、壊滅的な被害を受けるなど、市内各所で倒壊や焼失、山崩れによる被害は大きく、翌二日正午までの余震は三百五十六回（中央気象台発表）に及び、横須賀市（現・本庁管内）の死者は七四二名を数えたという。

上町方面では海軍病院（現文化会館及び前面一帯）や付近が焼失した

が、不入斗方面の被害は軽かったようで、『横須賀市震災誌付復興誌』（昭和七年）に「（前略）豊の坪付近を最として損害少きが如し、倒壊家屋は主として北西に多し、不入斗練兵場付近は比較的損害の軽かりし地方ならん（後略）」と記している。

西来寺の被害についても同書に記載があり、「本堂間口八間奥行九間、後部に約一尺傾斜、屋根の瓦は五分の一が墜落し、其の損害約五百円、本堂内の什器物品の破損甚しからず。其の修繕費僅かに八十円程度に過ぎざりしも、当山は当時親鸞上人六百五十回忌法要執行の準備として境内及び堂宇の模様替え工事中なりしを以て、此の震災の為めに其の大半を破壊せられ終に之を中止するの已むなきに至れり」と、その損害調査を記している。

この『震災誌』の記述によって、明治三十八年に再建された本堂の規模が不明であったものが、「間口八間、奥行九間」（約七二坪・約二三八平方米）であったことがわかる。

また『最宝寺西来寺等略歴（上）』にも西来寺の震災被害について、「本堂は約五寸後方に移動したる上傾斜し、屋根瓦半分近く墜落し、庫裡は屋根草葺にして家屋大破損を為せり。但し当山の人畜には死傷者なし」と、寺側からの被害状況を記している。

このように『震災誌』や『最宝寺西来寺等略歴（上）』によって、西来寺の震災に関する概要がわかるが、その具体的な内容については不明である。

幸い倒壊を免れたが、破損した本堂・庫裏等の修理が行われ、漸くにして竣工したのは震災の六年後、昭和四年（一九二九）のことであった。草葺の庫裏はスレート葺にし、同時に境内庭園の大修築を実施して、今日ある景観に整えられている。

なお、不入斗地区の震災余話であるが、鶴久保小学校（明治四十一年開校）は西側平家校舎が倒壊し、本校舎使丁室は半壊、其の他は七・八度の傾斜する被害があった。このため九月三十日より重砲兵連隊兵舎の一部を借り、授業を開始し、翌十三年三月十五日、半壊校舎の修繕がなり、本校に引き上げたという。

このように震災のため校舎使用が不能になり。不入斗重砲兵連隊の施設を利用して授業を行なった学校は、この他田戸小学校、市立横須賀高等女学校、県立横須賀中学校があった。

3　西来寺における仏教日曜学校の開設

前述のように西来寺は不入斗・中里・深田・佐野四か村の児童を対象に、幕末から明治六年に至るまで、当時の住職頓定・頓和によって、寺子屋式教育が本堂で行われてきた。さらに学制発布による四か村連合による不入斗学校が西来寺で始まり、独立校舎の建設・移転。公郷村との五か村合併による豊島村の誕生と豊島学校の新設などが行われた。この間に地域の児童教育に西来寺及び住職が果たしてきた功労は多大なものがあった。

やがて関東大震災後の大正十五年（一九二六）四月より住職大塚昭圓は、寺務の傍ら鶴久保小学校及び坂本方面の児童数十名の要望者を対象に、西来寺に仏教日曜学校を創設する。

この仏教日曜学校とは、キリスト教日曜学校の活動に触発され、新時代における仏教のあり方を模索する寺院・僧侶によって設けられたといわれ、すでに明治中期頃には各地に開設されていたようだ（『日本の社会と真宗』）。殊に浄土真宗本願寺派では「宗祖六百五十回大遠忌」に向け

て、派内に日曜学校奨励の機運が高まり、その普及が計られ、大正四年（一九一五）の「御大典」を機に、「仏教日曜学校規定」を定め、一層の発展を図っている。このため「日曜学校講習会」も開催され、ここには大谷派の僧侶たちも参加しており、『日曜学校の経営法』などの手引きも出版されていた。

そして大正九年（一九二〇）には、第八回世界日曜学校大会が東京で開催され、『児童学に基づける宗教教育及日曜学校』（関寛之著）が発行されるなど、仏教・キリスト教ともに日曜学校が花開いた時期であった。

このような機運に触発され、教育熱心で積極的な住職昭圓によって、西来寺にも仏教不入斗日曜学校が開設されるようになったと思われる。残念なことにこの日曜学校に関する一件書類等は、すべて後の火災で焼失してしまい、その規模や教育内容など、当時の学校の情況については知るよしもない。

しかし、『日曜学校のすゝめ』（無漏田謙恭著）に述べるように、日曜学校は「人間本有の宗教心を積極的方法により、善方面の正信を樹立し、悪方面の迷信を除く為め、宗教思想発達の順序に従ふて、国民の心的生活の基礎を建てよう」とする施設であるとする。

高邁（こうまい）な目的はともかく、国家社会の変動・移り変りの激しい時勢に対処して、児童の仏教的教育の必要性に駆られたものであろう。この仏教不入斗日曜学校は、大正十五年に始まり昭和十六・七年頃まで継続されたようで、鶴久保小学校、坂本小学校の児童五十人程が参加していたという。

その長年の経営は、住職昭圓の熱誠なる努力によるもので、代々教育事業に熱心であった西来寺ならではの学校であった。

4　昭和の諸事業

①宗祖親鸞聖人六百五十年御遠忌法要

当法要はすでに大正十二年九月に執行予定で、諸事万端の準備を進めていたところ、同年九月一日の関東大震災の被害に遭い、中止のやむなきの事情に至ったことは前述したところであるが、宗祖の御遠忌法要の延期は、天災とはいえ門信徒にとって心苦しいばかりであった。

漸くにして震災後、六年の歳月を経て昭和四年（一九二九）に西来寺伽藍・境内の復興改修が成り、翌五年四月十九日より三日間にわたり、現住である導師昭圓をはじめ法中僧侶・檀信徒等多数参列のうえ、盛大かつ厳粛に「宗祖六百五十年御遠忌法要」が執行されたのである。

②墓地境内の改修と無縁塔の造営

昭和七年（一九三二）四月より一般檀徒の墳墓参拝の便を図り、併せて墳墓地境内の美観を加味する意図をもって、墓地の整理を行い、全境域内にわたりコンクリートの舗装道路を施し、其の他雨水道および石崖の造築工事を行って、完全なる設備を施工した。

また無縁の墓標はこれを整理し、宏大なる一基の無縁塔を鐘楼の傍に造営し、ここにその遺骨を埋葬した。昭和八年五月に漸く全工事が竣工。無縁者の大法要を執行した。

無縁塔の正面には「卍諸上善人倶会一処（くえいっしょ）」と刻記し、右側面には

無縁塔の全景

次の建立由来の一文が刻まれた。

茲継承先住職之遺志、建設堂宇、厳修宗祖大師遠忌、是偏依仏祖加護、与仏徒赤誠矣、遂整理墓地、計諸人参拝便、併建無縁塔、永供養諸霊之菩提、欲光被仏陀無限之大慈焉

昭和八歳次癸酉五月竣工

当山第二十世釋昭圓代

世話人一同

由来の趣旨は、先住からの護法護寺の遺志を受け継ぎ、震災で傷んだ堂宇を立派に復興し、宗祖親鸞の遠忌供養を厳修できたことは、偏に仏祖の加護と門徒の真心に与（あずか）るところであるとし、墓地の整理を行い、諸人の墓参の便をはかり、併せて無縁塔を建て、永く諸霊の菩提を供養し、阿弥陀仏の無量の大慈を仰がんことを願うと述べられている。

この昭和八年の無縁塔供養の時を以て、西来寺は明治以来の諸災難からの完全な復興を成し遂げ、本来の姿を取り戻し、更に寺勢の発展をたどるなかで、仏祖の加護と寺檀の絆により、法灯の永からんことが祈念されたものであろう。

5 「弘法の爪彫地蔵」について

現在、西来寺門前の角地（不入斗町三ノ一）に祀る石造地蔵尊は、弘法大師の「爪彫り地蔵」と称され、古くから信仰されてきたと伝える。

当初は不入斗村百十三番地（不入斗中学校舎辺）の鎌倉街道のすぐ北側の桜の大木の根元付近に安置されていたという。しかし、安政六年（一八五九）には、さらに同村百三十六番地（不入斗中学校々庭南寄り）に移されている。

「爪彫り地蔵」

古来より霊験あらたかな地蔵尊として知られ、乗馬のままにて本地蔵尊の前を通過する時は、その霊感により往々落馬することがあるといわれる。難治難病も速に其効験現はれて、諸病本復する者が多かったという。このため村民のみならず、近郷近在からも参詣の人々があり、年中供花香煙が絶えることが無かったと伝えている。

本地蔵尊は馬に縁があるとのことで、毎年正月の地蔵の日である二十四日に、元地蔵尊の在った桜の大木付近より坂本に至る鎌倉街道で、草競馬が行われ、年中行事として江戸後期から明治九年（一八七六）に至るまで実施された。この競馬には三浦・鎌倉・久良岐の三郡から多数の馬が集まり、参観者も多く盛大であったという。

明治二十三年（一八九〇）に至り、地蔵尊を祀っていた土地が、陸軍要塞砲兵連隊の兵営建設の敷地に編入されたため、地蔵尊は同年九月に西来寺境内に移転させ、鐘楼堂傍（そば）に小堂を構えて安置された。

その後、昭和十八年（一九四三）四月に門前の檀徒岡本家の庭に移安され、更に平成十九年、岡本家がこの地を去るに及んで、その敷地を西来寺で購入し、檀家墓参の駐車場とし、その一隅に地蔵尊を祀って現在に至っている。その際、世話人である三好源儀・昌子御夫婦のひとかたならぬご助力があった。

6　昭和の伽藍焼失と再建事業

①伽藍の焼失

西来寺は明治三十五年（一九〇二）五月に不慮の火災により伽藍を焼失してから四十七年目に、再び火災に見舞われるのである。

昭和二十四年（一九四九）三月二十九日夜半、庫裏の風呂場付近より発火、風に煽られてまたたく間に庫裏から本堂に燃え移り、僅か一時間程で全焼したという。原因は漏電であったと考えられている。

この時、安政・明治の火難にも無事搬出された「過去帳」および重要記録書類や「虎斑の名号」の版木などが、灰燼に帰したのは返す〳〵も残念であった。本堂は大正の震災で傾斜破損したが、明治三十八年に再建された間口八間、奥行九間（約七二坪 約二四〇平方米）の立派な建物で、庫裏も平家建で屋根等の改修があったものの明治再建の面影をとどめた宏壮な建物であった。

第二次世界大戦が終結してからまだ四年、ようやく世の中が落ち着きを取り戻しつつあったが、復興の途にはまだまだ道遠きの感があった頃である。当時の住職は、大正震災時からその職を務める昭圓師であった。明治の大火から再度の火災に見舞われ、焼跡に立った寺方や檀信徒の方々の驚きと悲嘆はいかばかりであったか、察するに余りあるものがある。

直ちに善後処置について師檀一体となって協議が始まるなか、檀徒による連日の勤労奉仕も行われ、この間、有縁無縁の方々からの寄進も少くなからず寄せられた。

戦前の本堂写真（昭和14年）

第一回の世話人会は火災当日の午後に行われ、出席者は村瀬春一総代、山内荘総代、川島庄太郎、高木磯吉、渡辺義次郎、高木伝三郎、川島政美、田辺康夫、堀江市太郎、川島清司、加藤文雄母、長瀬彰嗣妻、石戸徳之助妻、山田留次郎妻、三島三郎右衛門、長瀬芳造、岩崎啓二、小林房次郎、以上十八名の出席をえて、当面の善後策について協議されている。

当時、終戦後の物質不足時代で建築許可も十二坪以下と制限され、木材や金物は総て切符にて購入する統制時代であった。このような苦労の時代で、住職家族の住居もままならぬ情況であったが、幸いに旧佐野町の柏木田遊廓内にあった中田楼の建物が売却されることがわかった。

第二回の世話人会は四月五日に開催され、この中田楼の建物を譲り受け、移築することで当面をしのぐことで世話人一同が賛成、これに合わせて募金についての決議も行われた。

この中田楼は旧湘南信用金庫上町支店の裏辺りに所在していたもので、やがて花崎産業（株）の手で解体され、火災から僅か百日足らずの七月十日に移築工事が完成、御遷座法要が執行された。

この建物は木造瓦葺惣二階建で、建坪が約六〇坪（約二〇〇平方米）といわれ、以後、本格的な再建が成るまでの間、仮本堂・庫裏として使用され続けた。

② 本堂・庫裏の再建

ひとまず格好の家を移築することができ、仮本堂・庫裏として使用されることになったが、住職はじめ総檀方の悲願は本格的な伽藍

新本堂・客殿庫裏全景

の再建であった。世話人会も頻繁に開催され、再建についての資金調達などの協議が進められ、法縁・有縁の外護の檀方等からの寄金を募るなどの対策が講じられた。

しかし、終戦間もない苦難の時代で、具体的な再建の目処が立ち難かったが、幸運にも京都・東本願寺寺務局の要職におられた増田正師の斡施によって、京都市北区紫野の長堅寺本堂を譲り受けることになった。この本堂は昭和八年に着工されたが、戦時中に工事は中断されたままの未完成の建物であったという。昭和二十七年当時で購入費は百四十万円を要したとされる。

建物は解体され、貨車で横須賀に運ばれ、本堂焼跡の地で建設工事が着工したのは昭和二十七年十一月二十七日で、同年十二月十七日には上棟式が挙行された。以後、二か年にわたる難工事のすえ、同二十九年九月に竣工した。請負は花崎産業株式会社、大工棟梁は市内三春町の村上祐太郎氏で、その構造・規模は入母屋造・本瓦葺で、正面九間・側面十間（約九〇坪）の正面一間向拝付であった。総工費は六百万円と記録される（棟札）。

同年十月三日には入仏式および落慶供養が挙行され、法中の寺院方や檀信徒の参列のなか、住職昭圓師より奉告文が読み上げられ、念仏・回向が行なわれた。この日、入仏式の行列と稚児行列が下町から平坂を上り、上町から不入斗の西来寺へと、町中を華やかに彩りながら練ったことが、当時の写真等でわかる。現在の交通事情では予想もできない、まだ良き時代のころであった。

火災から五年半の歳月が過ぎ、ようやくにして立派な本堂を再建完成させることができた喜びは大きい。これも仏祖の加護と住職昭圓師をはじめ世話人・檀徒の菩提心の発露によって、この難事業を

入仏・稚児行列写真

成就させることができたのである。

この西来寺の再建に日夜奔走された役員の方々のお名前を記す。

（昭和二十四年四月現在）

檀家総代　村瀬春一　花崎保久　山内荘

世話人　川島政美　長瀬芳造　堀江市太郎

川島喜三郎　竹内清蔵　岩崎啓二

村野吉太郎　川島庄太郎　高木傳三郎

山田留次郎　石戸徳之助　稲田辰次郎

石井三司　小山七郎　石渡林太郎

田邊康夫　三島三郎衛門　小林房次郎

石黒三吉　川島清司　石渡富蔵

飯島興助　渡辺義次郎　今井昇

小林興兵衛　川島源次郎　今井久善

長瀬彰嗣　加藤文雄　三木喜代治

武原周之助　今井文蔵　高木磯吉

小山剛司　石黒定嗣　永島衛

池田栄　近藤正　平岡勝美

その後、昭和三十五年（一九六〇）には、本堂・庫裏の間に渡り廊下を完成させている。

やがて庫裏として使用していた古家も老朽著しく、このため新築の議が起り、再三の災厄の戒めを生かし、不燃性の客殿庫裏の建設が計画された。

建設委員会（七五名）が結成され、委員長に世話人総代の村瀬春一氏が就任、昭和五十二年十一月二十五日、庫裏として使用してきた旧中田楼の古家を解体撤去、同年十二月六日に起工式を行う。工事は約二〇か月を費して、同五十四年七月二十五日に完成した。同年十月二十七日、第二十一世住職甫圓を導師として、法中の方々をはじめ檀信徒多数の参列をえて、盛大に落慶法要が厳修された。

客殿庫裏の構造規模は、鉄筋コンクリート造り二階建で、延面積五六二平方米（一七〇坪）である。施工は社寺建築専門の三重県桑名の小島建設（株）であった。

ここに昭和二十四年に災禍で失しなわれた西来寺伽藍は整い、寺観は面目を一新した。この復興の三十年間、念仏報恩の絆のなか、

寺檀一体となって苦難をのりこえてきた人々の脳裏に感慨無量なものがあったであろう。殊に檀家総代の村瀬春一氏は世話人の人たちとともに、常に先頭に立つ姿があった。客殿庫裏の落慶のあいさつで、「涙の中で他界された先住職（釋昭圓）並に功労物故者に此立派な寺の姿を一目見せてあげることの出来ないのが何よりも残念であります」と述べられており、永い年月、ともに念仏同朋の絆の中で御苦労されてきた方々を思いやっている。西来寺はこのようにして、以前にも増して見事な伽藍を再現させたのである。

この建設工事に関する主な役員は次のとおりである。

代表役員　第廿一世住職　大塚甫
建設委員長　総代　村瀬春一
〃　副委員長　〃　佐野佐七
〃　副委員長　〃　川島清司
会計主任　総代　小林国臣
〃　監査責任役員　新屋栄三
〃　副主任　小山剛司
〃　〃　近藤卯佐己
庶務　竹内幸雄
〃　石戸文夫
渉外　加瀬沢寿延
他建設委員七五名

7　平成の諸事業

①本堂屋根瓦葺替等及び鐘楼建替事業

昭和二十七年（一九五二）に本堂を京都より移築してから平成元年まで、五十五年を経たが、この間、台風などによる古瓦の傷みから雨漏りなどがあり、相当の腐食や朽損があった。このため昭和六十三年十月十五日の世話人会で改修の議が起り、併せて明治三十八年（一九〇五）に建立された鐘楼堂も、大正震災の破損を経て老朽化してきたため、これを新築することになった。またこれに関連する各種工事をも加えることになり、住職甫圓師をはじめ、新屋栄蔵氏を委員長とする「西来寺平成大改修委員会」が発足した。

この間、檀信徒への懇志の募財を依頼するなど準備が進められ、請負業者に社寺建築専門の小島建設（株）を指名した。

工事は平成元年（一九八九）十月に着工、順調に工事は進み、翌二年九月に竣工した。同十月二十八日の報恩講に合わせて、落慶法要が導師甫圓師をはじめ、法中・檀信徒多数参列のもと盛大に挙行された。

工事の内訳としては、本堂は屋根瓦の葺替工事が主で、平瓦八千枚、素丸瓦六千枚、軒丸瓦四〇〇枚に、鬼瓦を配した本瓦葺としている。瓦の窯元は岐阜県坂井である。

鐘楼堂新築工事は、屋根を宝形造の銅板葺とし、柱・腰貫（こしぬき）・虹梁（こうりょう）などを欅材、基壇には白花崗石を使用している。

新たに収蔵庫を建設。鉄筋コンクリート平家建、簡易耐火造りで面積は二七・九八平方米である。本堂後廊より新規入口を取り付け

平成大修理・屋根葺替工事　記念の写真

ている。

その他、附帯工事として本堂内部の各種改修工事が行われた。以上が工事の概要である。

②山門の補修事業

山門は大正八年（一九一九）に建立された四脚門（よつあしもん）形式の建造物である。建立以来八十年を経て、この間、大正震災の破損などもあり、当初設けられていた門扉も失われていた。このため東本願寺の表紋である「東六条八藤（ひがしろくじょうやつふじ）」と裏紋である「近衛牡丹」を付した門扉を新規に取りつけ、左右の塀を含め瓦を葺替えるなど、補修工事を行い、平成十二年に完成、当初の面目を取り戻した。

③宗祖七百五十年遠忌記念事業

―本堂・客殿庫裏改修工事―

宗祖親鸞聖人が弘長二年（一二六二）十一月二十八日に遷化されてから、平成二十三年（二〇一一）で七百五十年遠忌を迎える。この記念すべき年に向けて宗祖の遺徳を追慕する報恩の法会とともに、懸案であった本堂・庫裏の改修工事を記念事業として執行することが役員会で企画・承認され、檀信徒や有縁の方々からの懇志の浄財を募り実施されることになった。

本堂改修の主たる内容は耐震工事で、昭和二十七年（一九五二）に京都より移築した建物も歳月を経て、腐蝕など老朽化が目立つようになった。このため耐震のための補修とそれに加えて補強の各種

平成大修理・屋根葺替工事　記念の写真

工事を施し、本堂の強化保全を図ることにあった。請負は社寺専門業者の株式会社カナメ（栃木県宇都宮市）に委嘱され、平成二十三年五月十日に着工、柱十八本の根元の補修などの難工事を無事に経て、翌二十四年二月二十二日に竣工、引き渡しが行われた。

あわせて客殿庫裏の改修工事も実施され、本堂工事に先行して平成二十三年二月二十四日に着工、請負業者は秋山建設株式会社（横須賀市）で、その内容は渡り廊下ほか増築及び外装改修工事などで、同年十月十一日に竣工した。

以上が「本堂・客殿庫裏改修工事」の概要であるが、本工事は平成二年（一九九〇）に実施された本堂屋根瓦葺替工事と対をなして西来寺伽藍の長久化が図られたものである。本事業の完成によって、戦後の伽藍焼失以来の種々の復興事業は完了したといえよう。

この間、幾多の苦難を念仏の絆でのりこえてきた師檀の先人に感謝するとともに、御苦労を重ねられた先代甫圓師及び現住充賢師をはじめ世話人や檀信徒の方々の護法護寺の法功に対して、こころからの敬意と慶祝をささげるものである。

七、寺宝・什物

1　阿弥陀如来立像　一躯

寄木造　玉眼嵌入　漆箔
像高七二・九糎
室町時代

本尊阿弥陀如来立像

当寺の本尊。本堂内陣須弥壇上の宮殿内に安置され、四八条の放射光を配する頭光を負い、蓮華座（高七二・五糎）上に立つ。右手を屈臂して胸前にあげ、左手を垂下して、それぞれ第一指と第二指を捻ずる。いわゆる上品下生印で、一般にこれを来迎印という。しかし、浄土真宗では宗祖親鸞聖人の教説により、これを摂取不捨印という。「摂取不捨」とは、この場合、念仏する衆生を残らず救済しようとする阿弥陀仏の慈悲をあらわす。

総体に均整のとれた姿形で、螺髪は小さく、伏目に小ぶりの口唇の端正な尊顔、克明に彫出された写実的な衣文など、安阿弥様の像容を示した佳作である。両手首、光背、台座は後補。室町時代後期の作と推定される。

なお、台座は昭和二十六年に磯部かつ子氏によって寄進されたもので、「為浄誓院釈庄詮信士／寄進 磯部かつ子」の墨書銘がある。

この本尊は昭和二十四年三月二十九日の西来寺の火災の際、猛火の中、住職昭圓師の決死の搬出によって、辛うじて難を逃れた尊像である。

2　親鸞聖人絵像　一幅

絹本著色　縦七八・〇糎　横五六・五糎
明治時代

親鸞聖人絵像

親鸞聖人（一一七三～一二六二）は浄土真宗の開祖。綽空、善信ともいう。法然上人に師事、浄土の教えに安心の道を求め、他力易行、自力難行を説き布教した。『教行信証』は、その主著である。

衲衣の上に袈裟を着け、首部に帽子を巻いて、両手で数珠を爪繰り、頭部を右斜向きにし、礼盤上に趺坐する形姿で、晩年の温和な顔貌を描いている。

画面に向って左側面に「見真大師」、上部に「観仏本願力 過無空過者 能令連満 足 功徳大宝海」の願正偈四行賛の墨書がある。

3 三朝七高僧絵像　一幅

絹本著色　縦一〇三・〇糎　横四八・〇糎

第二十世釋昭圓筆

三朝七高僧絵像

三朝七高僧像は天竺・中国・日本の浄土教の師祖たち七名を一幅に描く形式のもので、本図もその図様に基づく。曇鸞大師（倚像）を中央に、向って右上から竜樹菩薩・善導大師・源空大師（法然）、左上から天親菩薩・道綽禅師・源信和尚を金泥・青・緑青・朱・黒・白など極彩色に描いている。

昭和二十四年の本堂炎上で、寺宝什物が悉く灰燼に帰したため、住職昭圓師が自から礼拝対象として、また教導のため描いたものである。以下同様である。

4 聖徳太子絵像　一幅

絹本著色　縦一〇三・〇糎　横四八・〇糎

第二十世釋昭圓筆

聖徳太子絵像

聖徳太子が父用明天皇の病気平癒を祈る姿を描いた、いわゆる十六歳孝養像で、髪を角髪に結い、袍の上に袈裟を着け、柄香炉を奉持して礼盤上に立つ姿である。宗祖親鸞聖人は太子より入信の際の示教を受けるなど、生涯にわたり太子を尊信した。真宗寺院では、「三朝七高僧像」とともに懸用され、本尊に準じて崇敬される。

5 親鸞聖人絵伝　二幅

絹本著色　各縦一四三・〇糎　横七八・二糎
第二十世釋昭圓筆

浄土真宗開祖である親鸞聖人の生涯にわたる行状を絵図化したもので、本願寺第三世覚如が初めて永仁三年（一二九五）に二巻本とし、絵を法眼浄賀に描かせたのが最初とされる。

本絵伝は掛軸仕立の二幅で、すやり霞で仕切って十六画面を構成し、第一幅には七画面、第二幅には九画面とする。物語は最下段より順次上段へと発展しており、聖人が出家得度する場面から、大谷墳墓を改め仏閣を建立、影像安置までの過程を描いている。

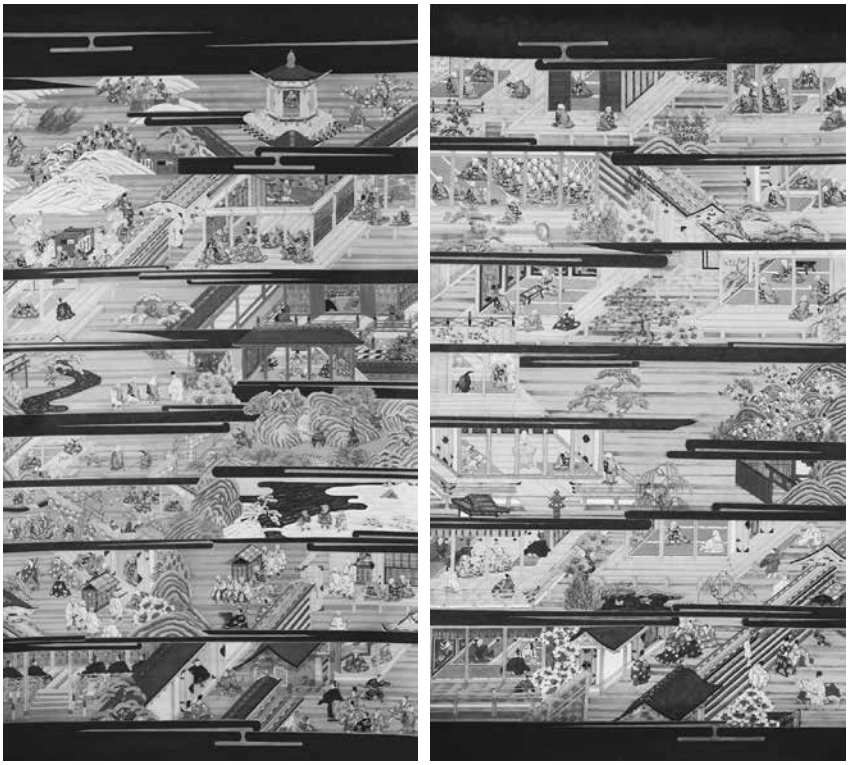

親鸞聖人絵伝

この「親鸞聖人絵伝」は、報恩講の際に本堂余間に懸けられ、宗祖聖人の偉業とその遺徳を偲ぶことができる。

6　蓮如上人絵像（慧燈大師絵像）　一幅

絹本著色　縦一〇一・八糎　横五一・〇糎
第二十世釋昭圓筆

蓮如上人絵像

慧燈大師とは本願寺第八世蓮如（一四一五～九九）の追諡号（ついしごう）である。第七世存如の長子で、その生涯に本願寺の社会的な基礎を形成し、また多くの御文章を作成して宗義を民衆化し、独自の教化活動を展開したことで著名である。蓮如上人を浄土真宗の中興と称する。

衲衣の上に袈裟を着け、高麗縁の上畳に斜左向に坐し、右手に中啓（ちゅうけい）、左手に数珠を執る姿にあらわされる。

画面に向かって右側面に「慧燈大師」、上部に「以大荘厳 具足衆行 令諸衆生 功徳成就」の『大無量寿経』からの引文を付した四行偈を墨書する。

7　仏涅槃図　一幅

絹本著色　縦一三七・五糎　横八七・五糎
平成十七年（二〇〇五）
京絵師川面稜一筆

仏涅槃図

「大般涅槃経」が説く釈迦入滅の場面を描いた絵図。軸仕立。クシナガラの城外、跋堤河ほとりの沙羅双樹の下、釈迦が右脇を下に牀台（しょうだい）に横臥し、周囲に釈迦の入滅を嘆き悲しむ諸菩薩や声聞、俗衆、動物などをあらわす。極彩色に描かれ、人物の表情などを丁寧に表出された作品である。

8　二河白道（にがびゃくどうず）図　一幅

絹本著色　縦七二・二糎　横七八・三糎
現代作

善導著「観無量寿経疏」の二河譬を基に、他の経典や思想を加味して描かれた教化目的の浄土教説話画。此岸（しがん）現世と彼岸（ひがん）極楽浄土を描き、その間に貪欲や執着を表す水と憎悪を表す火が流れる河（二河）を表し、水火の中間に彼岸と此岸を結ぶ細い白い道（白道）を描いて、信仰者のとるべき浄土往生心を強調する図柄である。

9　梵鐘　一口

銅製鋳造
総高一四七・〇糎　鐘身一一四・〇糎　口径七六・一糎
撞座径一四・〇糎
江戸時代（元禄九年・一六九六）
作者　太田近江大椽藤原正次
　　同庄次郎正重

本堂前の鐘楼に懸けられる。形姿は下帯から池の間が円筒形に近く、乳の間から上方にかけてなだらかにすぼまる梵鐘で、江戸時代の典型的な作品である。乳の間は四区を設け、各区内に五列五段の乳を付け、各縦帯の上方にも二個ずつ付けて、合計百八個とする。中帯と縦帯が交わる位置に撞座を設け、撞座は八弁の蓮華文をあらわす。

池の間の四区と縦帯の二区に陰刻銘があり、寺歴や制作年代、制作者である鋳物師などが分かる。銘文など詳細については、前述の「梵

鐘の奉献」（五十頁）を参照されたい。

さきの第二次世界大戦中の金属回収でも供出されることもなく、現在、横須賀市内で最も古い梵鐘として貴重である。平成元年三月に、「市民文化資産」に指定された。

10　喚鐘（かんしょう）　一口

銅製鋳造

総高六八・六糎　鐘身五五・六糎　口径三九・一糎

撞座径六・五糎

江戸時代（宝暦十年・一七六〇）

喚鐘とは本堂の軒先や堂内の外陣に懸けて、法会などの時に合図のために用いる鐘で、半鐘ともいう。

形姿は鐘身が円筒形に近く、駒の爪の張り出しが顕著な喚鐘。乳の間は四区を設け、各区内に四列四段の乳を付ける。鐘座を中帯と縦帯が交わる位置に設け、八弁の蓮華文をあらわす。

喚鐘

池の間の四区と縦帯の三区に、次のような陰刻銘がある。

（池の間第一区）

湘之瑞鹿山中南阜之地有一精
舎院号帰源殿曰不二当山三
十八世仏慧禅師塔所也中葉
北條氏直再造営殿宇寄附
荘田其後当菴七世定如老衲
辱蒙
東照大神君之寵恩而得降拝
命書於吾山爾来世禄自若只
恨闕華鐘已久矣絶茲小子是寛
歓奨於諸檀企此所製而当□
□夜禅之時鳴之令郡生醒覚者
寛志而諸招所也爲之銘

（縦帯第二区）

昭和二十二年二月吉日求之
宮司　石腰利勝

（池の間第二区）

銘曰
福源山北　萬年山陽

分大法席　開此宝房
華鐘新鋳　禮楽自昌
声通下界　響伝十方
破惛蝶夢　催□驚行
于晨于夕　爲瑞爲祥
聞塵清浄　功徳無量
宝暦十年庚辰九月吉祥日

（縦帯第三区）
腰掛神社神宝之鐘大東亜戦争之為供出終戰後
一同希望請官払下不得無止購求此鐘備付

（池の間第三区）
帰源守塔比丘千林叟是鈞謹
銘
幹縁小子　是寛記焉
上総国望陀郡矢那郷
鋳物師　大野和泉入道四十四代孫
同名由寿作
仕手
熊川七郎兵衛

（縦帯第四区）
氏子惣代　田代貞治　市川残
市川清助　杉並盛重

（池の間第四区）
外世話人氏子一同
改銘 彫刻
川口清
相模国三浦郡不入斗
西来寺什具也
当山十九世　襄代
發起人　　諦受
寄附人　　信徒中
明治二十九丙申年四月十五日

以上の銘文によると、この喚鐘は鎌倉・円覚寺の塔頭帰源院の院主千林和尚の代である宝暦十年（一七六〇）に造られたもので、鋳物師は大野和泉入道四十四代孫を名乗る大野由寿であった。

帰源院は円覚寺第三十八世傑翁是英（永和四年示寂）の塔所。中興開祖は円覚寺第百五十四世奇文禅才で中興開基は北条氏康とする古刹である。

明治二十九年（一八九六）に事情があって鐘は院外に流出し、西来寺第十九世襄圓の代、世話人等によって西来寺什物として寄進されたことがわかる。

やがて先の第二次世界大戦の際に実施された金属資源の強制回収で、この鐘も供出されてしまったのである。

しかし、幸いにも溶解されずに、終戦後の昭和二十年（一九四五）十月頃には、横浜市平沼町三丁目の戸部駅前に在った金属統制株式会

社横浜集荷所に、焼けただれた中に集積されたまま残されていたようである（赤星直忠『鎌倉の新鐘ー江戸時代ー』鎌倉国宝館）。

そのため当時の世相混乱の中、この鐘は茅ヶ崎市の腰掛神社宮司の石腰利郎氏等の要望により、昭和二十二年に腰掛神社に払い下げられ、「神宝之鐘」として懸けられることになったのである。

その後間もなく、どのような経緯があったか不明であるが、昭和二十四・五年頃に腰掛神社より西来寺に連絡があり、再度西来寺にこの喚鐘が戻ることになったという。

この時、若い頃の甫圓老師が先住と檀家の三人で、車で鐘を受け取りに出向いたことを、思い出として話していただいた。

現在、本堂内に安置されるこの喚鐘には、秘められた意外な流転の歴史があったことが知れるのである。

11　半鐘　　一口

銅製鋳造

総高五七・五糎　鐘身四七・〇糎　口径三二・五糎

昭和二十四年（一九四九）

縦帯の二区に、次の陰刻銘がある。

（縦帯第一区）

天下和順　日月清明

国豊民安　兵戈無用

（縦帯第二区）

昭和二十四年三月廿九日当山災上し什器悉く災禍に罹る

寄進人 製油業 吉澤久蔵

昭和二十四年七月十日

大塚山第二十世釋昭圓代

この半鐘は本堂内陣の背後廊に懸けてある。銘文により昭和二十四年三月の火災後に、什物として吉澤久蔵氏（市内若松町）によって寄進されたことがわかる。

説明によると本鐘のモデルとなったのは、昭和二十三年（一九四八）八月十五日に秋田市千秋公園に懸けられた「平和の時鐘」であるといわれる。これを小型化したもので、製造は秋田市西馬口労町の林金属工作所であろう。

12　阿弥陀如来立像　　一躯

銅製鋳造

総高四七・七糎　像高三九・〇糎

近代作

客殿に内仏として安置される。印相は上品下生の摂取不捨印をあらわす。構造は頭頂から台座まで全体を一鋳する。頭部まで中型（なかご）をとり、鋳物砂はきれいに浚っている。近代のまとまりのよい作例で、村瀬春一氏の寄進といわれる。

八、年中行事

1 一月 修正会

元旦会ともいい、一月一日に行われる年の初めの法要。新年を祝うとともに、阿弥陀如来のお慈悲につつまれ、宗祖や先祖の御恩によって念仏に生かされる幸せを喜び、報恩の生活に励む決意を新たにする。

2 三月 春季彼岸会

春分の日を中心に行われる法要である。この期間は本来、仏法の実践行を行うためにあったといわれ、今でも仏法聴聞に励む場として、法要・法話が営まれている。

3 七月 新盆

新盆はこの一年間に亡くなった故人への感謝の供養で、七月八日に法要・法話が行われる。

4 八月 旧盆

盆とは盂蘭盆会（うらぼんえ）の略で、『仏説盂蘭盆経』が典拠となっており、目連（もくれん）尊者にまつわる説話から、お盆の意味は、亡き両親など先祖を供養し、苦しみの世界から救おうとするところにあるといわれる。

しかし、浄土真宗では死後はすべて極楽浄土に往生していると説かれているので、供養ではなく、亡き人に対する報恩感謝を主眼として、法要が行われる。

5 九月 秋季彼岸会

秋分の日（お中日）を中心に、法要が行われる。彼岸とは「向こう岸」の意味で、現実の迷いの世界（此岸）から、阿弥陀仏の西方極楽浄土（彼岸）へ到ることを意味する。この時期、特に宗祖のお教えに親しみ、仏の徳を讃え、先祖に感謝する法座に集うことが勧められる。

6　十月　報恩講

宗祖親鸞聖人への報恩のため、聖人の命日を中心に行われる浄土真宗で最も大事な行事で、「御正忌報恩講」という。聖人の歿後、門徒たちが聖人の遺徳をしのび、毎月二十八日に開いた念仏の集まりが始まりといわれ、本願寺第三世覚如が集まりを「講」と称し、聖人の恩に報いる「報恩講」と名づけたと伝える。

当山では例年十月二十八日に、法中の僧侶、檀信徒多数の参加のもと、法要・法話が行われる。この報恩講では、宗祖聖人の偉業をしのぶため、本堂余間に「親鸞絵伝」が懸けられる。

7　十二月　除夜会（歳末勤行）

三十一日の大晦日に、その年最後の法要が行われ、一年の反省と無事を感謝し、来る年の平安を願って、除夜の鐘を撞くことが行われる。

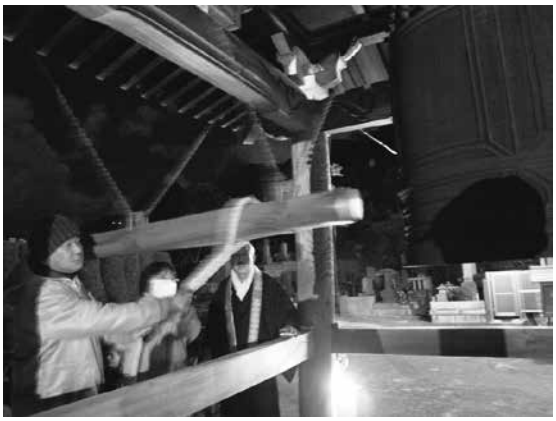

報恩講

九、墓碑銘

1　鈴木忠兵衛（勝三郎）

天保三年（一八三二）正月、三浦郡長浦村の粟飯原倉右衛門の子と生まれ、勝三郎という。のち横須賀村鈴木忠兵衛（俗名種好）に養われ、家督を相続、襲名して忠兵衛と称した。呉服商を営み、良質にして廉価の評判、遠近に及んで大いに産をなした。性質温厚にして義侠に富み、窮乏する者を救恤した。学問を三上是庵に受けて造詣深く、学校教育等に尽力している。

明治二十二年（一八八九）、市町村制が施行されると、初代横須賀町長に撰任された。信任が厚かったが、病のため同二十四年四月二十二日死去。在職は二年に満たなかった。享年六十歳。

（墓所は一区）

2　鈴木忠兵衛（政太郎）

慶応元年（一八六五）八月十二日、忠兵衛・エイ夫妻の長男として、三浦郡横須賀村に生まれ、政太郎という。父忠兵衛の死去にともない、明治二十四年五月忠兵衛を襲名。以後、横須賀町会議員、衆議院議員を歴任、同三十七年（一九〇四）、横須賀町長となる。同三十九年十二月十四日、横須賀町と豊島町が合併して新たに横須賀町となると、町長事務取扱に任じ、翌四十年（一九〇七）二月十五日、市制施行により横須賀市になると、同年五月十七日、初代横須賀市長となった。同四十二年四月辞任、横須賀市消防組初代頭となる。大正十年（一九二一）六月八日死去。享年五十七歳であった。

（墓所は一区）

3　小林与兵衛（勇次郎）

小林家は横須賀村楠ヶ浦に住し、代々与兵衛を称した。古くから漁業に携わり、慶長年間（一五九六～一六一五）、近海漁業の元締めとして、三浦按針（ウィリアム・アダムス）と共同して近海の海産物を一手に取扱い、更に幕府の特命を受けて生簀を構え、御用鯛を飼養したともいわれる（『横須賀市史稿』）。子孫は代々その業を継ぎ、魚仲買人として、また海軍魚納商として活躍、家号を「和泉屋」と号し、西来寺を支える有力檀家であった。

特に弘化四年（一八四七）生まれの与兵衛（勇次郎）は、博物学者・物産家として著名であった田中芳男（男爵）の知遇を得て、田中のために三浦半島近海の海産物資料を提供するなど協力を惜しまなかった。田中は小林家所蔵の「御用活鯛」一件書類を書写している。この書写文書は現在東京大学図書館に所蔵されている。与兵衛（修了院釈興周信士）は大正十年（一九二一）に死去。享年七十五歳であった。

（墓所は0区）

4　村瀬春一

明治三十一年（一八九八）三月に岐阜県那加村（現各務原市那加町）に生まれる。生家の破産で十七歳の時、横浜に出て住込店員となり、

大正五年には貿易商の古谷商店に入店、米穀業界の人として歩むことになった。同十五年には若冠二十八歳で米穀問屋と海軍納入商を開業。戦時中は横須賀海軍の米麦納入の一切を取り仕切った。敗戦により主体業務である米穀から一時離れたが、昭和二十五年に村瀬米穀を復活させ、業績も順調に推移させる。関係方面の信頼も集め、神奈川県主食卸商組合組合長、全国米穀商組合連合会会長、全米商連協同組合理事長をはじめ、米穀業界の要職を務めることになった。また、学校法人湘南女子学園の理事長として教育界でも活躍、昭和五十六年には勲三等端宝章を授与された。

この間、昭和二十四年の西来寺の災禍では、檀信徒総代として再建事業に取り組み、物心両面にわたり献身的に尽力され、現在に見る立派な伽藍を現出させた法功は特出される。昭和六十一年二月二十三日死去。享年八十八歳であった。

（墓所は０区）

5　上村一夫

漫画家。昭和十五年（一九四〇）三月七日、横須賀市若松町に生まれる。武蔵野美術大学卒業後、広告代理店宣弘社に入社。同社員の阿久悠と知り合い、劇画の世界に入る。昭和四十二年、『月刊タウン』創刊号の「カワイコ小百合ちゃんの堕落」でデビュー。翌年『平凡パンチ』連載の「パラダ」（原作阿久悠）で本格的に漫画活動に入る。

以後、「同棲時代」「修羅雪姫」（原作小池一夫）、「しなの川」（原作岡崎英生）など叙情的な名作を次々と発表、特に「同棲時代」は《劇画史に一時代を画した》と評されるヒット作品となり、映像化された作品も多い。その流麗で独特の画風は《昭和の絵師》と称され、月産四〇〇枚という驚異的な執筆量を手がける多忙さを極めた。昭和六十一年（一九八六）一月十一日病歿。享年四十五歳の若さであった。

（墓所は九区）

上村一夫さんの画

十、西来寺年表

和暦	西暦	事項
弘仁年間	八一〇～二四	比叡山の学僧定相律師、天台寺院として西来寺を創建すると伝える。
寛元四年	一二四六	親鸞東化の時、海野小四郎義親その教化を受け、法名を乗頓と号して、西来寺に入寺、浄土真宗に改宗するという。
弘安十年	一二八七	十月六日、真宗開山釋乗頓寂。
延元元年	一三三六	一月二十二日、第二世釋祐専寂。
応永二十八年	一四二一	八月四日、第三世釋了玄寂。
文明十四年	一四八二	十一月十日、第四世釋玄智寂。
享禄四年	一五三一	二月二十三日、第五世釋乗智寂。
永禄九年	一五六六	八月二十八日、三浦郡内の宝立寺の寺務職をめぐり、西来寺と鎌倉光明寺との争いで小田原北条氏が西来寺を勝訴とする裁許状を発給する（『相州文書』三浦郡不入斗村西来寺文書）
天正十八年	一五九〇	四月、不入斗郷西来寺あて豊臣秀吉の禁制が発給される（『相州文書』三浦郡不入斗村西来寺文書）
同	同	七月二十九日、北条氏直との軋轢により、浄土宗に改宗され住職を追放された西来寺の訴えに対し、木下半四郎吉隆より、西来寺再興の書状を代官頭長谷川七郎左衛門長綱に出す。
文禄二年	一五九三	九月十一日、第六世釋頓乗寂。西来寺を回復してより、僅か三年の後、波乱に満ちた生涯を閉じる。
元和四年	一六一八	五月二十九日、第七世釋了誓寂。
元和八年	一六二二	本願寺が東西両派に分離するに当たり、この年、第八世釋頓祐は東本願寺（東派）派に帰属すると伝える。しかし、帰属は元和三年（一六一七）以前と考えられ、第七世了誓の代と推測される。
明暦三年	一六五七	八月二十六日、第八世釋頓祐寂。
延宝六年	一六八七	十月二十六日、第九世釋誓厳寂。
元禄三年	一六九〇	四月十四日、第十世釋祐敬寂。
元禄九年	一六九六	十一月三日、第十一世釋知格代に、願主常専坊釋是心及び門徒等により、梵鐘が寄進される。
宝永六年	一七〇九	六月四日、第十一世敬寿院釋知格寂。
宝暦六年	一七五六	十一月二十日、第十二世了玄院釋南津寂。
宝暦十年	一七六〇	三月十二日、第十三世紫雲院釋霊幢寂。
寛政九年	一七九七	六月十一日、第十四世踊躍院釋義幢寂。
嘉永四年	一八五一	三月十日、第十五世圓乗院釋頓爾寂。
安政六年	一八五九	十一月十五日、類焼のため、本堂及庫裏を全焼する。
万延元年	一八六〇	十月、庫裏（間口拾壱間半・奥行六間五尺）を再建、坪数八十二坪と記録。本堂は同村氏神蔵王権現社境内の神木大欅を伐採、用材として仮建築とする。

慶応三年	一八六七	第十六世釋頓定、当山仮本堂にて寺子屋を開設。第十七世釋頓和の協力をえて、明治六年三月まで続行する。
明治元年	一八六八	神仏分離の際、鎌倉・荏柄天満一乗院より、「天満宮の名号」及び「天満宮の尊像」の二品を当寺へ施入する。
明治三年	一八七〇	宗祖御真筆という「天満宮の名号」（俗に「虎斑の名号」）の木版刷りを、この七月廿九日より授与する。
明治六年	一八七三	四月、不入斗・中里・深田・佐野四か村連合の不入斗学舎（不入斗学校）を西来寺に設ける。住職頓和が初代の校長となる。
明治九年	一八七六	七月二十五日、安政六年焼失し仮建築であった本堂を、新築完成させる（間口・奥行共八間二尺、坪数七拾五坪と記録）。
明治十年	一八七七	八月十七日、鐘楼（間口・奥行共一間半）が竣工する。
明治十一年	一八七八	大塚頓和・川嶋伝兵衛等の努力により、不入斗学校の校舎を不入斗村三二八番地（豊の坪）に新築し、西来寺より移転する。
明治十二年	一八七九	十一月二十二日、第十六世圓超院釋頓定寂。
明治十八年	一八八五	四月十日、住職頓和、導師として宗祖六百回御遠忌法要を営む。
同	同	十一月十四日、第十七世圓融院釋頓和寂。
明治二十一年	一八八八	公郷村の公郷学校と四か村連合の不入斗学校が合併、中里村九四番地（緒明山）に豊島学校を創設。このため不入斗学校は廃校となる。
明治二十三年	一八九〇	要塞砲兵連隊兵舎敷地に在った石造地蔵尊を西来寺境内に移安する。当地蔵尊は俗に「弘法の爪彫地蔵」という。
明治二十八年	一八九五	十二月二十八日、住職襄圓、「古寺調査事項取調書」を提出する。
明治二十九年	一八九六	四月十五日、住職襄圓代に、信徒により喚鐘（宝暦十年銘）が寄進される。
明治三十二年	一八九九	九月二十五日、第十八世圓妙院釋頓乗寂。
明治三十五年	一九〇二	五月七日、浮浪者の焚火で本堂床下より発火、全焼する。本尊をはじめ什宝・重要書類等を悉く焼失する。
明治三十七年	一九〇四	十二月二十五日、本堂再建起工。間口八間・奥行九間（七二坪）。棟梁井出亀吉。翌三十八年七月二十五日完成。
明治三十八年	一九〇五	初代川嶋清司氏、鐘楼堂を新築寄進する。
大正八年	一九一九	石戸磯五郎氏、山門を新築寄進する。
大正十一年	一九二二	十一月二日、第十九世大願院釋襄圓寂。
大正十二年	一九二三	九月一日、関東大震災。本堂・庫裏は倒壊を免れたが、傾斜等の損害を被る。
大正十五年	一九二六	四月、住職釋昭圓、西来寺に近隣児童（坂本・鶴久保両小学校）を対象に仏教日曜学校を開設する。昭和十七年頃まで継続する。
昭和三年	一九二八	天正年間の法難の際、本尊等を隠した岩窟を裏山墓地付近で発見する。
昭和四年	一九二九	この年、震災による本堂・庫裏等の大修理が漸く竣工する。
昭和五年	一九三〇	四月十日より三日間、関東大震災で延期されていた、宗祖六百五十回御遠忌法要を盛大に営む。

昭和七年	一九三二	四月、墓地・境内の美化を意図し、道路のコンクリート化や石崖の造築、墓地の整理等を行なう。
昭和八年	一九三三	五月、前年事業に引き続き、無縁の墓標を整理し、このため無縁塔を造営、無縁者の大法要を挙行する。
昭和十八年	一九四三	四月、「弘法の爪彫地蔵」を西来寺境内から、檀家岡本家の庭に移安する。
昭和二十四年	一九四九	三月二十九日夜半、原因不明の発火により、本堂・庫裏を全焼、重要書類等も焼失する。
同	同	七月十日、柏木田・中田楼の建物（約六〇坪）を移築、仮本堂・庫裏とする。
同	同	七月十日、吉沢久蔵氏、半鐘を寄進する。
同	同	九月一日、長瀬利重氏、什物として輪灯を寄進する。
昭和二十六年	一九五一	「聞法の会」を創設、毎月二十八日を例会とする。のち「同朋会」と改称し、現在にいたる。
同	同	磯部かつ子氏、御本尊像の台座を寄進する。
昭和二十七年	一九五二	五月、京都・紫野の長堅寺の本堂を譲り受け、十一月二十七日に移設のための建設工事に着工する。
昭和二十九年	一九五四	十月三日、二ヵ年にわたる難工事のすえ、本堂完成、入仏・落慶式が盛大に挙行される。この日、入仏行列と稚児行列が下町から上町、西来寺までを華やかに練った。
昭和三十五年	一九六〇	二月四日、新屋栄三氏、磬子を寄進する。
同	同	本堂・庫裏間の渡り廊下が完成する。
昭和四十二年	一九六七	五月十四日、第二十一世釋甫圓の襲職式が挙行される。
昭和四十三年	一九六八	四月二十三日、第二十世大慶院釋昭圓寂。
昭和四十五年	一九七〇	五月三日、宗祖七百回御遠忌法要を盛大に営む。
昭和五十二年	一九七七	十一月より、客殿庫裏新築工事を着工する。
昭和五十四年	一九七九	七月二十五日、客殿庫裏竣工。十月二十七日、落慶式を行う。鉄筋コンクリート造、瓦葺二階建、延面積五百六十二平方米。
平成元年	一九八九	三月三十一日、梵鐘（元禄九年銘）が横須賀市文化資産（第四号）に指定される。
平成二年	一九九〇	十月二十八日、本堂瓦葺替え及び鐘楼新築の落慶式を行う。
平成八年	一九九六	梵鐘奉献三百年記念法要を行う。
平成十二年	二〇〇〇	山門の門扉を新補し。左右塀をふくめ瓦葺替え等の補修を行う。
平成十三年	二〇〇一	四月二十八日、第二十二世釋充賢、本山より住職を任命される。十月二十八日、住職の襲職式を挙行する。
平成二十四年	二〇一二	二月二十二日、宗祖七百五十年遠忌記念事業である「本堂・客殿庫裏改修工事」が竣工する。

第二十代　大慶院釋昭圓

第十九代　大願院釋嚢圓

第二十二代　釋充賢

第二十一代　釋甫圓

執筆分担

真鍋 淳哉

一、西来寺の草創 ・・・17頁

二、中世の西来寺 ・・・21頁

上杉 孝良

三、歴代譜 ・・・46頁

四、江戸時代の西来寺 ・・・48頁

五、明治時代の西来寺 ・・・61頁

六、その後の西来寺の沿革 ・・・78頁

七、寺宝・什物 ・・・89頁

八、年中行事 ・・・96頁

九、墓碑銘 ・・・98頁

十、西来寺年表 ・・・100頁

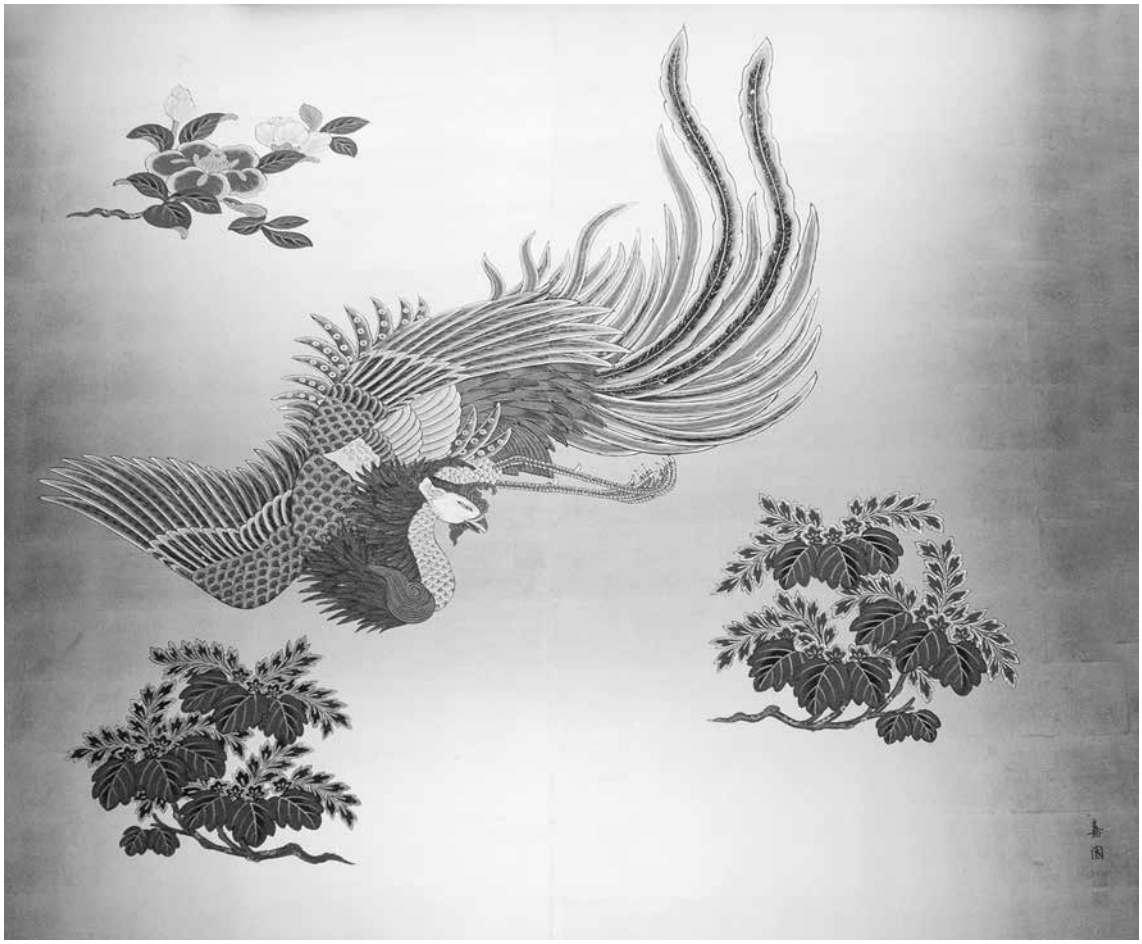

後堂鳳凰図

写真で綴る 西来寺

昭和5年4月

昭和５年４月１３日　御満座庭儀

天童子

御絵伝

不入斗仏教日曜学校の生徒たち
学校は大正15年から昭和17年頃まで継続しました。

昭和5年4月

世話人

婦人会

昭和5年4月

昭和29年

本堂

入仏式　昭和29年10月3日

入仏式　稚児行列

（上段左）税務署前
（上段右）米が浜通り
（中段）不入斗橋
（下段）さいか屋前

昭和29年

平成2年

西来寺　本堂改修落慶記念　平成２年10日28日

西来寺　本堂改修落慶記念　平成２年10日28日

平成13年

釋充賢住職継承式　平成13年10月28日

京都　西来寺

文中（32頁ほか）にも登場する「山城国伏見」の西来寺は、京都市伏見区桝屋町に現存します。

戦国時代、小田原北条氏との関係から西来寺住職頓乗は寺を追放され、寺は浄土宗に改宗されました。頓乗は一時京都に逃れ、新たに建立したのが、この伏見にある西来寺とされています。

京都へのご旅行のときには、ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

平成24年

世話人　平成24年6月

【総代】

川島幸雄
大村守一
竹内正晴
飯塚進一郎

【世話人】

飯塚進一郎
池田　昭
石井光夫
石戸寿代
石渡嘉津子
石渡規三
石渡さよ子
一松一江
今井加代
太田　秀
大村守一
勝村悦子
亀井　温
川島清彦
川島幸雄
川島美智子
鈴木泰浩
竹内正晴
平岡増雄
美好源儀
美好昌子
村瀬明久
村瀬慶太郎

【実行委員会】

飯塚進一郎
石渡嘉津子
今井加代
太田　秀
大村守一
川島清彦
川島幸雄
鈴木泰浩
竹内正晴
平岡増雄
美好昌子
村瀬明久

【建築委員会】

飯塚進一郎
太田　秀
川島清彦
川島幸雄
鈴木泰浩
村瀬明久

【編集委員会】

石渡嘉津子
今井加代
大村守一
川島幸雄
鈴木泰浩
竹内正晴
平岡増雄
美好昌子

平成二十三年　本堂改修工事　棟梁のはなし

西来寺に響く音

西来寺の門を入ると「トントントン」と小気味の良い音が響いていました。池を眺めながら右手の坂を登ると、本堂正面では今まさに、浜縁の階段を取り付けている最中。約7メートルの長さの欅の階段は、職人四人がかりでの作業でした。

棟梁が声をかける、「どうだ？一寸か？」「五分です」とお弟子さんが即座に答える。大工の現場は尺寸法なんですね。一寸は3・03センチメートル、一分は約3ミリメートルです。7メートルの階段板の反りを鉋で調整すること数回、棟梁のふる木槌の力強い音が、向こうのマンションまで響き渡り、階段はしっかり嵌りました。

二〇一一年五月十日から始まった改修工事も、最終段階に入り、大忙しの棟梁の手嶋さんに、無理を言って案内していただきました。

木を打つ音が響く西来寺

浜縁の階段の取り付け

正面の柱の飾り

本堂の正面の柱を見上げると両側に鼻の長い動物があしらわれています。一見「象」のように見える鼻の長いこの動物は、実は「獏」なのだそうです。獏といっても野毛山動物園にいる、のしのしと歩いている「バク」ではなく、中国から伝わった伝説の生物。夢を喰うといわれる獏は悪夢を二度と見ないようにという意味のもの。右の獏の口は開いていて、左の獏は閉じている。獏も「阿吽（あうん）」って言っていました。

両脇に獏を配した、虹のように曲線を描いた柱と柱の間の梁のことを虹梁といいます。虹の梁とはとっても洒落た名称

象ではありません「獏」です

です。その虹梁を見上げると下の側面に長い刀のようなシャープな彫りがあります。これは、錫杖彫りといってお坊さんが持つ杖「錫杖」をあらわし、魔除けの意味があるのではないかと云われているそうです。

錫杖彫り

補修

今回の西来寺の補修は、主に耐震のための補修と、それに加えて補強もおこなわれました。本堂を巡りながら棟梁に話をうかがいました。

18本の柱

本堂の軒下を調査すると、18本もの柱の根元が腐っていました。そのため、屋根もさがり、本堂の床自体も最大2センチメートルもの差の傾斜があったそうです。ビー玉を置くと、けっこうコロコロころがる傾斜だったのだろうと想像します。

作業中の本堂の屋内

柱の修理作業には、ジャッキを使って床を持ち上げ、腐った部分を切断し、新しい木材を継いだのだそうです。瓦を外さずに行うわけですから、大変難しいことなんだと、棟梁は言います。外から本堂の屋根を見上げれば、よく解ります。本堂の瓦は美濃瓦が使われています。たいへん大きい屋根です。いったいどのくらいの重量がジャッキにのしかかっていたのか、想像を絶する思いです。

軒下と獣がえし

本堂の周りを取り囲む、軒下への仕切りの板は「獣がえし」と云います。今回、風の通りを良くするのと、ネズミや猫などの小動物が侵入しないような細工が施されました。軒下は本堂の建物全体の重量を一手に引き受ける重要な場所なのだそうです。自然に通る風は、柱の腐りを防ぐ大事な効果があります。

今後の補修のためにも、工具を使わずに手で開けられる箇所が数カ所あります。

また、軒下には、今回の補修の要、耐震補強が施されました。木造耐震のため、55機のダンパー（仕口ダンパー）を導入。また、内陣と外陣の間に補強のため、壁材の仕切りを入れました。

軒下

獣がえし

美濃瓦の屋根

桔木

柱が腐っていたことにより、本堂全体、そして屋根も下がっていました。

これ以上、鼻先が垂れない（下がらない）ように桔木をいれて、肘木と大斗をいれました。肘木は飾りのある雲肘木です。

肘木と大斗

懸魚と六葉

本堂側面の上、屋根の三角の箇所を「妻」といいます。懸魚は妻の飾りのひとつで、文字通り、昔は魚の彫刻などが用いられていましたが、今では『魚の尾』のイメージが残る程度の形が多くみられます。水にまつわる象徴で、家を火災から守るおまじないとして古来から伝わっているようです。

車輪のような形をしているのが六葉。六葉の中心から出ている丸い棒は「樽の口」と呼ばれています。西来寺の樽の口の先には、真鍮の蓋が施されていましたが、今回新しくした六葉は、腐食を防ぐため、真鍮の飾りはされませんでした。

懸魚と六葉

壁

耐震のために、藁と竹で組んであった土壁だった壁は、新しい近代的な工法で耐震効果の高い板を使いました。この板は最近改修した東本願寺と同じもので、壁が強くなることによって、柱にかかる重みの力を逃がす効果が期待される新素材なのだそうです。

壁は外も内も漆喰仕上げに。漆喰は夏の湿気にも冬の乾燥にも強く耐久性のある日本古来の素材です。汚れても亀裂が入ったとしても、補修は同じ漆喰を重ねて塗ればよく、塗れば塗るだけ強度も増していくそうです。

漆喰の壁

浜縁

浜縁とは、本堂正面の縁側。本来ならば、雨や埃を外に逃がすよう、建物から外に下がっていなければならない浜縁は、柱の腐りのためか逆向きに傾斜していました。これを正常に戻し、表面の板は隙間のないよう補正しました。

鉋がかけられた板の表面は頬ずりしたくなるほど滑らかな手触りに生まれ変わりました。

補修中の浜縁

耐震のための5センチメートルの隙間

本堂と奥の建家の間には5センチメートルの空間を空け、地震のときに

両方が倒れてしまわないようにしています。

5cm の空間

天井

天井板は雨水が染みていたので、張り替えました。新しくなった白木の表面に、外光がやわらかく反射し、暗かった屋内はとても明るく感じました。

明るくなった屋内

浜縁の手すり

浜縁の高欄（手すり）は、全て取り外され、接合部や亀裂の補修、また手すり柱のひとつを新しく作り直しました。丸柱は、四角の角材を、八角形にし、十六角形にし、三十二角形にしてから丸鉋（まるがんな）で丁寧に曲面を整形していくのだそうです。機械で細工したものと比べて、見た目も触り心地もあったかいものです。ぜひ触ってみて下さい。

仕上げに使う丸鉋（まるがんな）は、柱の曲面に合わせて職人自ら研ぐのだそうです。「宮大工の仕事は主に刃物を研ぐことなんですよ」と棟梁が言います。見学中も、作業の合間にお弟子さんがノミを研いでいる姿をよく見かけました。

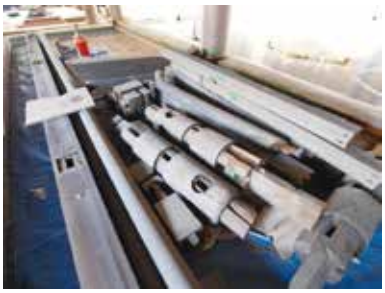

解体された浜縁の手すり

新しい手すり柱

柱の整形

エコ

屋根の軒先を見てください。瓦の下に正方形に近い木材の側面が、レンガ積みのように二段で並んでいるのが見られます。これは、切裏甲（きりうらこう）といって、積み木のように正立方体に近い角材が入っていて、屋根の補修の時に、使えなくなったものだけを新しいものに取り替えられるそうです。

切裏甲（きりうらこう）は、瓦の下の結露による水や雨水を吸い込み、屋根を守っています。木を大切にする気持ちは今も昔も同じなんですね。

切裏甲

見えないところにも

西来寺にも屋根を支えるりっぱな桔木（はねぎ）が

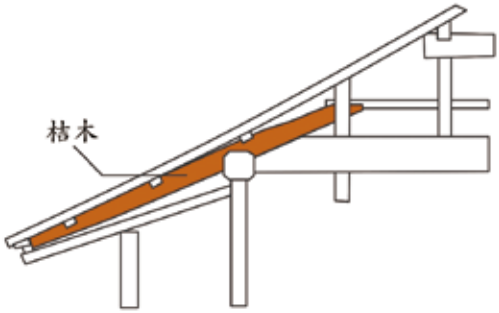

入っています。桔木とは、軒先が下がらないように屋根の重みを分散させて支えている木を云います。今回、補強のために40本余りの桔木を入れました。

棟梁に聞いた 一問一答

Q・西来寺の印象や特徴を教えてください。

A・内陣の段差が他のお寺に比べると高くなっていますね。そして畳。最近では、板張りに絨毯などが多いのですが、畳はやはり良いものです。

Q・今回、大変だったことはありますか？

A・柱の交換ですね。柱の腐食のせいで床が下がっていたんです。屋根の重みをジャッキで支えながらの作業です。大変でした（笑）

Q・宮大工の魅力ってなんですか？

A・古い建物が仕上がったときの達成感。新築でなくても、最近では浅草寺の屋根の補修は大変だった分、出来上がった時はとても嬉しかったですね。

Q・宮大工として若い人に伝えたい事を教えてください。

A・宮大工は、これからは腕だけではダメです。営業などのマネジメントも大事。営業が大事っていうのは、今に始まった事ではないかな？どんな職業もそうだと思うんだけど、宮大工なんて実際はそんなにかっこいいものではない。「不器用な者ほどよく育つ」と、この世界では云われてます。続かない子もいる、一日でやめる子もいる。残っているヤツもいる。

独立するのはとっても難しい厳しい時代です。「がんばってもらいたい」とは簡単にいえないけど、自分の仕事を大切にしてほしいですね。

お弟子さんに聞いた「棟梁ってどんな人ですか？」

…と、うかがったら、すかさず棟梁が「俺を前にして言えるかー？　俺、優しいよなー（笑）」お弟子さんも笑っていました。

宮大工という仕事

棟梁に「宮大工」という仕事について、あらためて聞いてみました。

宮大工っていうと「釘を一本も使わないもの」っていう人が多いです。有名なお寺などで釘を使わない構造のものもあるのですが、実際は昔から釘も使われていました。

鉄を打って作る手作りの四角い釘や、鋳（かすがい）が使われています。桔木（はねぎ）、垂木（たるき）をとめるために使われるもので、長いものでは、30センチメートルの釘もある。修繕のために建物を解体し、古来の細工や道具を目の当たりにしますから、仕事ひとつひとつが勉強になります。これも宮大工という仕事の魅力なんだと思います。

現在では、建築基準法に沿って、現代の材料が使われています。特にビス（ビスネジ）は木を痛めずに扱えるためよく使うようになってきました。とはいっても、木造建築の基本は、時代が変わっても、「構造材自体が化粧材である」という概念は変わりません。どこにでも釘やビスを使うというわけではないんですよ。

基本的な大工の道具は「ノミ」「玄翁（げんのう）」「差し金」「カンナ」「ノコギリ」「釘抜き」これだけなんです。だからテレビの時代劇で、大工らしき人が長めの木箱を肩にしょっているの

を見ると「あーこの箱には、こんな道具が入ってるんだろうな」と思う。今では、電動工具なんかも使うからトラックじゃないと運べないけどね。

心配なのは若いのが独立できる環境や状況がどんどん悪くなってることです。木材などの材料の仕入れが難しくなったことや、職人が少なくなっていること、特に左官です。仕事はとっても少なくなったものだから、良い左官屋は本当に少なくなってるんです。

取材を終えて

職人のみなさんに、好きな道具を聞いてみました。

棟梁の一番好きな道具は、曲尺（かねじゃく）

曲尺は、直角に曲がった金属製の物差しです。直角を計るだけではなく、表目と裏目を使って、一瞬で円周の寸法、対角の長さまで解る優れた道具なのです！

曲尺は優れた道具

ひらいさん（6年目）は、ノミ

ノミの中でも少し大きめの「叩きノミ」が良いとのこと。ノミは大小さまざまで小さいものでは刃の幅が一分（約3ミリメートル）のものから、大きいものでは、全長が30センチメートル以上のものもあるのだそうです。

叩きノミ

わたなべさん（6年目）は、玄翁（げんのう）

玄翁とは、金槌（かなづち）のことです。大工の使う玄翁（げんのう）は、片面が平らでもう一方の片面はうっすらと凸型にふくらんでいます。手で持つ柄の部分は自分の手になじむよう自分で細工するので一本一本の形が違います。

面によって使い分ける玄翁

柄は１本１本違います

はらさん（8ヵ月目）は、鉋（かんな）

鉋（かんな）の大きさも大小さまざまあるそうです。また、鉋（かんな）で削る木の薄さは3ミクロン～4ミクロン。木材を1ミリメートル削るのに三百回カンナをかけるという薄さです。驚きですね！刃物業界が主催する「鉋薄削り大会」という、鉋を使ってどれだけ薄く削れるかという技術を競う全国大会もあるそうです。

道具の話でとっても盛り上がります。道具は職人の命なんですね。

日本は四季があり温度や湿度の差が高く、風が吹き、雨も降ります。そんな日本の風土の中で、宮大工は数十年後の建物を想像しながら、木材のよいところを存分に引き出していきます。日本の木造建築を守り継承していくことは大変だけれど、そういう気持ちこそが大切なんだと思いました。

取材　平成二十四年二月八日　野木村

平成 24 年に改修した客殿庫裏

バリアフリー 新建築

手すりも付いてるゆるやかなスロープ

屋外から客殿へ

客殿から本堂へ

客殿の大きい窓から望む中庭

多目的トイレは、オストメイト対応。車いすでもゆったり利用できます。

使い勝手も、使い心地も良いトイレ

西来寺の樹木や花

撮影：釋充賢

西来寺には四季折々の花が咲き、小さな野鳥も訪れ、目も耳も心も楽しませてくれます。
みなさまも西来寺にお越しの際はゆっくり散策していってください。

カワラヒワ

カワセミ

仏事の手引き

1. 法名について

真宗大谷派では法名といい、戒名とは言いません。法名とは仏教に帰依し、仏道生活に入ったものがいただく名前です。本来は帰敬式（おかみそり）を受けていただくものですが、生前にその機会のなかった人には亡くなったときに法名を頂きます。

真宗の法名は、男性の場合「釋〇〇」になり、女性の場合「釋尼〇〇」となります。釋の字は仏教の開祖の釈迦牟尼如来（しゃかむにによらい）の釋（しゃく）です。また、院号法名とは、頭に「〇〇院」と書かれた法名で、特に仏教に功績のあった人などにつけられます。

2. 回忌について

七七日（四十九日）の法要後は百ヶ日、一周忌、三回忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十五回忌、三十三回忌、五十回忌となり、それ以降は五十年毎のおつとめとなります。

一周忌は亡くなられて一年目、三回忌は二年目となります。これは亡くなられた年を一に数えて「数え」で繰っているためです。

3. お布施の袋に何と書いたら良いのでしょうか

よく皆さんからいただく質問に、「袋の表には何と書いたら良いのでしょうか」というものがあります。

いろいろな言葉がありますが、法要の際は、「お布施」と書いて下さい。また、彼岸などの付け届けは「志」「上」「お布施」と書いて下さい。法要の際のお茶代は「お寺詣り「お茶代」となります。

4. お念珠について

お参りするときに必ず手にしなければならないのが、お念珠です。念珠の珠の数は一〇八つの煩悩の数で、（親玉と四天の珠を除き）一〇八つが基本ですが、日常ではその半分の五十四個や二十七個、八個となります。必ず左手に持ちます。一輪と二輪がありますが、合掌の時は両手に掛け、一輪は房が下になるように、二輪は房が上になるように持ち、房は左に下げます。

5. 合掌・お焼香の作法について

まず、焼香台の前に進み、正座をします。次に、ご本尊を仰ぎ見て頭礼（軽く頭を下げる）します。右手で香をとり、焼香を2回します。この時に香を頂く（頭の所に持ってくる）ことはしません。そして右手で香の乱れを直し、合掌礼拝します。

正しい合掌礼拝の姿勢は次の通りです。背筋をのばし、両手にお念珠を掛け、みぞおちのあたりで自然にあわせます。視線はご本尊に。「南無阿弥陀仏」と数回称えましょう。最後に礼をして静かに席に戻ります。尚、どちらのお寺にお参りをしても、ご自分の宗派のやり方でお参りをして下さい。

6. 法事の服装について

黒、紺、灰色、白等の物を着用し、華美な色、カジュアルな物は避けて下さい。

施主の方は首に門徒式章を掛けましょう。

7. お内仏について

「家が狭くて大変です。最低限何をそろえれば良いのでしょうか？」という質問を受けることがあります。どうしてもという場合、「ご本尊（これはお寺から受けて下さい）、三具足、過去帳」は先ずそろえて下さい。あとは徐々に揃えていきましょう。

8. 過去帳について

真宗大谷派では、過去帳を用いお位牌は作りません。過去帳は様々な大きさがありますので、ご自分の家のお内仏の大きさに合わせて下さい。

9. お寺での作法について

本堂に入る際、でる際には必ずご本尊に一礼をして下さい。また、お墓参りの際にも本堂の前を通るときは本堂に向かって一礼をお忘れなく。旅行等の時もこれをやるとかっこいいですよ！

10. 食前食後の言葉

ご存じですか？　真宗大谷派では食前食後の言葉があります。

食前の言葉は「み光のもと　われ今幸いに　この浄き食を受く　いただきます」、食後の言葉は「われ今　この浄き食を終わりて　心ゆたかに力身に満つ　ごちそうさま」です。御斎の時にももちろん称えます。是非覚えましょう！

11. 西来寺の年中行事について

彼岸会とは（三月・九月）

「暑さ寒さも彼岸まで」と言われますが、昼夜の長さがほぼ同じになる春秋の好季節、彼岸の中日の前後三日間、計七日間がお彼岸です。各地のお寺によっては法会などの行事が行われ、お墓参りの習慣もあります。

お内仏・お墓には季節の花を押し交ぜます。打敷には特別な規定はありません。お勤めは平常通りです。

梵語パーラミター（波羅蜜多）に由来し、私たちの生活（こちらの岸・・此岸・・迷いの世界）から、彼の岸（仏の悟りの世界）に到ることを意味します。昔から彼岸に到る六波羅蜜が説かれてきました。

＊六つの努力目標（六波羅蜜）

布施　・・　物でも心でも惜しまない
持戒　・・　仏さまの戒めを守る
忍辱　・・　苦労を乗り越える
精進　・・　今を大切に力を尽くす
禅定　・・　心身を整える
智慧　・・　命の尊さに目覚める

此岸と彼岸との間には煩悩という大河が流れています。自分の立つ此の岸がはっきりすれば自ずから彼の岸も明らかになるものです。彼岸会は日頃、見失いがちな自分自身うを明らかにするご縁となるものなのです。

お盆（盂蘭盆会）とは（七月・八月）

お盆とは正式には盂蘭盆会と言い、私たちは略してお盆といっています。盂蘭盆とはウランバナという梵語からきておりまして倒懸（逆さまに掛けられる苦しみ）と訳されています。「仏説盂蘭盆経」というお経があり、その内容をかいつまんでお話しすると、お釈迦様のお弟子に目連尊者という人がおりまして、神通力を持っていました。その神通力によって亡くなった母親の世界を見ましたところ餓鬼道に落ちているということでした。目連尊者は母親の姿を見て何とか食べ物をあげようとしましたが口のところへ持って行くと炎と炭になってしまって何も食べられません。大いに嘆き悲しんだ目連尊者は、何とかしようとお釈迦様に相談したところ、あなたの母親は罪根が深いので、あなたひとりでは救うことが出来ません。ここは多くの諸僧の威神力をかりればあなたの母親を救うことが出来るでしょうと言われたので、安居（初期仏教ではインドが雨期の間、僧侶達は外に歩き回ることなく、静かに精舎の中で修行や瞑想に過ごしていました）が終わった七月十五日に十方の諸僧に様々な食べ物、香、灯明を供養したところ、諸僧の祈りによって目連尊者の母親は長い餓鬼道をでることが出来ました。以上が盂蘭盆会の簡単なストーリーです。

私たち浄土真宗の門徒は特別の飾りをしません。お盆を迎えるにあたってはお内仏の中をきれいに掃除をして、枯れた花がないよう、お取り替えをしてお盆を過ごします。なぜなら、亡くなった方は浄土に帰られたのでどこかへ行ったり来たりしませんというのが門徒の考え方です。盂蘭盆と言うことですが、私はこのウランバナ（倒懸）という言葉は生きている私たちこそが道理と逆さまなことをして苦しんでいると言うことを示していると思います。

報恩講とは（十月二十八日）

私たち真宗門徒が宗祖と仰ぐ親鸞聖人は一二六二（弘長二）年十一月二十八日に、その御生涯を終えられました。聖人のご一生は、『ついに念仏の息たえましまし終わりぬ』（御伝鈔）と、まさに念仏に貫かれたものでした。宗祖が果たされたお仕事の大切さを讃え、その恩徳に感謝し報いるためのお勤めが報恩講です。

ひとりひとりが自らの生活を振り返り、現実社会を生きていくなかで、本願念仏の教えをかけがえのないものとして確かめる機縁として、私たちは報恩講を大切におつとめして行きたいものです。

本願寺八代の蓮如上人は御文の中で（五帖十一通目）、「そもそも、この御正忌にあたり、こころざしを持って参り、聖人の御前に参詣する人の中には、すでに信心を得た人もいるし、そうでない人もいるでしょう。しかしながら信心を得ていなければ、浄土への往生はかなわぬものです。ですから不信心の人も、すみやかに決定の心を得なければなりません。」と述べておられます。御正忌報恩講は親鸞聖人の御恩に報いると同時に、自らの信心を獲得する場であることを強調しています。つまり恩に報いるとはひとえに信心を得て下さいという宗祖の願いに応えることであります。本山では11月21日～28日までの間、七日間報恩講がつとまります。それに先だって、あるいはその後に、全国の真宗寺院で報恩講がつとまります。

著者

上杉 孝良（うえすぎ たかよし）

一九三一年横須賀市生。立正大学仏教学部仏教学科仏教文化専攻卒業
横須賀市文化財専門審議会委員、元横須賀市史専門委員・横須賀市中央図書館館長。横須賀市追浜町住。

この度の『西来寺誌』では、江戸時代から現代に至る沿革と、さらに年表までを執筆しました。西来寺は本文にありますように、度々の火災等の災害で残された文書資料もほとんどなく、不明のことばかりです。しかし、幸いにも世話人故川島庄太郎氏が遺された記録があり、さらに『風土記稿』や明治期に官公署に提出された書類、墓塔類の刻銘などからの断片的な記録を抜き出して綴ることができました。西来寺のおよその歴史を本誌で辿ることが出来ますが、今後さらなる史料の出現によってよりよい寺誌となりますよう期待しています。

真鍋 淳哉（まなべ じゅんや）

一九六九年横須賀市生。青山学院大学大学院文学研究科史学専攻博士後期課程修了。博士（歴史学）。日本中世史専攻。
青山学院大学非常勤講師。横須賀市史編さん室嘱託。横須賀市東逸見町住。

明治・昭和の火災によって、残念ながら現在の西来寺にはほとんど古い文書史料が残されておりません。しかし幸いにも、江戸幕府が編纂した『相州文書』にかつて西来寺が所蔵していた古文書が収録されており、また境内に中世の石造物が残されていたこと、さらには昭和に入って川島庄太郎氏が寺の歴史をまとめられておられたことにより、中世の西来寺の姿をある程度描くことができました。まさにこの寺誌執筆の仕事は、私にとって「記録を残すことの重要性」を実感した作業でした。

写真家

駒澤 琛道（こまざわ たんどう）

写真家・随筆家
臨済宗建長寺派建長寺徒弟、天台修験道 伊吹山寺法流統管
【著書】写真集「佛姿写伝　鎌倉」（神奈川新聞社）、「佛姿写伝　近江／湖北妙音」（日本教文社）、「印度　生死の月」（春秋社）、「ぼさつになった妙空」（春秋社）、その他写真集・エッセイ集など多数。
横須賀市上町住。

「これらのお軸は先々代の住職が描かれたものです」
四十数年、国内外の国宝や重要文化財の佛像等を撮影してきた私にとり、ご住職の言葉は心に深く響くものでした。一筆一筆思いを込めて描かれた先々代のお姿を思うと、寺の住職としてのあるべき姿が偲ばれました。檀家の皆様と共に守られ続けて来た、遺されたこの作品こそが紛れも無く西来寺の大切な寺宝であると思います。

あとがき　編集を終えて

檀家の皆様に西来寺の歴史と文化を知って頂こうと、世話人会で決定してから三年が過ぎてしまいました。二年目の本堂の修復、お手洗いの改築工事があり一頓挫しておりましたが、今般やっと上梓の運びとなりました。編集委員の美好昌子さんのご紹介で、上杉孝良・真鍋淳哉両先生とご縁が出来、二度にわたる火災に貴重な文献を失ってしまった西来寺の歴史を多方面からの調査研究により掘り起こしていただき立派な寺史として刊行出来ました事は誠に幸運でした。又、西来寺創建千二百年と親鸞聖人七百五十回遠忌に重なり上梓出来たことも不思議なご縁と思います。

編纂に際して、技術を要する寺宝や本堂などの撮影を写真家の駒澤琛道さんにお願いしました。表紙の題字は前住職にお願いして揮毫していただきました。文中の花鳥風物の写真は住職の撮られた写真から選ばせていただきました。巻末の「仏事の手引き」は何かと檀家の皆様からの問い合わせが多い件を解決したいと考え住職の奥様に執筆をお願いしました。この西来寺誌が私達檀家の子孫に伝えるよい資誌になれば幸いです。末筆ながら編纂に当り編集委員の方々又、デザイナー野木村早苗さんに大変お世話になりました事を感謝申し上げます。

編集委員長　平岡 増雄

編集のもよう

大塚山

西来寺誌

宗祖親鸞聖人 七百五十回 御遠忌
西来寺創始 千二百年記念

発行日　二〇一二年 十月二十八日

編集　西来寺編集委員会

発行者　西来寺

発行所　〒二三八ー〇〇五一
横須賀市不入斗町三ノ三八
電話　〇四六ー八二二ー一〇二〇

印刷所　有限会社　茂手木印刷所

題字　釋甫圓

装丁・レイアウト　野木村 早苗